

令和7年度第2回四街道市保健福祉審議会 会議次第

令和8年2月6日（金）14：00～  
四街道市総合福祉センター3階会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）第4次四街道市地域福祉計画（案）について

（2）第5次四街道市障がい者基本計画（案）について

4 答 申

5 閉 会

# 第4次四街道市地域福祉計画

## (成年後見制度利用促進基本計画)

### (再犯防止推進計画)

《案》

令和8年3月  
四街道市

は じ め に

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画とSDGsとの関係 ..... 3
- 3 計画の位置付け・期間 ..... 4
- 4 計画策定までの流れ ..... 6

## 第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く状況

- 1 統計データからみる状況 ..... 7
- 2 アンケート調査からみる状況 ..... 12
- 3 第3次地域福祉計画の評価 ..... 22
- 4 課題への対応 ..... 23

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 ..... 24
- 2 基本方針 ..... 25
- 3 計画の体系 ..... 28

## 第4章 施策の総合的な展開

- 計画の主なポイントと重点的な取組 ..... 29
- 基本目標1 つながりを育む地域づくり ..... 30
- 基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援 ..... 40
- 基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり ..... 53
- 基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備 ..... 60

## 第5章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制 ..... 72
- 2 計画の進行管理 ..... 72

## 資料編

- 1 計画の策定経過 ..... 73
- 2 策定体制 ..... 75
- 3 用語解説 ..... 79

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景と趣旨

近年、全国的に少子高齢化や人口減少、核家族化・単身世帯の増加、非正規雇用の拡大など、社会経済構造が大きく変化し、地域や家庭、職場といった生活基盤における支え合いの力が弱まっています。その結果として、ダブルケア、8050問題、引きこもり、生活困窮など、複雑かつ多様な生活課題が制度の狭間で顕在化し、地域における孤立や支援不足の状況が深刻化しています。

こうした背景のもと、国では、平成29年の社会福祉法の改正により、市民一人ひとりが当事者意識をもって福祉に参画し、世代や制度・分野を超えて地域でつながり合う「地域共生社会」の実現が目標として掲げられ、平成30年には、地域福祉計画が市町村における福祉分野の共通計画として「上位計画」に位置付けられ、計画の策定が努力義務とされました。また、近年では、成年後見制度の利用促進や再犯防止推進といった社会的課題にも対応していくことが求められており、国や自治体、民間団体が一体となって支援を行っていく必要があります。

千葉県では、こうした国の動向を踏まえ、令和5年に「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化や、重層的支援体制整備事業の市町村への展開支援など、地域福祉の基盤整備に向け多角的に取り組んでいます。

また、こうした地域福祉の推進は、国連が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標とも関係しており、持続可能な地域社会の実現に資する重要な取組です。

本市においては、平成23年に「四街道市地域福祉計画」を策定して以来、市民・行政・関係団体が連携しながら地域福祉の推進に取り組んできました。「第3次四街道市地域福祉計画」(令和3年度から令和7年度)では、地域共生社会の実現に向け、分野横断的な支援体制の構築を進め、令和7年7月に「ふくしの総合相談窓口」を開設し、従来の仕組みでは対応が難しい複合・複雑な生活課題に対し、属性や制度を問わない包括的な支援体制を推進しています。

こうした社会情勢の変化や国の動向、本市のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後も全ての人々が身近な地域の中で支え合える地域社会の構築を目指し、行政、社会福祉協議会、市民、福祉関連団体、事業者等が連携し、包括的な支援体制の充実を進めるため、「第4次四街道市地域福祉計画」を策定します。

## (2) 国の主な動き

年	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成 27 年	○「生活困窮者自立支援法」施行	○「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成 28 年	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ○「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 ○「自殺対策基本法」改正	○「地域共生社会（「我が事・丸ごと」の地域づくり）の実現に向けた中間報告」公表
平成 29 年	○「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 ○「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」通知	○「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 ○「地域共生社会の実現に向けた地域力強化検討会」最終とりまとめ公表 ○「再犯防止推進計画」閣議決定
平成 30 年	○「改正社会福祉法」施行 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 ○「生活困窮者自立支援法」改正	
令和元年	○「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」設置
令和 3 年	○「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行 ○「改正災害対策基本法」施行	○「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定 ○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ公表
令和 4 年		○「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定
令和 5 年	○「こども基本法」施行	○「第二次再犯防止推進計画」閣議決定
令和 6 年	○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ○「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 ○「孤独・孤立対策推進法」施行	
令和 7 年	○「手話に関する施策の推進に関する法律」施行	

### (3) 県の主な動き

千葉県においては、地域共生社会の実現に向け、「第四次千葉県地域福祉支援計画」（令和5年度から令和8年度）を策定しました。「未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会」を目指し、県や市町村、関係団体、地域住民等が一体となって協力し合って「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現を図っています。

#### ■第四次千葉県地域福祉支援計画（令和5年度から令和8年度までの4年間）

地域福祉を推進する上での課題を6つの視点(柱)から整理して取り組む。

- I 地域共生社会実現に向けた意識づくり
- II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり
- III 多様な福祉の担い手づくり
- IV 地域福祉を推進する基盤づくり
- V 暮らしやすい環境づくり
- VI 市町村の主体性・創造性を推進する支援

また、県では、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたる再犯防止に関する施策を推進するため、国の刑事司法関係機関、県、市町村、民間団体等、地域が一丸となって取り組む指針として「千葉県再犯防止推進計画」（令和3年度から令和7年度）を策定しました。

## 2 計画とSDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための令和12（2030）年を期限とする国際目標であり、17の目標（ゴール）・169のターゲットを設定しています。また、国のSDGs推進本部において平成28年に決定し、令和元年に改定した、SDGsの達成に向けた中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」では、地方自治体のさまざまな計画にSDGsの要素を反映することなどが期待されています。

そのため、第4次地域福祉計画においては、SDGsの達成に資する地域福祉の取組を推進していきます。

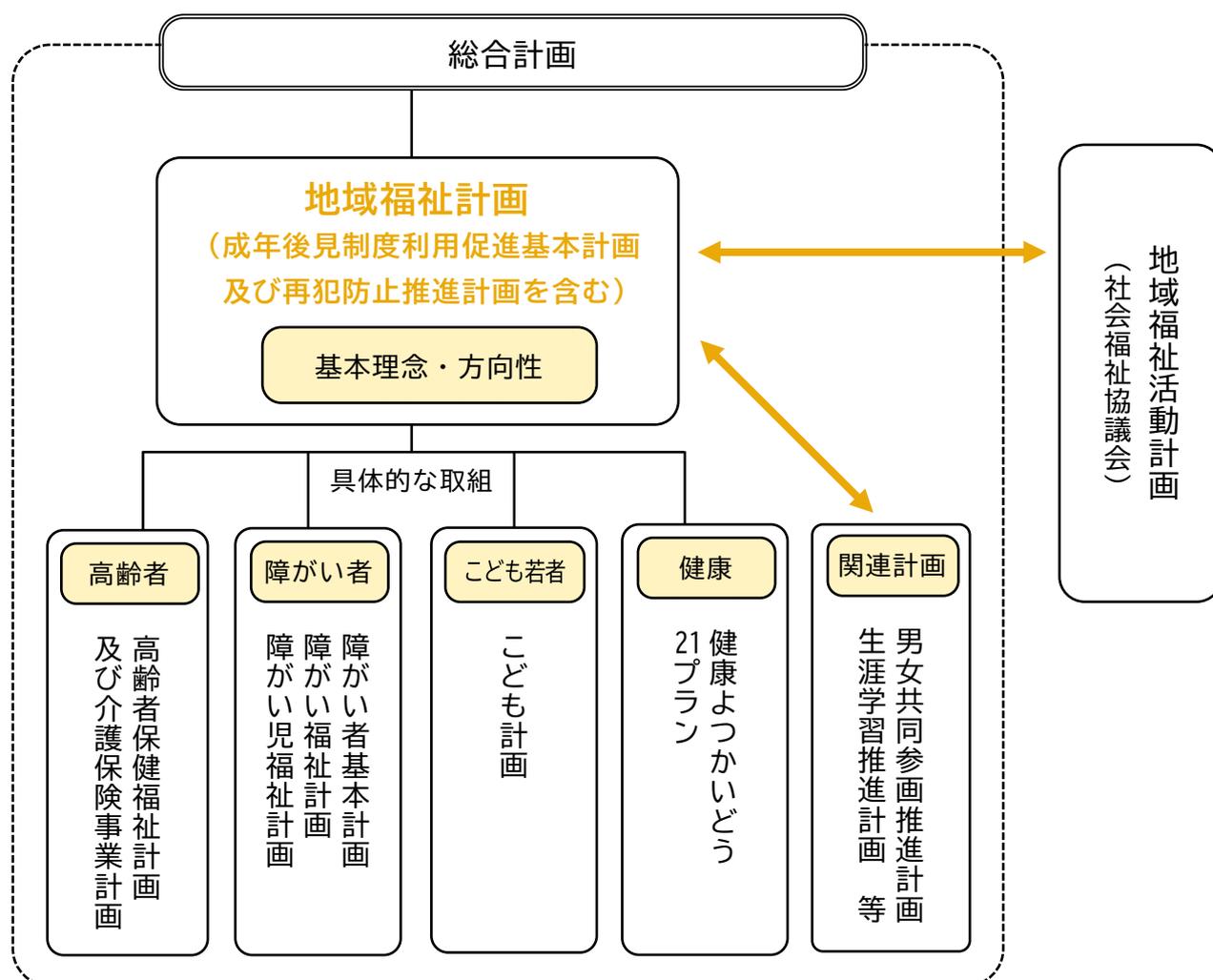


### 3 計画の位置付け・期間

第4次地域福祉計画は、「社会福祉法」第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進する上で、基本的な考え方の共助の活動を促進するための取組方針を定め、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する福祉分野における上位計画です。あわせて「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画としての位置付けをもつものです。

また、市の最上位計画である「四街道市総合計画第1期基本計画（HAPPY SMILE PLAN－笑顔と笑顔をつなぐ街 四街道－）」、福祉に関連する「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「四街道市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「四街道市こども計画」、「健康よっかいどう 21 プラン」等、各分野の個別計画と整合性や連携を図った計画とします。

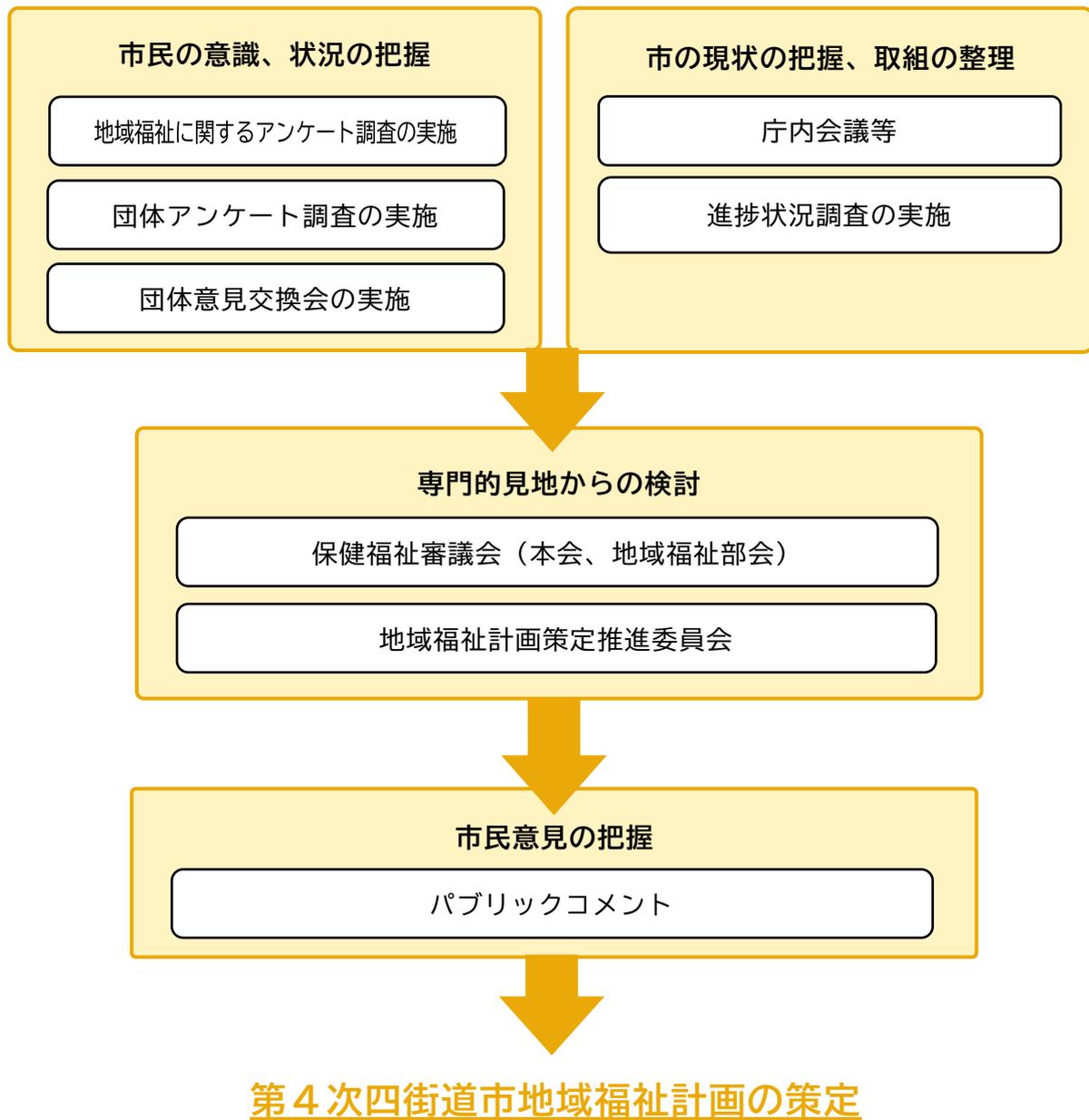
さらに、四街道市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画（ふれあい あったか プラン）」とも連携を図りながら、地域全体での包括的な支援体制の構築を目指します。



第4次地域福祉計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。  
 ただし、国や千葉県、本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。

計画名	年度							
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
四街道市総合計画基本構想	令和6年度～令和25年度							
四街道市総合計画 第1期基本計画	令和6年度～令和10年度							
四街道市地域福祉計画			令和8年度～令和12年度					
四街道市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	令和6年度～ 令和8年度							
四街道市障がい者基本計画			令和8年度～令和17年度					
四街道市障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	令和6年度～令和11年度							
四街道市子ども計画		令和7年度～令和11年度						
健康よっかいどう21プラン	平成30年度～令和10年度							
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)			令和8年度～令和12年度					

## 4 計画策定までの流れ



## 第2章 四街道市の地域福祉を取り巻く状況

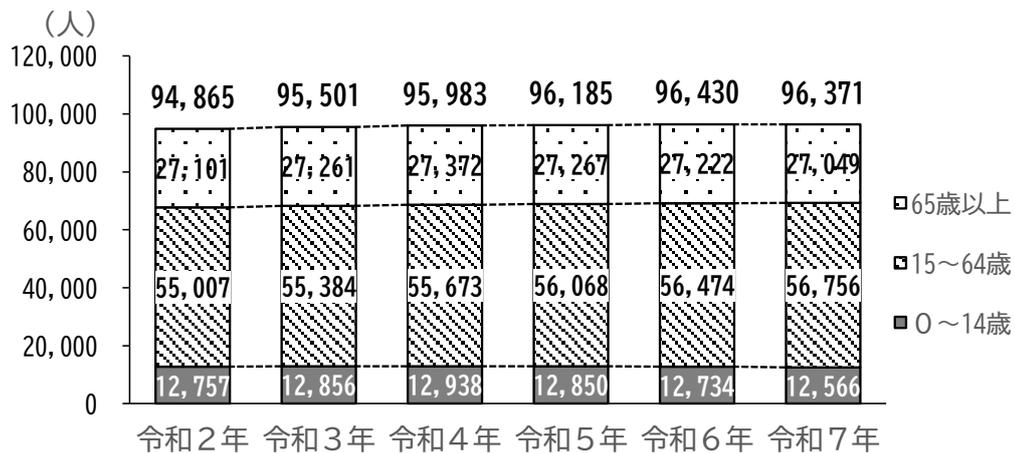
### 1 統計データからみる状況

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口の推移をみると、横ばいの傾向がみられ、令和7年には96,371人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、令和7年には0～14歳の年少人口が12,566人、15～64歳の生産年齢人口が56,756人、65歳以上の老年人口が27,049人となっています。

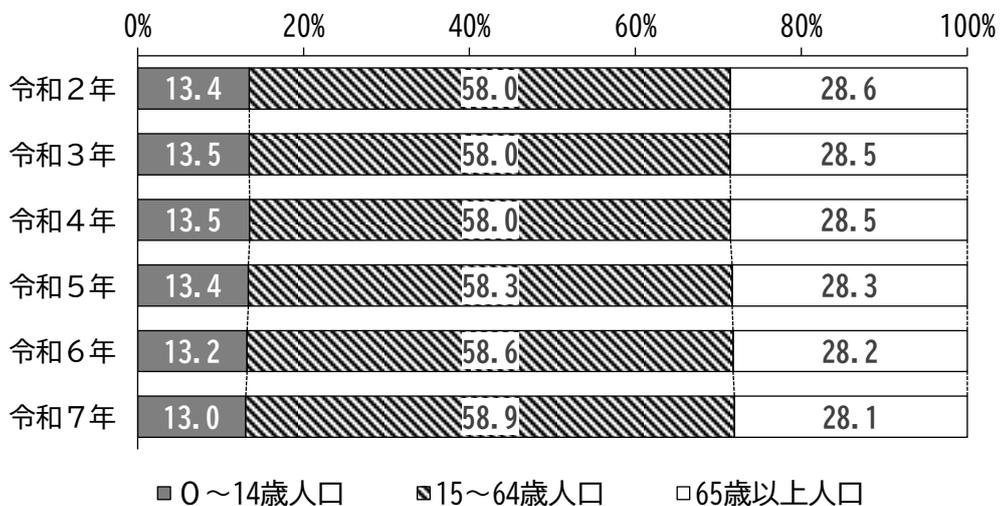
一方、年齢3区分別人口構成比をみると、いずれの区分でも横ばい傾向が続いており、大きな変化はみられません。

#### ■ 総人口と年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

#### ■ 年齢3区分別人口構成比

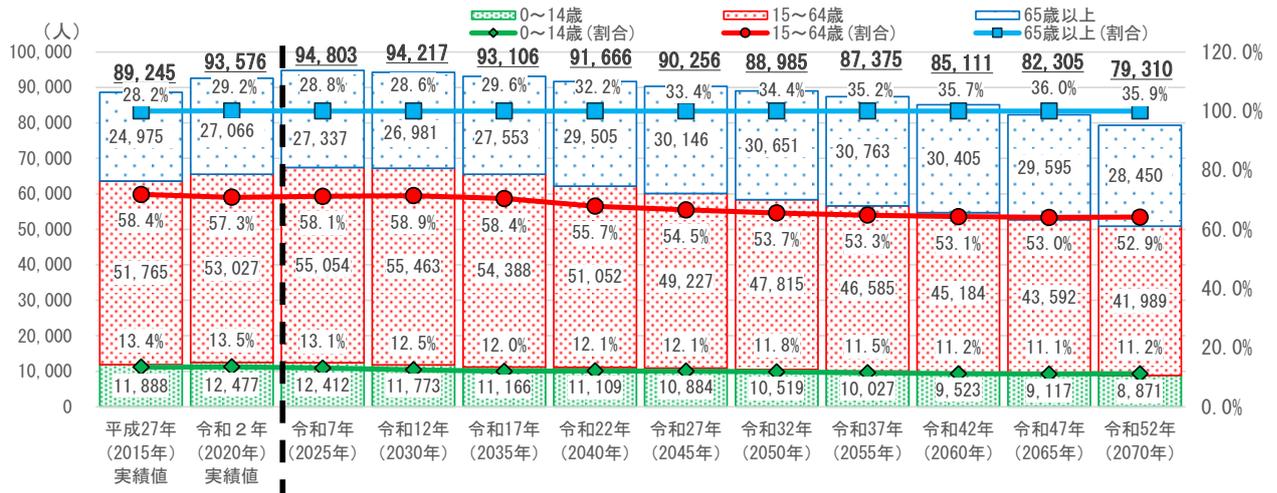


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 将来人口のシミュレーション

「第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来人口のシミュレーションのうち、合計特殊出生率が1.35（令和5年値）で推移した場合のパターンDをみると、令和7年から令和12年までは0～14歳の年少人口や、15-64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の構成比は横ばい傾向となっています。

■将来人口のシミュレーション（パターンD）※



資料：第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略

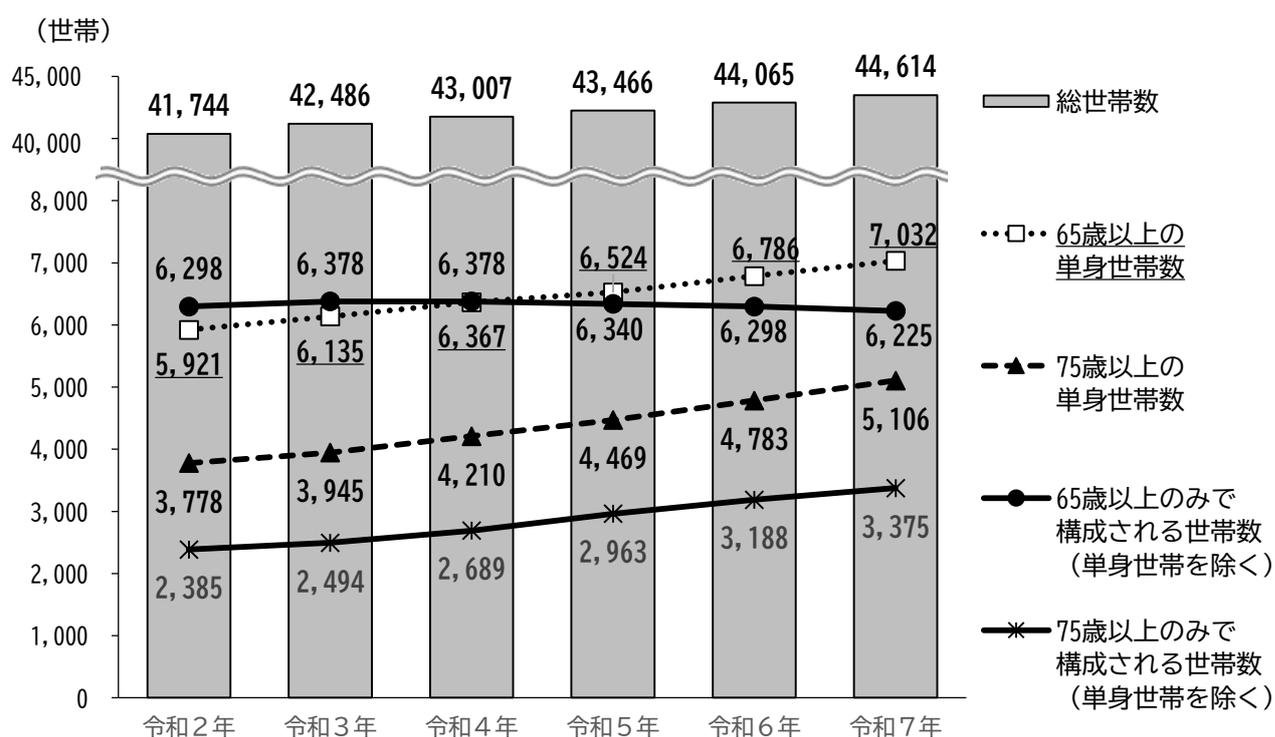
※国勢調査等を基に将来人口をシミュレーションしたものであり、住民基本台帳人口とは異なります。

### (3) 総世帯数と高齢者のみ世帯の推移

総世帯数の推移をみると、増加傾向がみられ、令和7年には44,614世帯となっています。

令和2年と令和7年を比較すると、65歳以上の単身世帯は5,921世帯から7,032世帯へと増加している一方、65歳以上のみで構成される世帯（単身世帯を除く）は6,298世帯から6,225世帯へと令和4年以降、減少傾向となっています。また、75歳以上の単身世帯は3,778世帯から5,106世帯、単身を除く世帯は2,385世帯から3,375世帯へと増加しており、いずれの区分でも増加傾向が見られます。

#### ■ 総世帯数と高齢者のみ世帯の推移

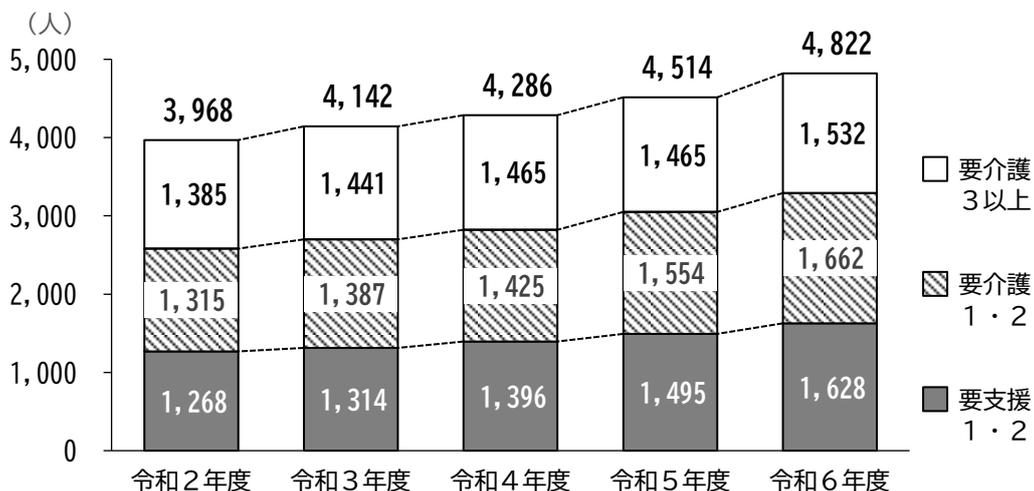


資料：高齢者支援課（各年4月1日）

#### (4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、年ごとに増加しており、令和6年度には4,822人となっています。

##### ■要支援・要介護認定者数の推移

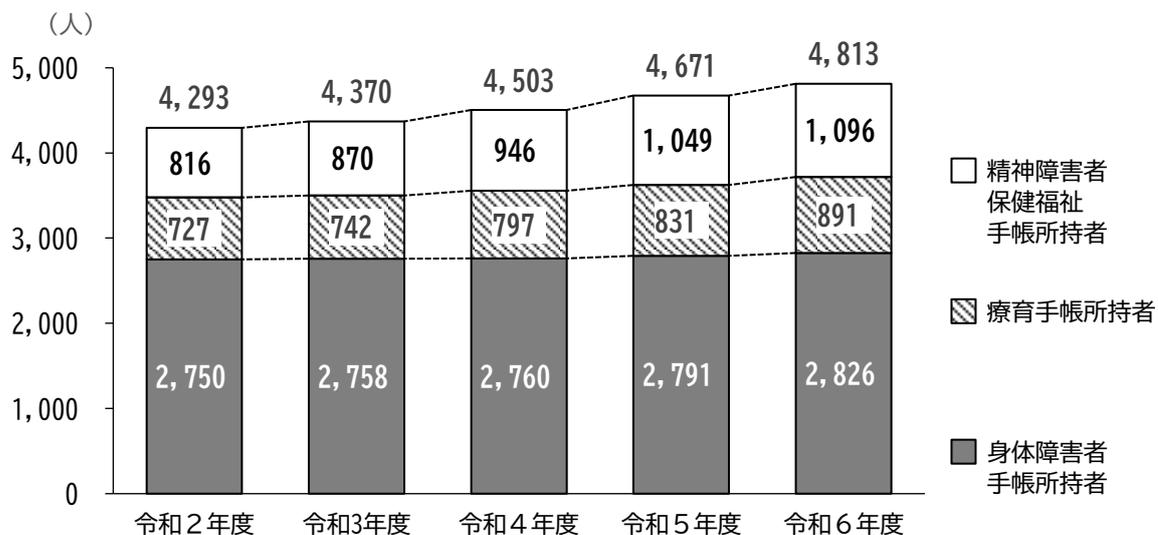


資料：高齢者支援課（各年度末）

#### (5) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、年ごとに増加しており、令和6年度には4,813人となっています。

##### ■障害者手帳所持者数の推移

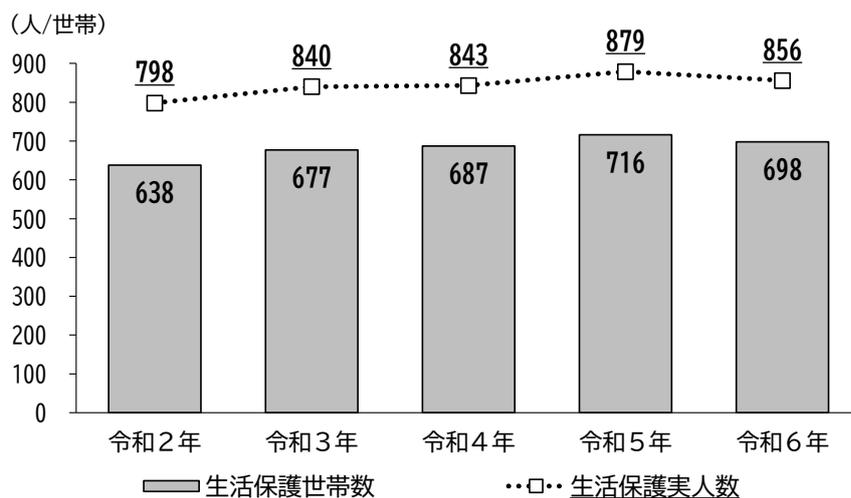


資料：障がい者支援課（各年度末）

## (6) 生活保護世帯数等の推移

生活保護世帯数等の推移をみると、生活保護世帯数は令和5年までは年ごとに増加しておりましたが、令和6年には698世帯と前年より減少しています。また、生活保護受給者数も令和5年までは年ごとに増加しておりましたが、令和6年には856人と前年より減少しています。

### ■生活保護世帯数と生活保護受給者数の推移

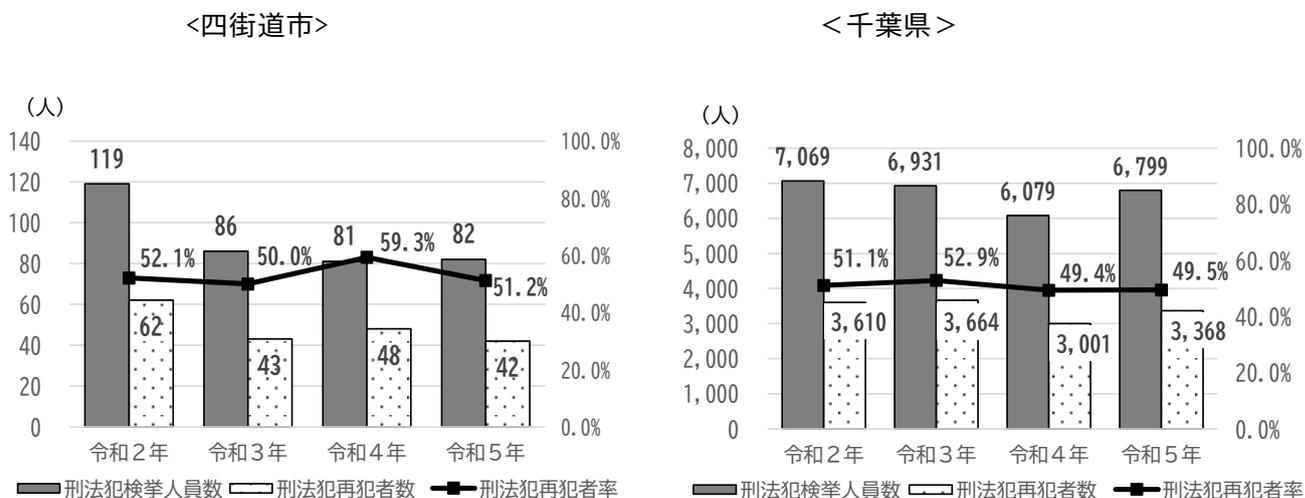


資料：社会福祉課（各年平均値）

## (7) 刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移

刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移(四街道市)をみると、刑法犯検挙人員は令和4年までは年ごとに減少しておりましたが、令和5年には82人と前年より増加している一方、再犯者数は増減を繰り返しています。なお、千葉県も同様の傾向となっています。

### ■刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率（四街道市、千葉県）



※県内と市内の警察署の20歳未満を除く検挙人員、再犯者人員となります。

資料：関東矯正管区提供

## 2 アンケート調査からみる状況

### (1) 調査の概要

第4次地域福祉計画を策定するにあたっての基礎資料とするため、市民・福祉関連団体アンケート調査とともに、福祉関連団体との意見交換会を実施しました。

#### ① 市民アンケート調査

- 調査地域 : 四街道市全域
- 調査対象 : 18歳以上の市内在住者（2,000名を無作為抽出）
- 調査期間 : 令和7年6月3日～6月25日
- 調査方法 : 郵送による発送・回収
- 回収結果 : 1,049件（回収率52.5%）

#### ② 福祉関連団体アンケート調査

- 調査対象 : 四街道市の地域福祉の中核を担う団体（31団体）
- 調査期間 : 令和7年6月3日～6月25日
- 調査方法 : 郵送による発送・回収
- 回収結果 : 30件（回収率96.8%）

#### ③ 福祉関連団体意見交換会

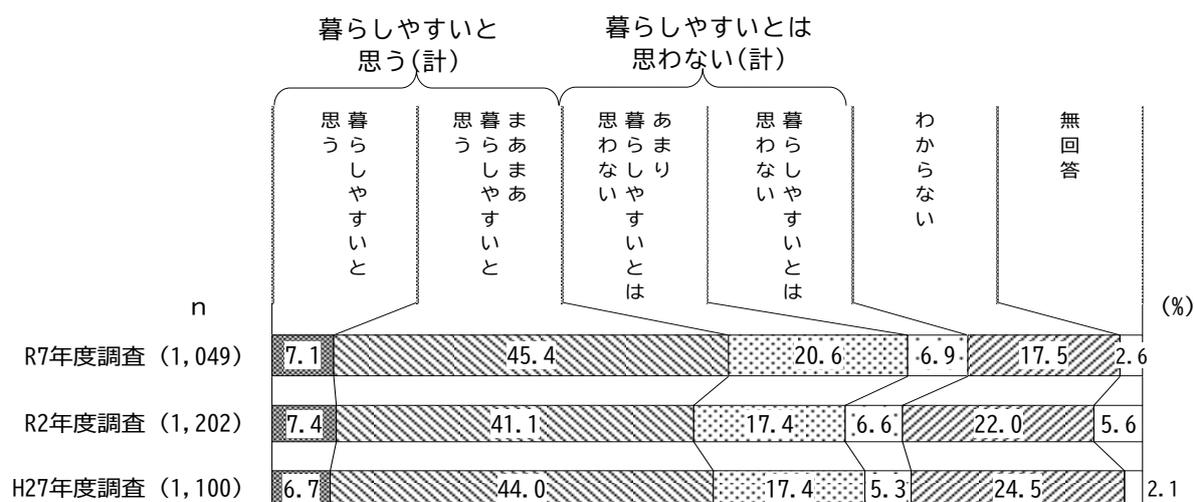
- 対象団体 : 四街道市の地域福祉の中核を担う団体（29団体）
- 開催場所 : 市役所2階会議室、4階会議室
- 開催日程 : 令和7年6月26日(木)（17団体参加）  
令和7年6月30日(月)（6団体参加）  
令和7年7月4日(金)（1団体参加）
- 開催結果 : 24団体参加（参加率82.8%）

## (2) 市民・福祉関連団体アンケート調査結果の概要

### ■ こどもや高齢者、障がい者等にとっての、本市の暮らしやすさに関する考えについて (市民/単数回答)

市民アンケート調査では「まあまあ暮らしやすいと思う」が45.4%と最も多く、「暮らしやすいと思う」(7.1%)を合わせた“暮らしやすいと思う”は52.5%となっています。反対に、「あまり暮らしやすいとは思わない」(20.6%)と「暮らしやすいとは思わない」(6.9%)を合わせた“暮らしやすいとは思わない”は27.5%となっています。

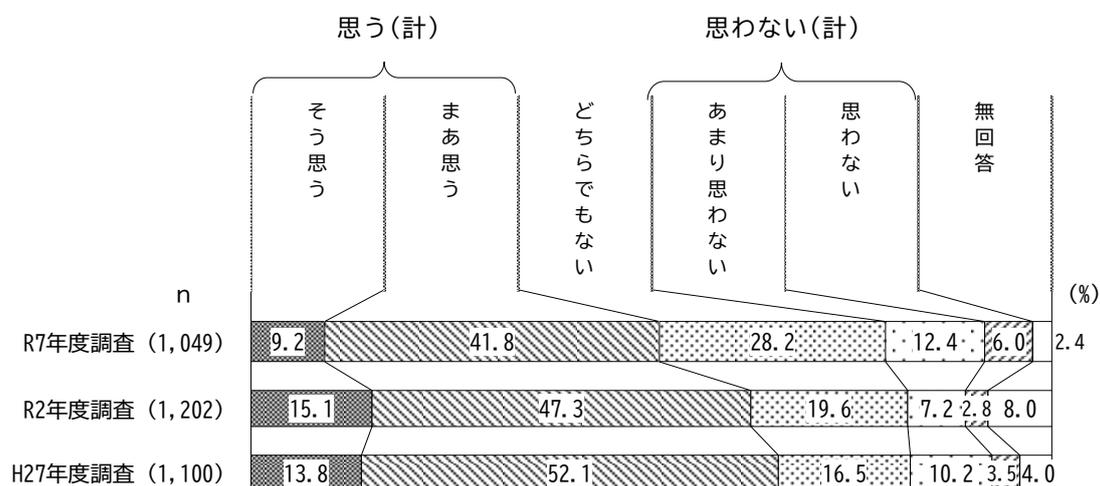
前回調査と比較すると、“暮らしやすいと思う”は4.0ポイント多くなっています。



### ■ 暮らしている地域の安心・安全に関する考えについて (市民/単数回答)

市民アンケート調査では「まあ思う」が41.8%と最も多く、「そう思う」(9.2%)を合わせた“安心・安全であると思う”は51.0%となっています。また、「どちらでもない」は28.2%で、「あまり思わない」(12.4%)と「思わない」(6.0%)を合わせた“安心・安全であると思わない”は18.4%となっています。

前回調査と比較すると、“安心・安全であると思う”は11.4ポイント少なくなっています。

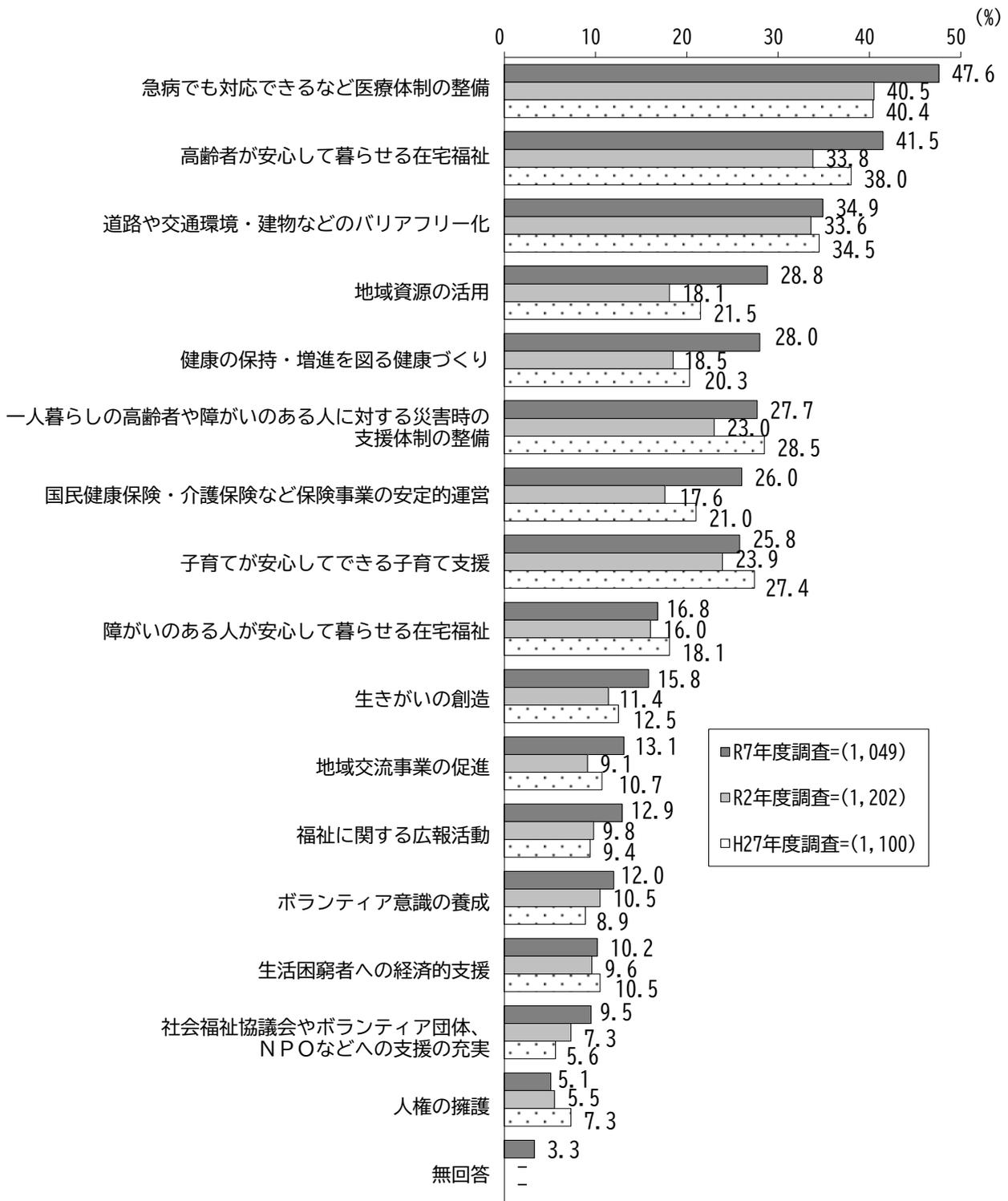


■市として、今後力を入れる福祉関連分野について

(市民／複数回答／主なもの5つまで)

市民アンケート調査では「急病でも対応できるなど医療体制の整備」が47.6%と最も多く、次いで「高齢者が安心して暮らせる在宅福祉」が41.5%、「道路や交通環境・建物などのバリアフリー化」が34.9%となっています。

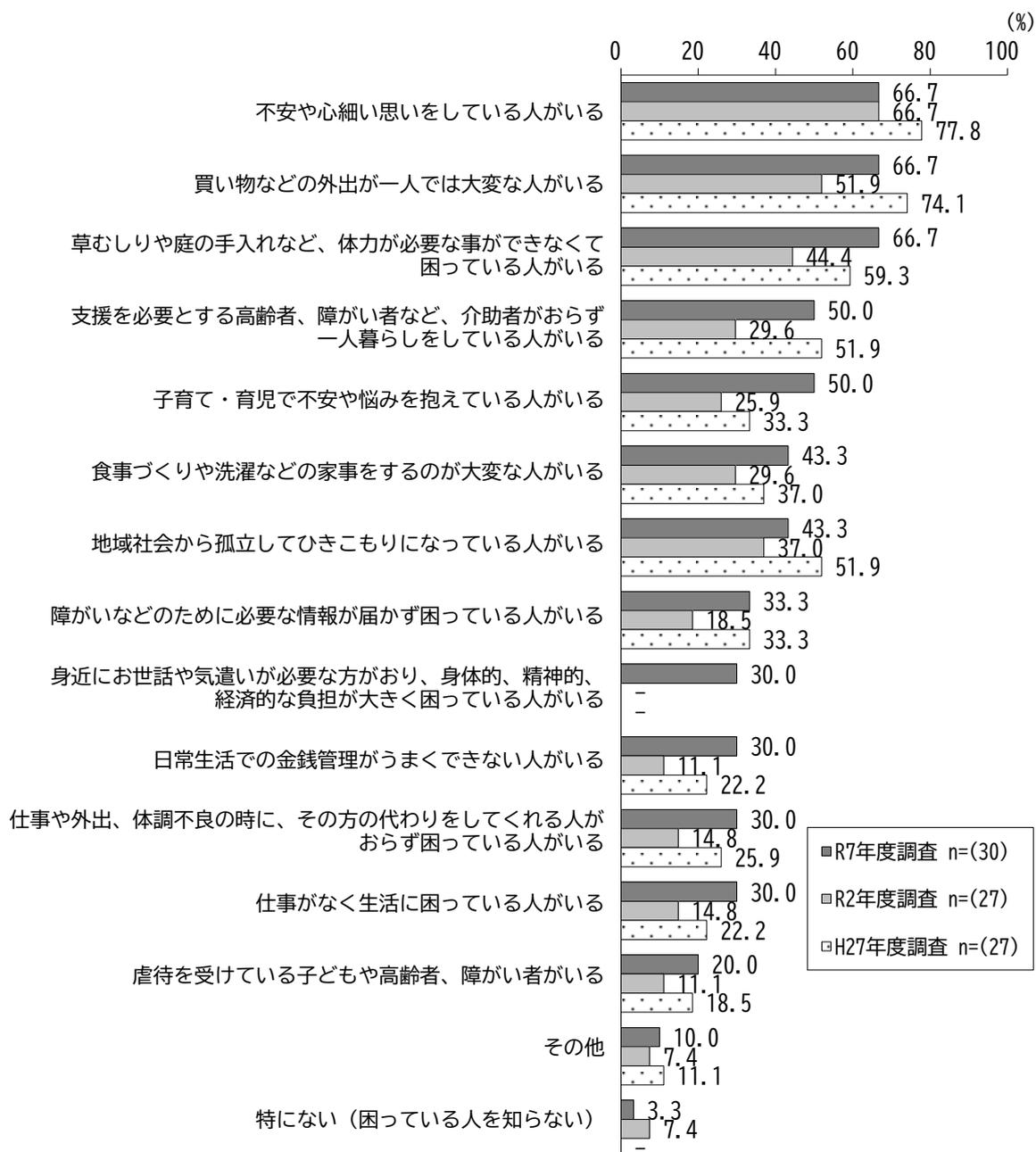
前回調査と比較すると、「地域資源の活用」は10.7ポイント、「健康の保持・増進を図る健康づくり」は9.5ポイント多くなっています。



■ 地域の人が日常生活で困っていることについて（団体／複数回答）

団体アンケート調査では「不安や心細い思いをしている人がいる」、「買い物などの外出が一人では大変な人がいる」、「草むしりや庭の手入れなど、体力が必要な事ができなくて困っている人がいる」が66.7%と最も多く、次いで「支援を必要とする高齢者、障がい者など、介助者がおらず一人暮らしをしている人がいる」と「子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる」が50.0%となっています。

前回調査と比較すると「草むしりや庭の手入れなど、体力が必要な事ができなくて困っている人がいる」、「支援を必要とする高齢者、障がい者など、介助者がおらず一人暮らしをしている人がいる」、「子育て・育児で不安や悩みを抱えている人がいる」は20ポイント以上増加しています。

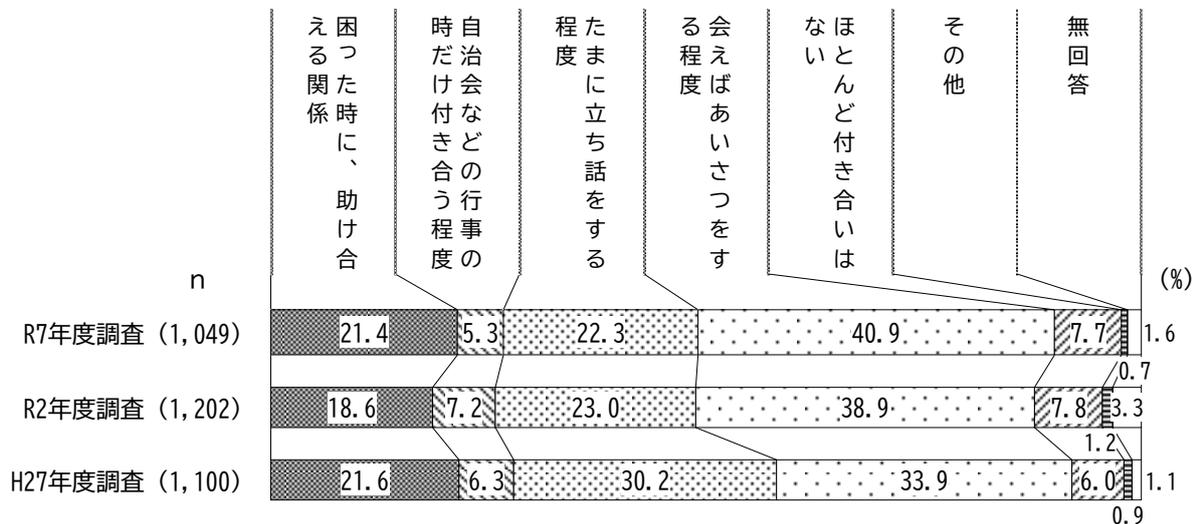


※選択肢「身近にお世話や気遣いが必要な方がおり、身体的、精神的、経済的な負担が大きく困っている人がいる」は今回からの新規項目

### ■近所付き合いについて（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「会えばあいさつをする程度」が40.9%と最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」が22.3%となっています。

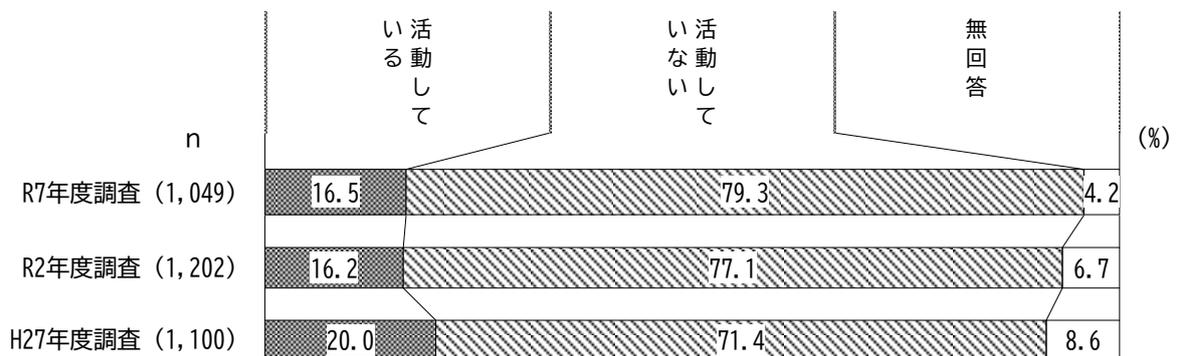
過去調査と比較すると、「会えばあいさつをする程度」は平成27年度調査から令和2年度調査で増加し、令和2年度調査から令和7年度調査でも微増しています。



### ■地域での活動状況について（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「活動している」が16.5%、「活動していない」が79.3%となっています。

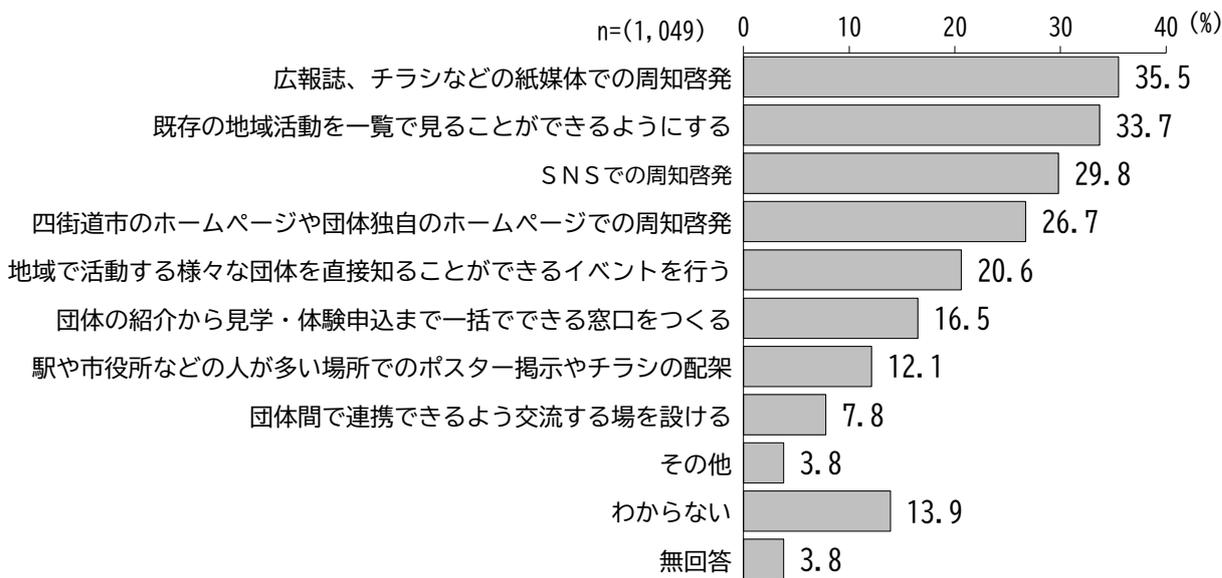
前回調査と比較すると「活動していない」は微増しています。



■ 地域での活動が活性化するために必要なことについて

(市民上位 10 項目 / 複数回答 / 主なもの 3 つまで)

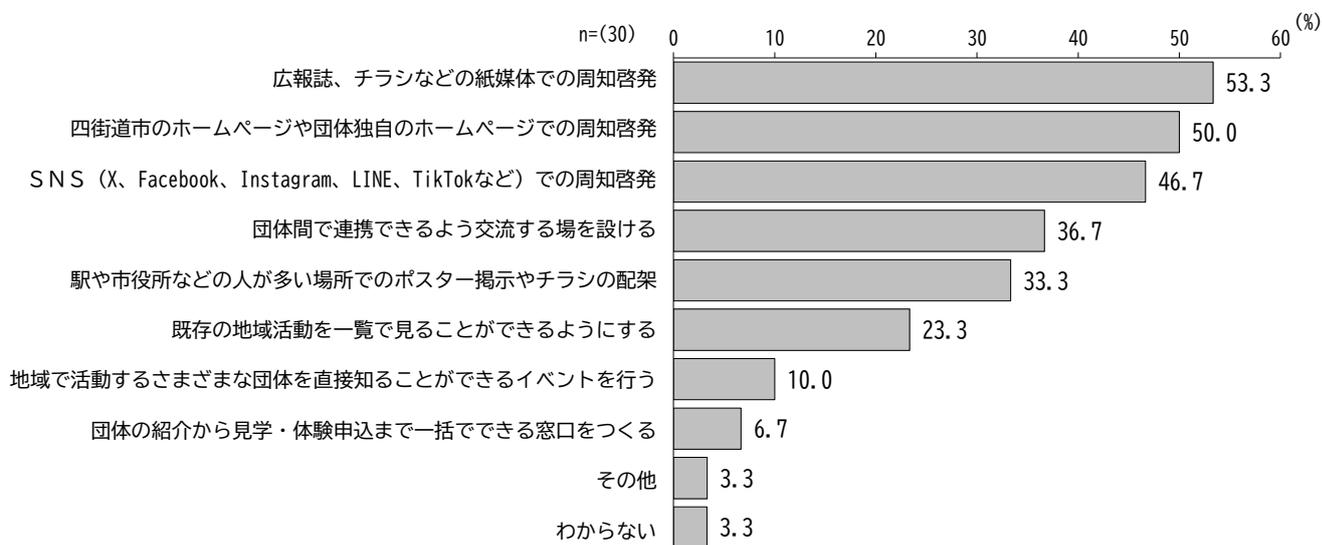
市民アンケート調査では「広報誌、チラシなどの紙媒体での周知啓発」が 35.5% と最も多く、次いで「既存の地域活動を一覧で見ることができるようにする」が 33.7%、「SNS (X、Facebook、Instagram、LINE、TikTok など) での周知啓発」が 29.8% となっています。



■ 地域での活動が活性化するために必要なことについて

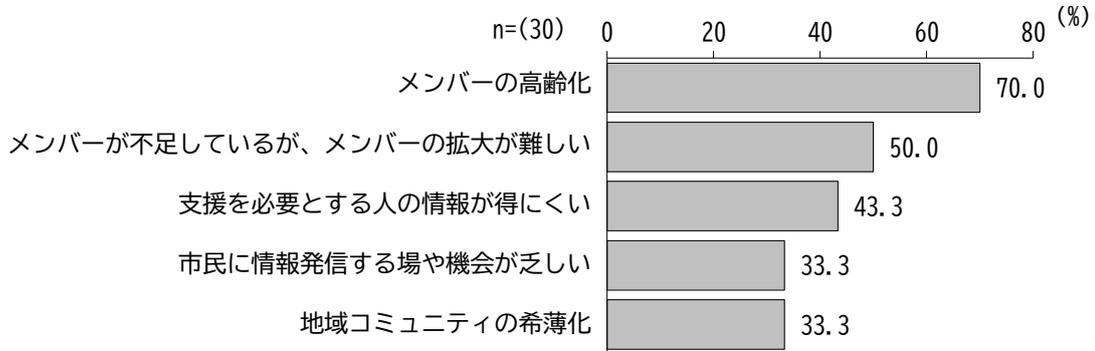
(団体 / 複数回答 / 主なもの 3 つまで)

団体アンケート調査では「広報誌、チラシなどの紙媒体での周知啓発」が 53.3% と最も多く、次いで「四街道市のホームページや団体独自のホームページでの周知啓発」が 50.0% となっています。



■ 団体が活動を行う上で困っていることについて（団体上位5項目／複数回答）

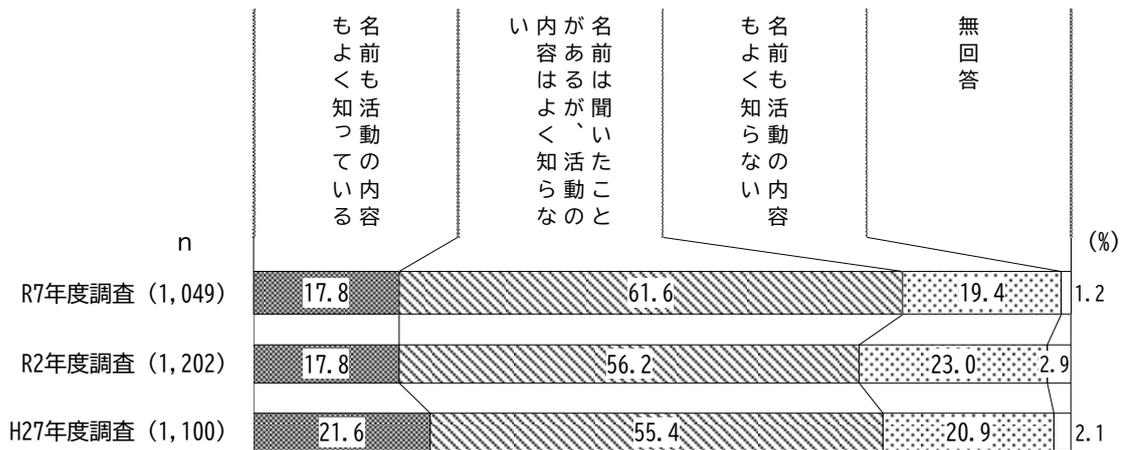
団体アンケート調査では「メンバーの高齢化」が70.0%と最も多く、次いで「メンバーが不足しているが、メンバーの拡大が難しい」が50.0%、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が43.3%となっています。



■ 社会福祉協議会の認知状況について（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が61.6%と最も多く、次いで「名前も活動の内容もよく知らない」が19.4%となっています。

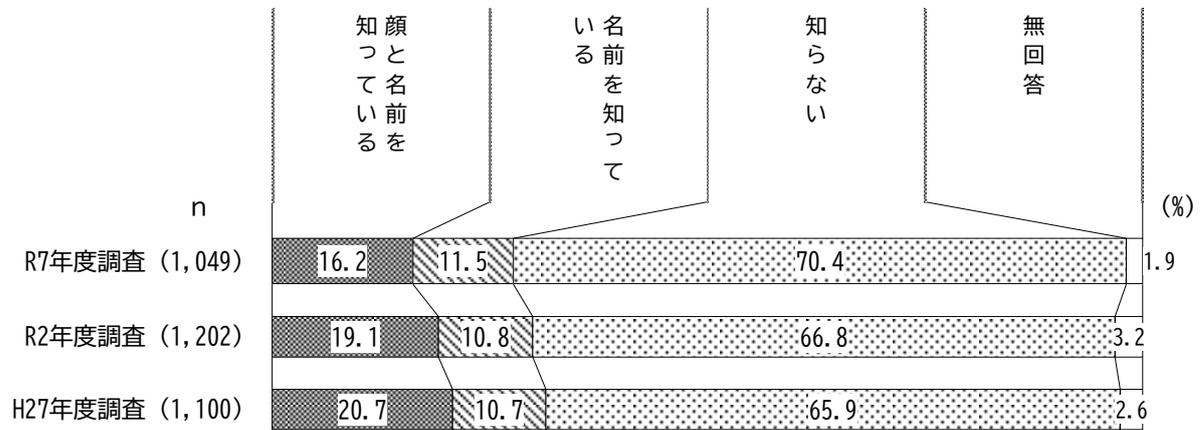
前回調査と比較すると、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」は5.4ポイント多く、「名前も活動の内容もよく知らない」は3.6ポイント少なくなっています。



■ 地区の担当民生委員・児童委員の認知状況について（市民／単数回答）

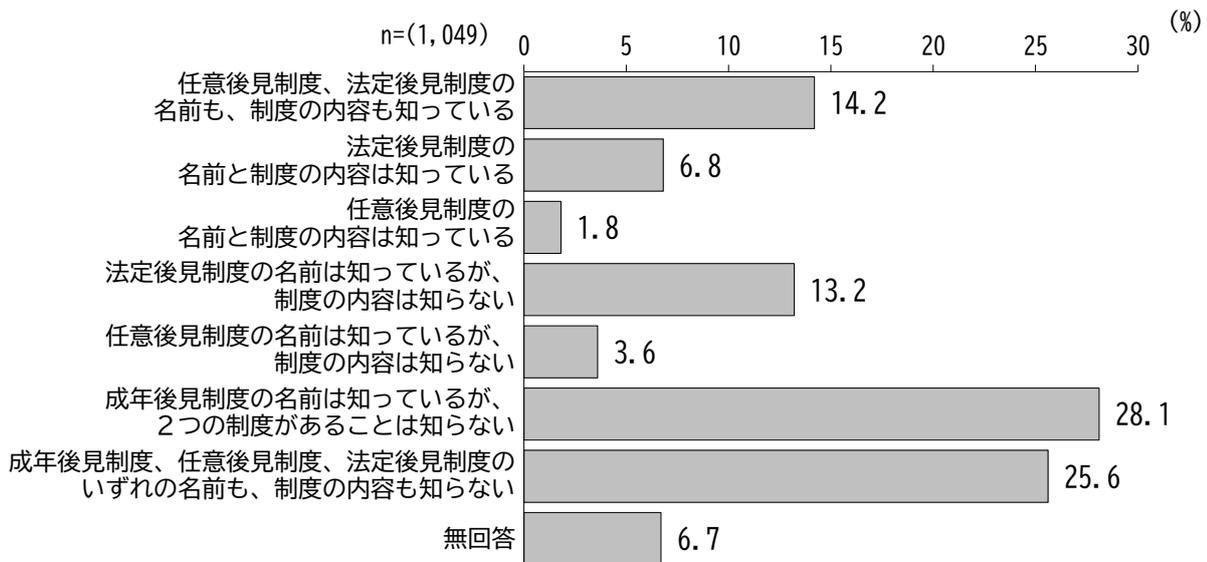
市民アンケート調査では「知らない」が70.4%と最も多く、次いで「顔と名前を知っている」が16.2%となっています。

前回調査と比較すると、「知らない」は3.6ポイント多くなっています。



■ 成年後見制度の認知状況について（市民／単数回答）

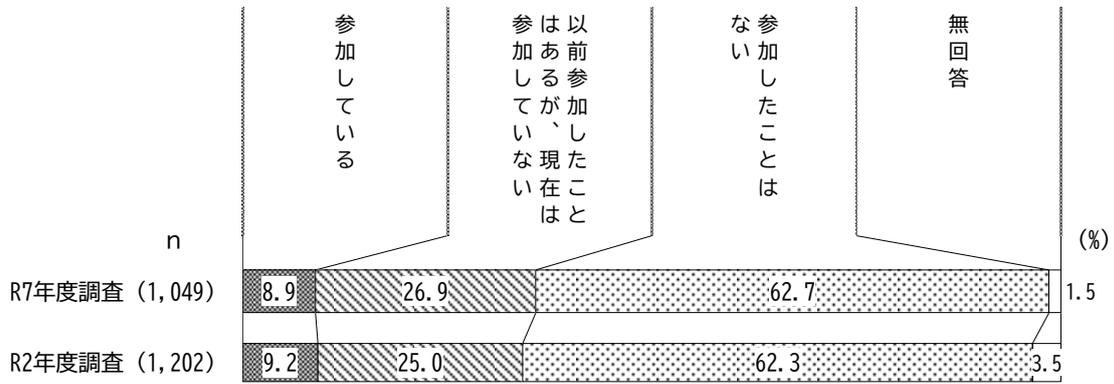
市民アンケート調査では「成年後見制度の名前は知っているが、2つの制度があることは知らない」が28.1%と最も多く、次いで「成年後見制度、任意後見制度、法定後見制度のいずれの名前も、制度の内容も知らない」が25.6%、「任意後見制度、法定後見制度の名前も、制度の内容も知っている」が14.2%となっています。



■地域の防災訓練の参加状況について（市民／単数回答）

市民アンケート調査では「参加したことはない」が62.7%と最も多く、次いで「以前参加したことはあるが、現在は参加していない」が26.9%、「参加している」が8.9%となっています。

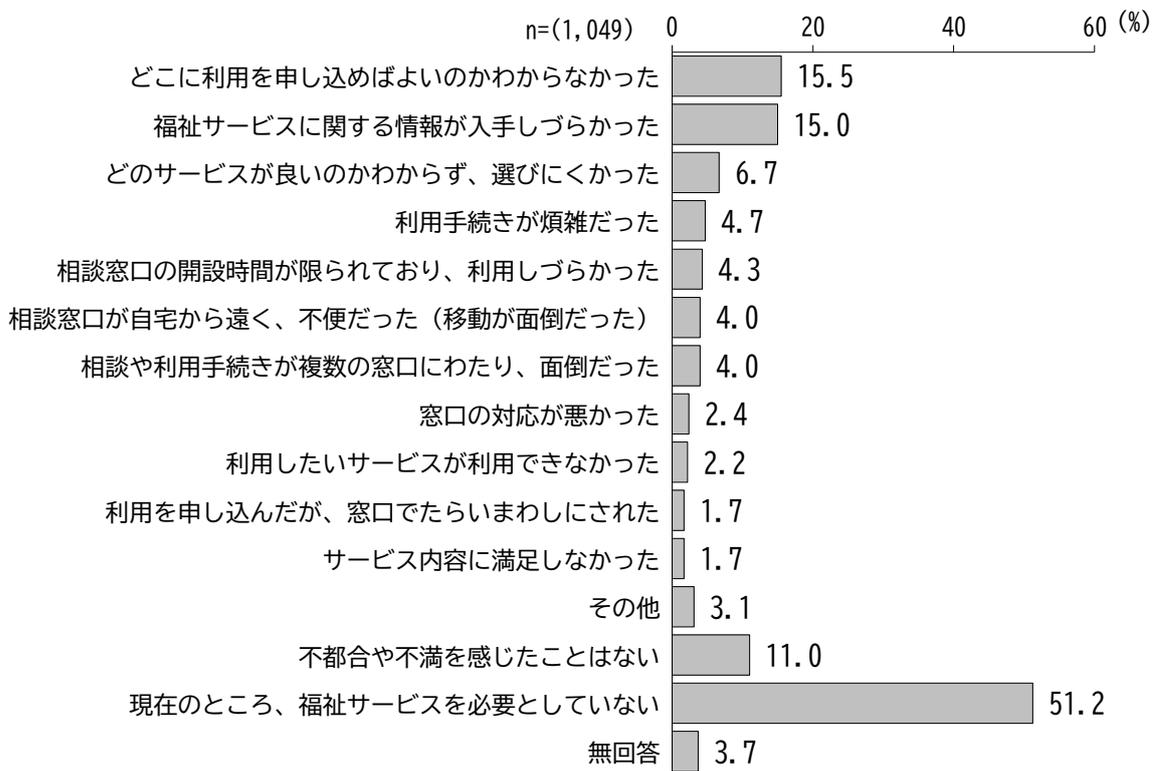
前回調査と比較すると、傾向に大きな変化はありません。



■福祉サービスの利用に際し、不都合や不満に思ったことについて

（市民／複数回答）

市民アンケート調査では「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」が15.5%、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が15.0%と多くなっています。一方、「現在のところ、福祉サービスを必要としていない」は51.2%と最も多くなっています。



### (3) 福祉関連団体意見交換会の主な意見

地域福祉関連団体との意見交換会を通じて、地域福祉の現場で直面している課題が明らかとなりました。以下に、主な意見をテーマごとに整理しました。

#### ■地域のつながりの希薄化

核家族化や区・自治会加入率の低下により、地域における支え合いや交流の機会が減少している現状が共有されました。

世代間交流、区・自治会への加入、市民主体の地域づくり活動などへの支援が必要との意見がありました。

#### ■制度の狭間にある人への支援

制度の狭間にある人への支援が課題となっており、支援関係機関等との連携による包括的支援体制の充実が必要との意見がありました。

#### ■社会的孤立・困難を抱える人への支援

高齢者の外出支援、8050問題、ひとり親世帯やケアラー等への支援が課題となっており、地域内で支援が届いていない人やその家族への対応が必要との意見がありました。

#### ■担い手不足と世代交代の停滞

高齢化の進行や定年延長に伴い、ボランティアや民生委員・児童委員、主任児童委員等の担い手の確保が課題となっており、若者・子育て世代等の現役世代の参加促進が必要との意見がありました。

#### ■地域活動の認知度不足

地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動内容が十分に市民に伝わっておらず、周知等が課題との意見がありました。

#### ■活動拠点・場の制約

公共施設の利用条件等の緩和や、団体への継続的な活動場所の提供が必要との意見がありました。

#### ■外国籍市民への支援

生活情報や行政手続きに関する多言語対応等が不十分であり、外国籍市民を支える環境整備が必要との意見がありました。

### 3 第3次地域福祉計画の評価

#### (1) 実施方法

本市では、第3次地域福祉計画における行政が進めていく取組について、事業単位で、次の4段階の基準で評価を行い、以下のような結果となりました。

※下記の事業評価の事業数は、取組に係る課ごとに行っているため、「延べ事業数」となります。

区分		評価の基準
◎	十分に取組むことができた	期間中に実施すべき取組を予定以上に行うことができた。
○	概ね取組むことができた	期間中に実施すべき取組を予定どおり、計画的に行うことができた。
△	あまり取組むことができなかった	期間中に実施すべき取組を予定どおり行うことができなかった。
×	ほとんど取組むことができなかった	何らかの課題があり、事務事業が滞ってしまっており、期間中に実施すべき取組を行うことができなかった。

#### (2) 評価結果

第3次地域福祉計画に位置付けられている131事業について、令和3年度から令和7年度までの実施状況を確認し、評価を行いました。

131事業中、127事業(96.9%)が「概ね取組むことができた」となり、計画どおりに進んでおり、さらに4事業(3.1%)は「十分に取組むことができた」となり、予定を上回る実施状況となりました。

また、「基本目標4. 安全・安心で快適な生活環境づくり」について、47事業中3事業が「十分に取組むことができた」となり、特に実施による効果が表れています。

以上のことから、第3次地域福祉計画は「概ね計画どおり」に進捗したと考えます。

基本目標	事業数	十分に取組むことができた(◎)		概ね取組むことができた(○)		あまり取組むことができなかった(△)		ほとんど取組むことができなかった(×)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
全体	131	4	3.1%	127	96.9%	0	0.0%	0	0.0%
基本目標1	33	1	3.0%	32	97.0%	0	0.0%	0	0.0%
基本目標2	37	0	0.0%	37	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
基本目標3	14	0	0.0%	14	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
基本目標4	47	3	6.4%	44	93.6%	0	0.0%	0	0.0%

## 4 課題への対応

---

近年の地域福祉に関する制度動向をはじめ、市が実施した各アンケート調査や福祉関連団体意見交換会、第3次地域福祉計画の評価を踏まえ、四街道市における地域福祉の課題を以下のとおり整理します。

### 課題1 地域コミュニティの希薄化

---



市民同士が交流できる場の提供  
地域における支え合いの関係づくりの推進

### 課題2 情報提供の不足と複雑化・多様化する困りごと

---



福祉に関する情報提供の充実  
それぞれの困りごとに寄り添う相談と支援の充実

### 課題3 地域活動の担い手不足

---



多様な主体の地域活動への参加促進  
地域活動の活性化支援

### 課題4 多様な市民に対する配慮や理解の不足

---



多様な市民が安心して暮らせる生活環境の整備  
相互理解の促進

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、これまでの第3次地域福祉計画において、基本理念を「みんなで助け合い・支え合い、安心して、いきいき暮らせるまち 四街道」とし、全ての人々が、身近な地域の中で、助け合い・支え合えるまちづくりを推進してきました。

また、本市の総合計画基本構想では、新たなまちづくりの方向性を『幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road-』と定め、4つのまちづくりの道として、未来を応援する道、ふるさとを誇れる道、こどもがまんなかの道、人によりそうやさしい道を設定しました。そして、総合計画第1期基本計画における健康・福祉・子育て分野の目標として「いつでも笑顔でいられるように、健やかで支え合う思いやりのあるまちを実現する」を掲げています。

これらの理念やまちづくりの方向性は、制度・分野ごとの「縦割」や固定した「支える側・受ける側」という役割分担を超え、市民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていくことを目指した地域共生社会の趣旨に沿うものです。

第4次地域福祉計画では、市の最上位計画である総合計画を踏まえるとともに、第3次地域福祉計画の基本理念を継承・発展させ、市民一人ひとりがお互いを認め、尊重し、支え合いながら、みんなが笑顔で、いつまでも暮らし続けられるやさしいまちづくりを推進していきます。

**みんなが笑顔でつながる やさしいまち 四街道**

## 2 基本方針

第4次地域福祉計画では、基本理念の実現に向けて、第3次地域福祉計画の主旨を引き継いだ3つの基本方針を定め、地域福祉の推進に取り組みます。

### 基本方針1

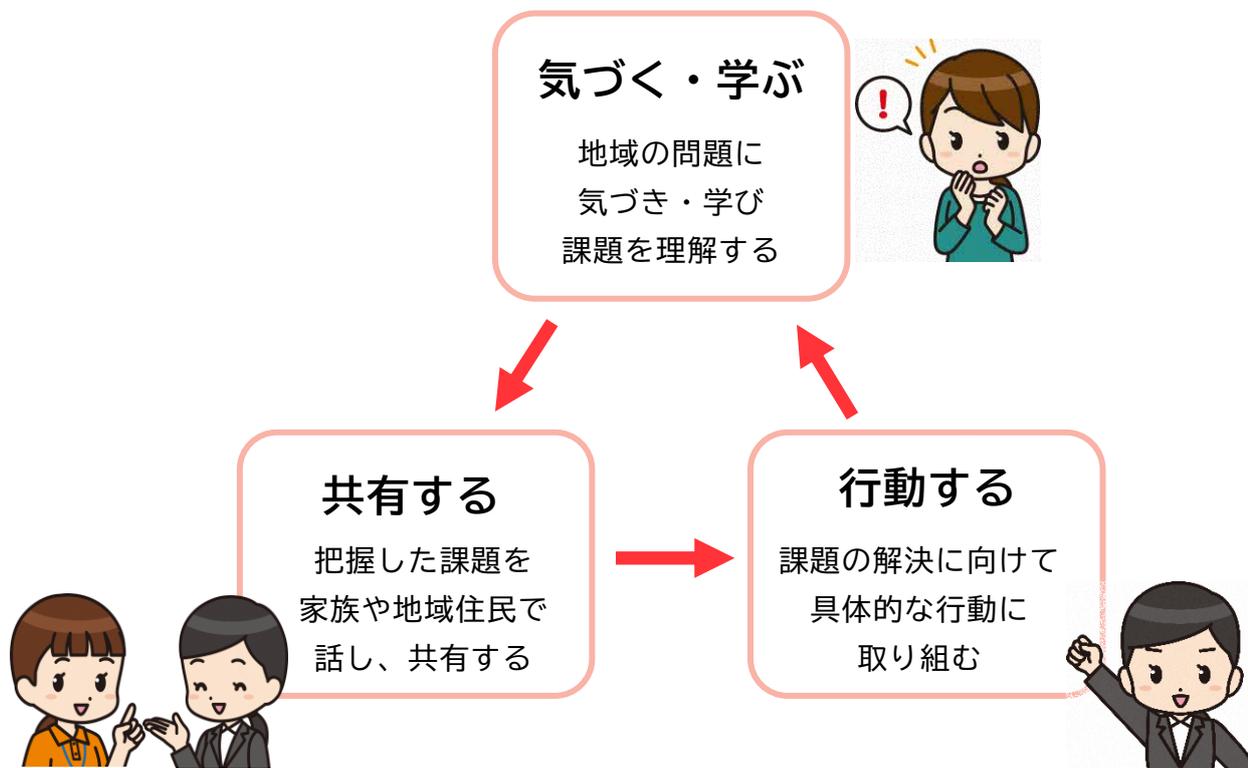
## 市民主役の地域づくりの推進

地域福祉の推進にあたっては、市民が主役であり、市民自らが地域にある福祉課題に「気づき・共有し・行動する」という姿勢をもつことが大切です。

まずは近隣の様子に関心を持ちましょう。お近くに一人暮らしの高齢者や障がい者、子育て家族等で、日常生活の中で、孤立している人や困っている人はいませんか。

地域の問題や生活の課題は、特定の人だけの問題ではなく誰にでも起こる可能性があります。「他人事」になりがちな地域づくりを、市民自らが「我が事」として、一人ひとりを支える担い手として地域の課題に取り組み、思いやりをもち、支える存在となることが大切です。

市も、市民の皆さんとともに、地域の課題解決に取り組んでいきます。



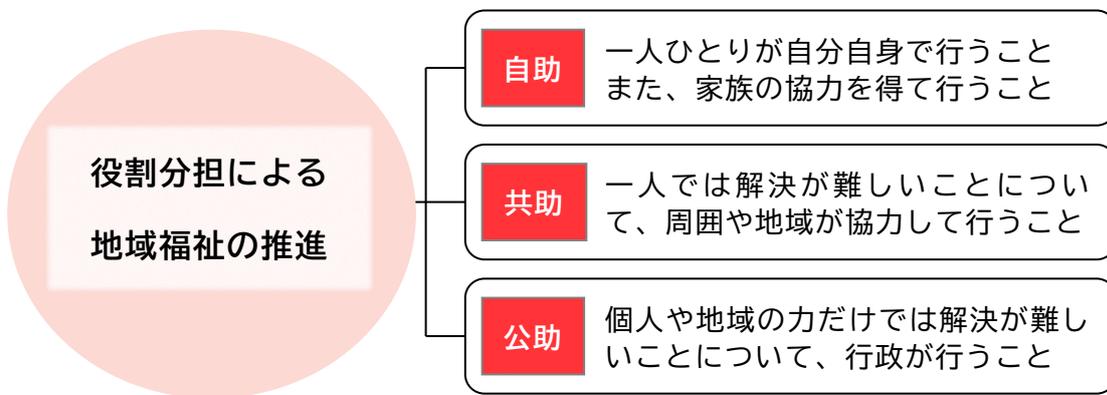
## 基本方針2

# 「自助」・「共助」・「公助」の連携

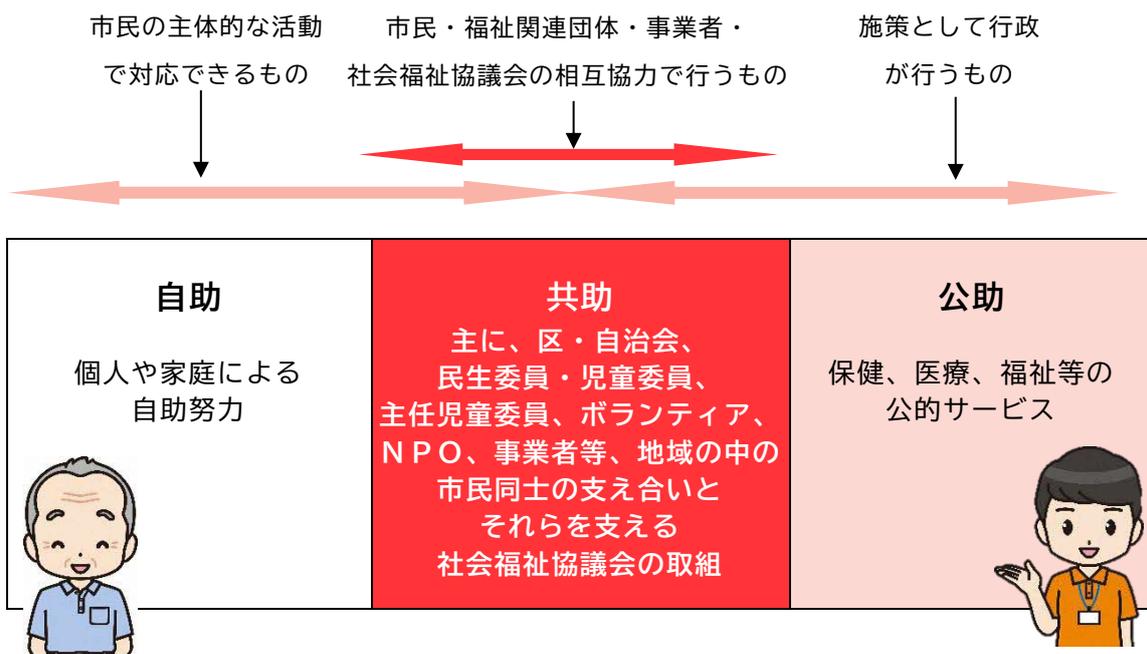
地域福祉の推進は、市民、福祉関連団体、事業者、社会福祉協議会、行政等が、それぞれの役割の中で、「地域ぐるみの福祉」を推進することが重要になります。

第4次地域福祉計画では、それぞれの立場で努力し実現していく役割について、「自助」、「共助」、「公助」の3つに区分し、支え合い、思いやりのある地域づくりを進めていきます。

### 第4次地域福祉計画の「自助」・「共助」・「公助」の考え方



### 「自助」・「共助」・「公助」の関係図



### 基本方針3

## こころの通い合う地域共生社会づくり

本市の地域福祉は、相手を思いやる気持ちや、こころの通い合いを大切にし、地域共生社会づくりを進めていきます。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割」や、これまでの固定した「支える側・受ける側」という役割分担を超え、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。

近年、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間（これまでの制度で対象とならなかった課題）」など、従来の制度の枠組みでは対応が困難な生活課題に対応するための取組が、本格的に進められています。こうした取組を通じて、「地域共生社会づくり」をより一層推進していくことが、今後ますます重要となっています。

そのために、第4次地域福祉計画では、全ての地域の人たちが思いやる心をもって社会に参加し、住み慣れた地域の中で互いに支え合いながら、笑顔で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

#### できるようになること

● 地域住民が課題を抱えた人や世帯に、「安心して気づく」ことができる

● 課題の早期発見により、深刻化する前に解決することができる

● 世帯の複合課題や制度の対象とならない課題も含めて、適切な関係機関につなぎ、連携しながら解決することができる

● 地域住民と協働して、新たな社会資源をつくり出すことができる

● 本人も支える側になり、生活の張りや生きがいを見つけることができる



※厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より

### 3 計画の体系

第4次地域福祉計画では、目指すべき基本理念の実現に向け、第3次地域福祉計画の趣旨を引き継いだ4つの基本目標を定め、取組を進めていきます。

基本目標	基本施策	施策
◇基本目標1 つながりを育む 地域づくり	(1) 市民同士の交流・ つながりづくり	1 世代間交流の促進 2 仲間づくりの場の提供 3 地域コミュニティや市民活動の支援
	(2) 気軽に立ち寄れる 場所の確保	1 地域の気軽に立ち寄れる場所の確保 2 子育て世帯が気軽に立ち寄れる場所の確保 3 高齢者が気軽に立ち寄れる場所の確保
	(3) 社会参加機会の整備	1 レクリエーション活動等の充実 2 ボランティア活動の活性化 3 高齢者や障がいのある人の就労支援
◇基本目標2 困りごとに 寄り添う 相談と支援	(1) わかりやすい 情報提供の充実	1 紙媒体における配慮 2 ウェブアクセシビリティの推進 3 情報提供体制の充実
	(2) 包括的な相談支援 体制づくり	1 相談しやすい環境づくり 2 包括的な相談支援体制の推進 3 地域における支援ネットワークの充実 4 ケアラー支援体制の充実
	(3) 福祉サービスの質の 向上	1 地域で暮らし続けるための支援 2 事業者に対する支援 3 成年後見制度の利用促進 <u>成年後見制度利用促進基本計画として位置付け</u>
◇基本目標3 地域を支える 活動の担い手 づくり	(1) 市民による地域福祉の 推進	1 みんなで地域づくりの推進 2 市民の意識啓発、体制整備
	(2) 多様な担い手の発掘・ 育成	1 多様な担い手の発掘・育成 2 地域人材の活用
	(3) 市民活動団体等への 活動支援	1 活動の場の提供 2 市民活動団体等への活動支援
◇基本目標4 安心して 暮らせる 生活環境の整備	(1) 防災・防犯体制の 充実	1 防災対策の推進 2 生活安全対策の推進
	(2) 快適な生活環境を 支える仕組みづくり	1 移動手段の充実 2 環境美化・保全の推進 3 住環境等の整備
	(3) 人権の尊重と 多様性への理解促進	1 相互理解の促進 2 人権教育・青少年健全育成の推進 3 再犯防止の推進 <u>再犯防止推進計画として位置付け</u>

## 第4章 施策の総合的な展開

### 計画の主なポイントと重点的な取組

第4次地域福祉計画においては、着実な推進を図るため、PDCAサイクルに基づく適切な進行管理を行います。また、基本理念の実現に向けて、重層的支援体制の考え方を踏まえた包括的な支援の仕組みづくりや、成年後見制度の利用促進、再犯防止に向けた支援に取り組みます。



#### 1 ふくしの総合相談窓口の運営【重点】

- 制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対し、コミュニティソーシャルワーカーを配置した福祉における総合相談窓口の運営に取り組みます。



#### 2 地域における支援ネットワークの充実【重点】

- 制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する、地域における支援ネットワーク体制の整備に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対するアウトリーチ（積極的支援）や地域とのつながりづくりに向けた支援に取り組みます。



#### 3 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備【重点】

- 地域におけるつながりを育くみ、広げるため、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備に取り組みます。



#### 4 成年後見制度の利用促進

- 判断能力が十分でない人等、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、成年後見制度の利用促進に取り組みます。



#### 5 再犯防止の推進

- 犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがないように、地域全体で再犯防止に向けて取り組みます。

## 基本目標 1 つながりを育む地域づくり

だれもが気軽に集い、交流し、互いに支え合える関係を築くことで、地域に繋がりを広げていきます。

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
①近所付き合いについて、困った時に、助け合える関係と答えた割合 (地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)	21.4% (令和7年度)	現状値以上
②週いち貯筋体操活動数	39か所	49か所
③赤ちゃんの駅登録数	14施設	20施設
④シルバー人材センター新規会員数	62人	390人 (令和8～12年度累計)

### 現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備が重要とされています。また、「孤独・孤立対策推進法」が施行される、相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指して取り組むことが求められています。
- 核家族化や区・自治会加入率の低下により、地域における支え合いや交流の機会が減少しています。
- アンケート調査では、地域での支え合いの現状について「住民同士のつながり・支え合いがある」と「思う」と答えた人が減少、困りごとについても「不安や心細い思いをしている」が上位になるなど、地域のつながりの希薄化が課題となっています。
- 団体アンケート調査では、活動を行う上で困っていることについて「メンバーの高齢化」が最も多く、多様な世代の地域活動への参加が求められています。
- 世代や属性を超えた交流、区・自治会への加入、市民主体の地域づくり活動などを促進する取組が求められています。

# 基本目標 1 つながりを育む地域づくり

## 基本施策（1）市民同士の交流・つながりづくり

### 期待される役割



#### 自助



市民	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 身近な人等とあいさつや声かけをし、何かあった時に助け合う関係をつくります。</li><li>○ 地域の交流活動等に関心を持ち、活動に関する情報を入手します。</li><li>○ 交流や地域のふれ合い活動等に参加し、多様なつながりをつくります。</li></ul>
----	---

#### 共助

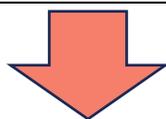


地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域住民同士のあいさつや声をかけ合う関係づくりに協力します。</li><li>○ 交流やふれ合いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。</li><li>○ 市と連携し、介護予防教室等の活動組織を立ち上げるなど、地域のふれ合いや世代を超えて参加できる場づくりに取り組みます。</li></ul>
----	---

#### 公助



行政	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域における市民同士の交流・つながりづくりに向け、地域に住んでいる子どもから高齢者まで、世代を超えてふれ合える機会づくりに取り組みます。</li><li>○ イベント等交流の場を提供するとともに、提供に取り組む市民活動団体等を支援します。</li><li>○ レクリエーション活動等の仲間づくりを支援します。</li><li>○ 既存の地域拠点（公民館・図書館等）の機能強化を図り、多世代交流の拠点とします。</li></ul>
----	--



市民同士が世代や属性を超えて交流し、  
地域のつながりを大切にする地域づくりを目指します。

## 施策1 世代間交流の促進

市民同士がふれあう郷土の祭りとして、多様な世代が参加する四街道ふるさとまつりを開催し、市民のふるさと意識の高揚を図ります。また、多様な世代が集い、交流・文化創造する場となるよう、魅力ある図書館づくりに取り組みます。

世代間交流の活性化に向け、市内保育所等に対し、高齢者福祉施設や高齢者サークル等との交流、ボランティア活動の積極的な受入などに取り組むよう促すとともに、子どもから高齢者まで多様な世代が参加できるイベントや講座等の開催に取り組めます。

### 主な取組

- 四街道ふるさとまつりの開催
- 交流する場としての図書館づくり
- 保育施設等における子どもと高齢者の交流の促進
- 多様な世代が参加できるイベントや講座等の開催



四街道ふるさとまつり

## 施策2 仲間づくりの場の提供

介護予防の主体的な取組を促しながら、市民同士のつながりづくりのため、身近な地域で介護予防を行う市民主体の通いの場として、「週いち貯筋体操」の立ち上げや活動継続の支援を行います。

地域を基盤とした仲間づくりを通じ、生きがいや健康づくり、社会活動など、に取り組むシニアクラブの活動支援を行います。

子育て中の保護者や介護者等が抱く孤立感や負担感の解消を図るため、交流の場を提供します。

仲間づくりや交流の機会を提供するため、レクリエーション活動等の推進に取り組めます。

### 主な取組

- 週いち貯筋体操の支援
- 地域を基盤とした仲間づくりの推進
- 保護者や介護者等が交流できる場の提供
- レクリエーション活動等の推進



週いち貯筋体操

基本目標1 つながりを育む地域づくり

基本施策1 市民同士の交流・つながりづくり

## シニアクラブ

シニアクラブは、地域を基盤とし、高齢者の日常生活を健全で豊かなものにするための自主的な組織です。仲間づくりを通じ、生きがいや健康づくり、生活を豊かにする活動や、知識や経験を生かし地域を豊かにする社会活動など、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上を目指して活動しています。



春季ペタンク大会

### 主な活動

- 健康活動
  - ▶ ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、健康づくり事業
- 教養活動
  - ▶ 囲碁将棋大会、芸能発表会、各種講演会、作品展、その他研修会
- 社会奉仕
  - ▶ 環境美化、社協まつりへの参加、友愛訪問等

## 施策3

## 地域コミュニティや市民活動の支援

地域と学校の交流づくりのため、地域のボランティアを活用し、地域の人材や教育力を学校教育に活かす体制づくりを支援します。

地域コミュニティ活性化のため、区・自治会やこども会の活動を支援するとともに、加入促進に取り組みます。

生きがいや市民同士の交流づくりのため、ボランティア等の市民活動を支援します。

### 主な取組

- 地域と連携した学校教育の支援
- 地域コミュニティの活動支援
- みんなで地域づくりセンターの運営
- ボランティアセンターの運営支援



ボランティアセンター

# 基本目標 1 つながりを育む地域づくり

## 基本施策（2）気軽に立ち寄れる場所の確保

### 期待される役割



#### 自助



<b>市民</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の交流の場への積極的な参加や活用を進めます。</li><li>○ 地域の交流の場として、自主的に交流の場を設置するなど、交流の場づくりに協力します。</li><li>○ 身近な場所に居場所をつくり、積極的に外出します。</li><li>○ 地区集会所や公園等、気軽に立ち寄れる場所における交流の場へ積極的に参加します。</li></ul>
-----------	---

#### 共助

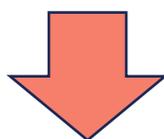


<b>地域</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ お茶やおしゃべりを楽しむ等、地域の人が気軽に立ち寄れる場所を設けます。</li><li>○ 地区集会所や公園等の共有スペースを利用して、交流の機会づくりに取り組みます。</li><li>○ 区・自治会や地区社会福祉協議会等が協力して、地域ぐるみで居場所づくりに取り組みます。</li></ul>
-----------	---

#### 公助



<b>行政</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 居場所づくりを行う市民活動団体の支援を行います。</li><li>○ 公共施設を地域交流の場として柔軟に開放します。</li><li>○ 事業者等に対し、気軽に立ち寄れる場所の提供を促します。</li><li>○ 子育て中の親や子ども、高齢者等が気軽に立ち寄り、居場所となるような施設等を運営します。</li></ul>
-----------	--



市民が気軽に立ち寄れ、ふれ合いの場や居場所が身近にある地域づくりを目指します。

基本目標1 つながりを育む地域づくり

基本施策2 気軽に立ち寄れる場所の確保

## 施策1 地域の気軽に立ち寄れる場所の確保

地域住民のふれあいとコミュニティ活動の推進を図るため、地区集会施設の整備やコミュニティ施設の管理に取り組みます。

市民が気軽に立ち寄れる場所を提供するため、総合公園体育館等の体育施設や公園、公共施設等の維持管理に取り組みます。

### 主な取組

- 地区集会施設の整備、コミュニティ施設の管理
- 体育施設や公園、公共施設等の維持管理



総合公園体育館

## 施策2 子育て世帯が気軽に立ち寄れる場所の確保

市内事業者の協力を得ておむつ替えや授乳ができる施設等を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て世帯が気軽に立ち寄れる場所の確保に取り組みます。

放課後におけるこどもたちの安全・安心な居場所を確保するため、地域の人々の参画を得て、団体への委託により放課後子ども教室を実施します。

子どもの居場所を確保するため、子ども食堂の運営などの子育てに関する活動に取り組む市民活動団体を支援します。

保護者同士の交流や子どもたちが遊べる場として、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の運営・運営支援、児童センターや遊び場（プレーパーク）の運営管理等に取り組みます。

### 主な取組

- 赤ちゃんの駅の登録推進
- 放課後子ども教室の実施
- 子育て支援に関する市民活動団体の支援
- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の運営・運営支援
- 児童センター等の運営管理



プレーパーク

### 施策3 高齢者が気軽に立ち寄れる場所の確保

高齢者の生きがいづくり推進のため、高齢者が自由に集い交流できる施設として地域住民が自主的に設置運営する「シニア憩いの里」を支援します。

高齢者が集い楽しめる場所として、高齢者の健康増進に寄与する老人福祉センターの管理運営を行うとともに、グラウンドゴルフ、ゲートボール等に対応できる多目的広場を提供します。

#### 主な取組

- シニア憩いの里の運営支援
- 老人福祉センターの管理運営
- 多目的広場の提供



老人福祉センター（総合福祉センター内）



中央公園屋根付多目的運動場

# 基本目標 1 つながりを育む地域づくり

## 基本施策（3）社会参加機会の整備

### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- スポーツや健康づくり、就労の場等、多様な活動の場へ積極的に参加します。
- 趣味、学び、ボランティア等に主体的に参加します。
- 身近に高齢者や障がいのある人がいた場合、活動への参加を促します。

#### 共助



#### 地域

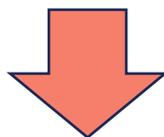
- 高齢者や障がいのある人等の参加に配慮した事業やイベントを実施します。
- 身近な地域で、健康づくりや趣味の機会づくりを進めます。
- 身近に高齢者や障がいのある人がいた場合、活動への参加を促します。

#### 公助



#### 行政

- 高齢者や障がいのある人等の参加に配慮した事業やイベントを実施します。
- みんなで地域づくりセンターやボランティアセンターを通じて情報提供やマッチングを行います。
- 高齢者や障がいのある人がいきいきとした毎日を過ごせるよう、就労やボランティア活動を促進します。



高齢者や障がいのある人が社会参加でき、  
いきいきとした毎日を過ごせる地域づくりを目指します。

## 施策1 レクリエーション活動等の充実

子どもや高齢者、障がいのある人も、ともに参加し楽しめるスポーツイベント「四街道 WALLABY RUN」を開催し、健康維持・体力向上の機会を提供します。

世代や属性を問わず、芸術文化活動に触れることができる文化イベント「市民文化祭」を開催し、市民による創造的な文化活動を推進します。

社会参加の機会を増やすため、生涯学習の意識啓発や生涯学習活動の支援を行います。

市民のだれもが参加できる、文化・スポーツ・レクリエーション活動等の充実を図ります。

### 主な取組

- 四街道 WALLABY RUN の開催
- 市民文化祭の開催
- 生涯学習の推進
- だれもが参加できるイベント等の開催



四街道 WALLABY RUN



市民文化祭

基本目標 1 つながりやを育む地域づくり

基本施策 3 社会参加機会の整備

## 施策 2 ボランティア活動の活性化

高齢者の社会参加と介護予防を図るため、介護保険施設等でボランティア活動を行い、その活動実績に応じてポイントが貯まり、交付金等と交換できるスマイルボランティア事業を推進します。

社会参加の一環としてボランティア活動への参加を促進するため、市民活動団体等とボランティアしたい人をつなぐコーディネート業務や活動情報の発信、相談対応などの市民活動団体等の活動支援に取り組みます。

### 主な取組

- スマイルボランティア事業の推進
- みんなで地域づくりセンターの運営
- ボランティアセンターの運営支援



みんな地域づくりセンターによるイベント

## 施策 3 高齢者や障がいのある人の就労支援

元気な高齢者が活躍する場である就労への環境づくりに向け、シルバー人材センター等の活動が活性化するように支援します。

障がいのある人の就労を支援するため、さまざまな支援機関と連携し、就労に関する相談支援や優先調達の実施、事例や制度等の情報提供に取り組みます。

### 主な取組

- シルバー人材センターの運営支援
- 障がいのある人の就労支援



四街道市シルバー人材センター



市役所庁舎内における販売（就労支援）

## 基本目標 2 困りごとに寄り添う相談と支援

生活上の不安や悩みに対し、わかりやすい情報と多様な支援体制で寄り添い、安心できる地域を目指します。

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
①福祉サービスに関する情報が入手しづらかった市民の割合 (地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)	15.0% (令和7年度)	現状値以下
②デジタル・デバインド対策取組件数	1件	1件
③ふくしの総合相談窓口 相談件数/支援プラン策定件数	—	200件/5件
④成年後見人制度等の講座参加者数	50人	290人 (令和8~12年度累計)

### 現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、これまでの制度で対象とならなかった人への対応のあり方をはじめ、「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試みることができる環境整備や地域の福祉課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備などが重要とされています。
- 調査結果をみると、福祉サービスの利用に際しての不都合や不満について、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が多いことから、福祉サービスについてよりわかりやすい情報提供の充実に取り組むことが求められています。
- 複合化・複雑化した課題を抱えていても、誰に相談していいかわからないといった状況の中、気軽に相談できる相談体制の充実が求められているとともに、支援に求められるニーズが多種多様になる中、介護・障がい・子どもといった分野ごとではなく、連携した支援体制の充実が求められています。
- 地域の福祉を豊かな状態にするためには、地域住民の理解が重要であり、そのための学びの機会の提供や啓発活動は、欠かすことができない取り組みです。
- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度等の権利擁護にかかる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう、本人や家族への支援体制を充実する必要があります。

## 基本目標 2 困りごとに寄り添う相談と支援

### 基本施策（1）わかりやすい情報提供の充実

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- 日頃から、市や社会福祉協議会から情報提供されている各種相談窓口や生活に必要な福祉サービス等について確認をします。
- 知っている情報や入手した情報を困っている人に伝えます。
- SNS等、インターネットを利用し、情報を発信します。
- メール配信サービス「よめーる」に登録します。

#### 共助



#### 地域

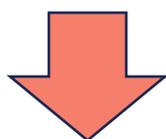
- 市等と連携して、各種相談窓口や福祉サービス情報の周知に協力します。
- 地域福祉活動の実施内容や、日時等の積極的な公開によって、気軽に興味をもてるような情報提供に努めます。

#### 公助



#### 行政

- 広報やホームページ、SNS等、多様な情報提供媒体を活用し、市民や利用者の立場に立って、多様な方法で福祉情報の提供に取り組めます。
- 情報をわかりやすく、伝わりやすくするため、平易な言葉を使った説明など、提供手法を工夫していきます。



高齢者や障がいのある人、外国籍市民等が  
情報を手軽に入手できる地域づくりを目指します。

## 施策 1 紙媒体における配慮

広報紙や掲示物において文字の大きさやレイアウト等に配慮し、誰でもわかりやすい情報提供を目指します。

また、外国籍市民や障がいのある人、子どもにも伝わるよう、難しい言葉や漢字を簡単な言葉に言い換え、文章を短くするなど、相手への配慮を込めてわかりやすくした日本語である「やさしい日本語」を使用した情報提供に取り組みます。

### 主な取組

- 広報紙や掲示物における配慮
- やさしい日本語による情報発信
- 多言語による情報発信



広報紙「市政だより四街道」

## 施策 2 ウェブアクセシビリティの推進

外国籍市民や障がいのある人等だれもが利用しやすいウェブアクセシビリティに配慮したホームページの整備・管理を進めるとともに、翻訳機能による多言語対応を行います。

ICT機器の活用が中心となることによる情報格差への配慮として、デジタル・デバイス対策に取り組みます。

### 主な取組

- ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの整備・管理
- ホームページの多言語対応
- デジタル・デバイス対策の実施



支援ツール使用時のホームページ

基本目標 2 困りごとに寄り添う相談と支援

基本施策 1 わかりやすい情報提供の充実

### 施策 3 情報提供体制の充実

多様化する子育て世代のニーズに対応するため、母子保健に関する情報のデジタル化を推進し、更なる子育て支援を行います。

福祉サービス等に関する理解を促進するため、市職員が講師を務める出前講座を実施します。

必要な時に必要な情報を手軽に得られるよう、福祉サービスや医療機関のリスト、子育てガイドブック等の冊子やリストを作成し、市の窓口やホームページ等にて配布・公開します。また、地域福祉に関する啓発パンフレット等を配架する「地域福祉情報コーナー」を設置し、情報提供を行います。

さまざまな媒体で市の情報を入手できるように、市政だよりやホームページ、メール配信サービス「よめーる」、SNS等の運用・管理等を行います。

#### 主な取組

- 母子保健情報のデジタル化の推進
- 出前講座の実施
- 冊子やリスト等の作成・情報発信
- 情報提供手段の充実



ふくし-高齢者福祉ガイド-



四街道市  
子育て情報ブック  
すくすく



まなびいガイドブック

## 基本目標 2 困りごとに寄り添う相談と支援

### 基本施策（2）包括的な相談支援体制づくり

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- 一人で悩みを抱え込まないで、家族や友人、相談窓口等に相談します。
- 知り合いが困っている時には、相談窓口等を紹介します。
- 地域の中で問題を抱える人に気付けるよう、日頃からあいさつ等近所との関わりをもちます。
- サポーター養成研修等に積極的に参加します。

#### 共助



#### 地域

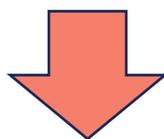
- 地域の中に困っている人がいる場合は、各種相談窓口等を紹介します。
- サロンや食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になります。
- 気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくります。

#### 公助



#### 行政

- 身近な地域での相談や電話による相談など、利用しやすい体制づくりに取り組みます。
- 専門機関との連携強化を図り、的確に相談支援ができる体制づくりに取り組みます。
- 制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する包括的な相談支援体制を充実させます。



地域の資源が分野横断的につながり、  
相談支援体制が充実した地域づくりを目指します。

基本目標2 困りごとに寄り添う相談と支援

基本施策2 包括的な相談支援体制づくり

## 施策1 相談しやすい環境づくり

精神的健康面について気軽に相談ができるよう、精神保健福祉士による「街かど心の相談」を実施します。

妊娠中から子育て中の人を抱える、さまざまな不安や悩みに合わせた相談窓口を充実させ、問題の解決に向けた支援を行うとともに、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し、相談対応や情報提供を行います。

健康に関する相談体制の充実のため、各種の健康診査や検診等が受けやすい体制づくりを行うとともに、健康保持増進と疾病予防のための健康に関する相談を実施し、保健師や栄養士、歯科衛生士等の専門職による相談対応を行うなど、相談支援体制の充実に取り組みます。

さまざまな人が相談しやすい環境を整えるため、手話通訳者の配置・派遣やユニバーサル窓口の活用を行い、さらなる環境整備を図ります。

### 主な取組

- 街かど心の相談の実施
- 子育て相談支援体制の充実
- 子育てコンシェルジュの配置
- 健康診査や検診等が受けやすい体制づくり
- 健康に関する相談の実施
- 手話通訳者の配置・派遣
- 相談環境の整備



ユニバーサル窓口

## 施策 2

## 包括的な相談支援体制の推進

包括的な相談支援体制の推進のため、ダブルケアや引きこもり等の制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対する相談支援とともに、個々の課題に応じた支援のコーディネート等ができるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置した総合相談窓口を運営します。また、調整や情報共有を担うことにより、関係団体等との連携を円滑にし、効果的な相談支援の充実に取り組みます。

制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人や必要な支援が届いていない人に対し、関係団体等と連携し、必要な支援を届けるアウトリーチ（積極的支援）等を通じた継続的支援に取り組みます。

適切な早期療育につながるよう、発達心配がある子どもと保護者に対する相談・支援体制の充実に取り組みます。また、児童発達支援センターの開設に向けた検討に取り組みます。

ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成や大学等受験料の支援金の給付を行うとともに、適切な支援を行えるよう相談・支援体制の充実に取り組みます。

さまざまな理由により生活に困窮している人が早期に困窮状態から脱却できるように、包括的な相談支援を受けられる窓口を通じて支援を行うとともに、市の関係部署や民間の関係団体とのネットワークづくりに取り組みます。

包括的な相談支援体制の充実を図るため、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、こども家庭センターなど、包括的に支援する拠点の運営等を行います。

## 主な取組

- ふくしの総合相談窓口の運営
- 多機関協働の推進
- アウトリーチ等を通じた継続的支援
- 発達心配がある子どもと保護者への支援
- ひとり親家庭への支援
- 生活困窮者への支援
- 包括的支援の拠点運営



ふくしの総合相談窓口



千代田地域包括支援センター

### 施策3 地域における支援ネットワークの充実

制度の狭間や課題が複合化・複雑化した人に対し、関係団体等と連携し、社会とのつながりをつくるための支援に取り組みます。

市民がお互いを支え合う地域社会に向け、地域の中で問題を抱える人に気づき、見守るサポーター等の養成を行います。また、地域の困っている人等の良き相談相手や関係機関へのつなぎ役を担う民生委員・児童委員や主任児童委員の活動を支援するとともに、担い手確保に向け、市政だより等を活用した周知に取り組みます。

高齢者が安心して、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターや協議体を設置し、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけや関係者のネットワーク化などを行い、支援が必要になった場合に地域で支えられる体制づくりを行い、支援ネットワークの充実を図ります。

「共助」の推進を行う社会福祉協議会等の活動を支援するとともに、地域に根差した支援ネットワークの充実を図るため、福祉関係機関や関係団体、事業者等との連携を推進します。

#### 主な取組

- 地域社会とのつながりづくりに向けた支援
- 認知症サポーターやゲートキーパーの養成
- 民生委員・児童委員や主任児童委員の活動支援
- 高齢者を地域で支える体制づくり
- 社会福祉協議会等への運営支援
- 高齢者見守り活動の協定推進

#### 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、地域住民の一員として、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、適切な支援やサービスへつなぐ役割を担っています。また、民生委員は児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、親の子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。

主任児童委員は、地域における児童健全育成活動の中心となり、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行います。

#### 主な活動

- 高齢者世帯等への訪問や見守り
- 声かけや安否確認
- サロン活動
- いじめの防止に関することや虐待の発見・報告



活動の様子

## 施策 4

## ケアラー支援体制の充実

高齢や障がい、疾病等により援助が必要な親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する「ケアラー」に対し、本人や周囲の人が、ケアラーが置かれている状況等に気づき、理解することができるようケアラーに関する情報提供や周知啓発に取り組みます。また、ケアラー支援に関する基本理念等を定めるケアラー支援条例の検討を行います。

ケアラーの負担を軽減する育児・介護休業制度等を周知するため、関係機関等と連携し、リーフレットやパンフレットの配布・掲示、ホームページを活用した周知に取り組みます。また、ケアラーの精神的負担等を軽減するため、悩みや知識を共有できる交流の場の設置を支援します。

## 主な取組

- ケアラーに関する周知啓発
- ケアラー支援条例の検討
- 支援制度の周知
- 介護のつどい、オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催
- 悩みや知識を共有できる交流の場の設置支援

## ケアラーについて

高齢や障がい、疾病等により援助が必要な親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人を「ケアラー」といいます。

- ヤングケアラー  
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているケアラーのうち、おおむね 18 歳未満の人（高校生を含む）
- 若者ケアラー  
ケアラーのうち、18 歳からおおむね 40 歳未満の人
- ビジネスケアラー  
仕事をしながら家族の介護など援助を提供する人
- ダブルケアラー  
子育てと介護が同時期に発生するなど、家族や親族等の複数のケアに携わる人

## 基本目標 2 困りごとに寄り添う相談と支援

### 基本施策（3）福祉サービスの質の向上

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- 福祉サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。
- 福祉サービスを提供する事業者等を選択する際は、さまざまな情報を入手します。
- 悪質なサービスを受けたり、苦情がある場合は、サービス提供事業者や行政窓口等に、意見や苦情を伝えます。

#### 共助



#### 地域

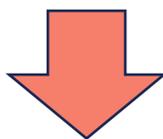
- 事業者は利用者のサービスを選択するために必要な情報を、わかりやすく市民に伝えます。
- 事業者は苦情解決のため窓口を設置します。
- 事業者は利用者のニーズや満足度を把握するための調査や、県の「福祉サービス第三者評価制度」を積極的に活用し、サービスの質の向上に取り組みます。

#### 公助



#### 行政

- 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、在宅生活を支援します。
- 研修費の助成や研修の開催などにより、支援者の育成支援に取り組みます。
- 判断能力が十分でない人に対し、地域で安心して、暮らせるよう成年後見制度の周知や相談体制の推進など、成年後見制度の利用を促進します。



事業者等と連携した質の高い福祉サービスの提供により、市民が暮らし続けられる地域づくりを目指します。

## 施策1

## 地域で暮らし続けるための支援

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活することを支援するため、移動支援や緊急通報装置の設置など、在宅生活の支援を行います。

高齢者が要支援・要介護状態とならずに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、介護予防を推進します。また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援体制の構築や認知症ケアの向上を図るための取組を推進します。

安心して地域で子育てできるよう、病児・病後保育の実施や柔軟に利用できる通園給付（こども誰でも通園制度）の充実など、子育て支援サービスの充実を図ります。

## 主な取組

- 在宅生活の支援
- 介護予防の推進
- 認知症の人に対する支援
- ごみの戸別収集の実施
- 病児・病後保育の実施
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運営・運営支援



地域で支える認知症ガイド

## 施策2

## 事業者に対する支援

施設に相談員を設置・派遣することで、施設利用者が施設に対する苦情や疑問、不安等を相談できる体制を提供します。

福祉サービス提供事業者やその職員を対象とした研修等の開催・情報提供や制度改正等に関する情報共有を行うとともに、介護者の確保に向けた養成支援に取り組みます。

福祉サービス提供事業者の資質向上のため、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組みである「福祉サービス第三者評価制度」を周知するなど、事業者の育成・指導による福祉サービスの質の向上に取り組みます。

## 主な取組

- 相談員の派遣・設置
- 研修等の開催や情報提供
- 研修費の助成
- 福祉サービス第三者評価制度の周知
- 事業者の育成・指導

### 施策3

## 成年後見制度の利用促進

### 成年後見制度利用促進基本計画

だれもが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続できる共生社会の実現に向けて、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

成年後見制度の利用促進のため、講座等の開催や窓口等での周知を行うとともに、市民後見人によるNPO団体や司法書士会等との連携を進め、成年後見制度に関する相談体制を推進します。

成年後見人等が必要ではあるが、特別な事情により手続きができない人に対する市長申し立ての実施や、後見人等への報酬支払いが困難な人に対する報酬の助成に取り組めます。

市民後見人養成講座を実施し、市民後見人を育成するとともに、市民後見人の活動支援や関係機関等との連携の中心となる中核機関の設置を検討します。

#### 主な取組

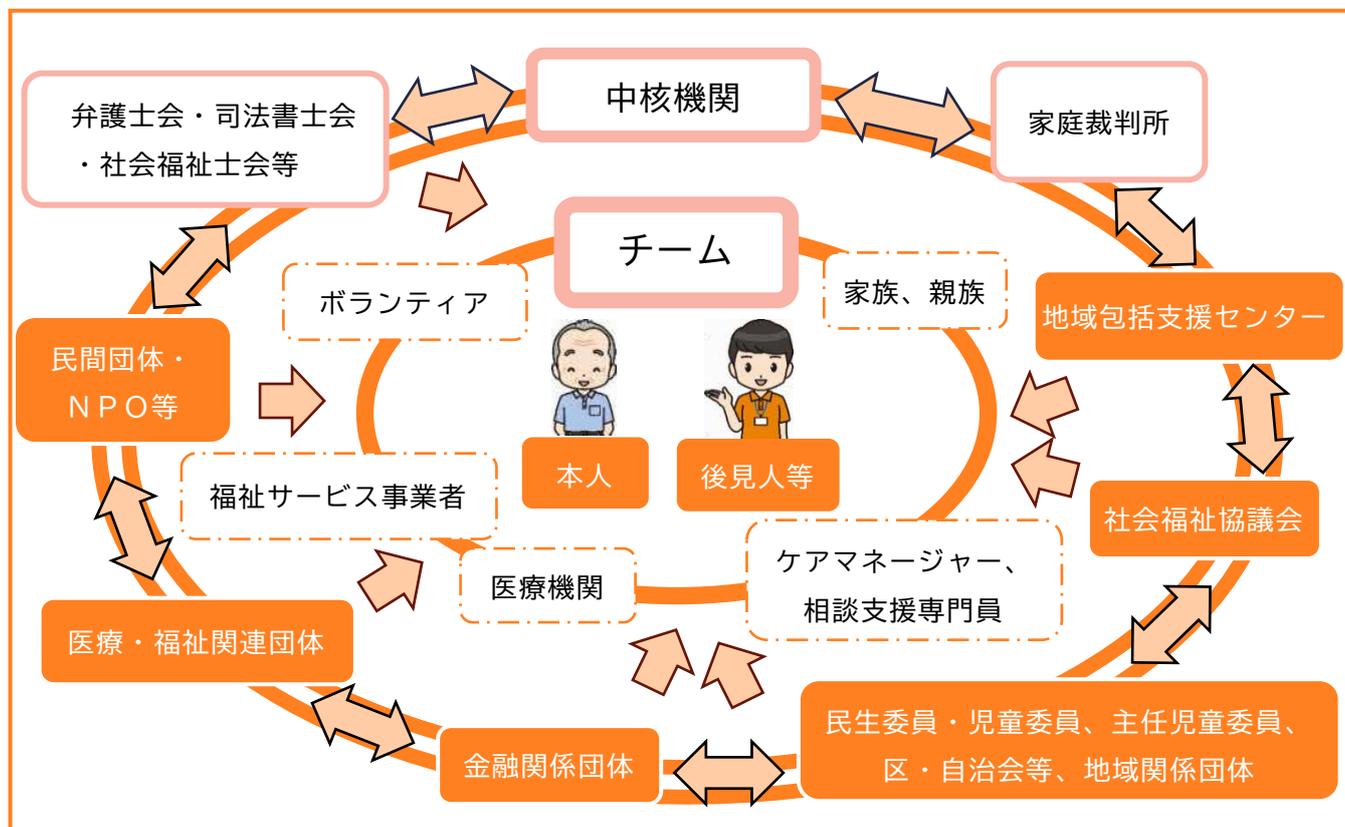
- 成年後見制度の普及・啓発
  - 成年後見制度の利用促進のため、市民を対象とした講座等の開催や窓口等での周知、市政だより、チラシ等を活用した普及・啓発に取り組めます。
- 相談体制の推進
  - 成年後見制度の利用促進のため、市民後見人によるNPO団体や司法書士会等との連携を進め、成年後見制度に関する相談体制を推進します。
- 成年後見人等が必要な人への支援
  - 成年後見人等が必要ではあるが、特別な事情により手続きができない人に対する市長申し立ての実施や、後見人等への報酬支払いが困難な人に対する報酬の助成に取り組めます。
- 市民後見人の養成
  - 市民後見人養成講座を実施し、市民後見人を育成します。
- 中核機関の設置検討
  - 市民後見人の活動支援や関係機関等との連携の中心となる中核機関の設置を検討します。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）において、地方公共団体は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）の策定が努力義務とされていることから、本項を成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、成年後見制度の利用の促進に努めます。

## 用語解説

- 成年後見制度  
 認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が不十分な人が不利益を被らないように法的に保護、支援する制度。成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」で構成
- 法定後見制度  
 家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる（選任される）制度。障がいや認知症の程度に応じた、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）で構成
- 任意後見制度  
 一人で決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度
- 中核機関  
 成年後見制度を必要とする人が安心して制度を利用できるよう、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の核となる機関

## 成年後見制度における地域連携ネットワークのイメージ



※内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

## 基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

見守りや支え合いを担う多様な人材を発掘・育成し、活動を支援することで、地域力の強化を図ります。

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
①地域で活動している市民の割合 (地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)	16.5% (令和7年度)	現状値以上
②「コラボ四街道」による協働事業件数	3件	18件 (令和8～12年度累計)
③ファミリー・サポート・センター 会員数(提供・依頼・両方会員の合計)	1,163人	1,163人
④ボランティアセンター登録者数	1,772人	1,772人

### 現状と課題

- 国においては、地域共生社会の実現に向け、市民と地域に関わる人が地域福祉への意識を高め、地域福祉への市民の主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが重要とされています。
- 高齢化の進行や定年延長に伴い、ボランティアや民生委員・児童委員、主任児童委員等の担い手の確保が課題となっており、若者・子育て世代等の現役世代の参加促進が必要とされています。
- 地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動内容が十分に市民に伝わっておらず、周知の強化が求められています。
- 調査結果をみると、団体が活動を行う上で困っていることについて、メンバーの高齢化が7割と、福祉関連団体や区・自治会等において担い手の高齢化が進む中、さまざまな活動や取組を通じた新たな担い手の発掘と育成が急務になっています。
- また、地域での活動が活性化するために必要なことについて、広報誌、チラシ等の紙媒体での周知啓発が挙げられていることから、市による活動支援として広報の強化が重要とされています。

## 基本目標 3 地域を支える活動の担い手づくり

### 基本施策（1）市民による地域福祉の推進

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- 市や市民活動団等が行う講演や活動等に積極的に参加し、地域の生活課題、福祉課題に対する理解を深めます。
- 知識や経験をまちづくりに活用します。
- 健康づくりや防犯活動等、地域での活動に自主的に取り組みます。

#### 共助



#### 地域

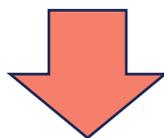
- 地域課題の解決につながる事業提案を行い、魅力ある地域づくりを実践します。
- 地域や団体での健康づくりや防犯活動等に取り組みます。

#### 公助



#### 行政

- 地域課題の解決のため、市民活動団体等と協力し、魅力ある地域づくりを実践します
- 市民の意向や現状等を把握し、福祉に関する個別計画へ反映させます。
- 市民や市民活動団体等の自主的な活動を支援します。



地域福祉への理解が深まり、  
市民が主体となる地域づくりを目指します。

## 施策1 みんなで地域づくりの推進

みんなで地域づくりセンターの運営を通して、地域課題の把握を進めるとともに、地域課題の解決に向けたコーディネート活動の充実に取り組みます。

市民活動団体からの地域課題の解決につながる事業提案のもと、市民活動団体が自主的に、または市と協力して魅力ある地域づくりを実践します。

まちづくりに積極的に参加する市民を育成するため、専門的知識等を提供する市民大学講座を開講します。

福祉に関する個別計画改定の際に、市民の意向や生活実態、適正なニーズ量等の把握に向け、各種アンケート調査の実施に取り組みます。

### 主な取組

- みんなで地域づくりセンターの運営
- みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）の実施
- 市民大学講座の開講
- アンケート調査等の実施



みんなで地域づくりセンターによる講座

## 施策2 市民の意識啓発、体制整備

市民の健康づくりに関する知識の普及や意識の高揚に向けて、保健推進員活動を通じた啓発に取り組むとともに、健康に関心がある人を増やすため、健康活動を行うことで、ポイントを貯め、抽選で得点を獲得できる取組を実施します。

市民の自主防犯活動を活性化するため、防犯パトロール車の貸し出しや市民による自主防犯活動に対する支援を行います。

地域とともにある学校づくりに向け、保護者や地域住民等が学校運営に参画することが可能となるコミュニティ・スクールを推進します。また、PTA連絡協議会等と連携し、家庭の教育力向上のための講座や子育て学習講座の開催、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援等、学習機会の提供に取り組みます。

### 主な取組

- 健康づくりの情報発信・促進
- 自主防犯活動の支援
- コミュニティ・スクールの推進
- 家庭や地域の教育力向上



保健推進員による講座

## 基本目標 3 地域を支える活動の担い手づくり

### 基本施策（2）多様な担い手の発掘・育成

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- みんなで地域づくりセンター、ボランティアセンター等の情報を通じ、自分でも参加できそうな活動がないかなど、地域活動の情報を入手します。
- 地区社会福祉協議会や区・自治会、ボランティア団体、NPO等の、地域の課題解決に向けた活動に積極的に参加します。
- 身近な友人・知人を誘って、担い手育成を目的とする講座の学習機会等に参加します。

#### 共助



#### 地域

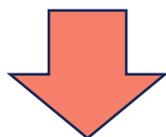
- 若い世代や高齢者、働く人等の参加意欲を引き出せるように、参加しやすい活動内容の工夫や雰囲気づくりを行います。
- 地域活動に関して、情報の提供方法や日時の設定を工夫します。
- 若い世代や子どもに対する積極的な参加を呼びかけます。
- 地域活動の中で、活動の担い手や活動のリーダー等を育成する環境をつくります。

#### 公助



#### 行政

- 地域福祉を推進する担い手の支援・育成に努めます。
- 地域活動やボランティア活動の情報提供を充実し、地域活動への参加を促進します。
- 知識や技能をもつ市民を登録・紹介する制度を運用します。



地域福祉を担う多様な人材の育成により、  
ボランティア活動の活発な地域づくりを目指します。

基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

基本施策2 多様な担い手の発掘・育成・定着

## 施策1 多様な担い手の発掘・育成

ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティアの支援を必要としている人と活動したい人をつなぐ、みんなで地域づくりセンターの運営やボランティアセンターの運営支援に取り組みます。

高齢者のボランティア活動への参加を促進するため、介護保険施設等でボランティア活動を行い、その活動実績に応じてポイントが貯まり、交付金等と交換できるスマイルボランティア事業を推進します。また、市民が互いを支え合う担い手となるため、さまざまな分野のボランティア養成講座や講演、活動体験等を開催し、多様な担い手の育成に取り組みます。

市民活動団体が地域課題の解決に向けた効果的な事業展開ができるよう、広報活動等の支援を行い、担い手の育成・定着を図ります。

### 主な取組

- ボランティアコーディネート等の充実
- スマイルボランティア事業の推進
- ボランティアやサポーター等の養成
- みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）の実施



付き添いボランティア養成講座

## 施策2 地域人材の活用

子育て支援サービスを提供する会員と子育て支援サービスを依頼したい会員とを橋渡しすることによって、地域の子育てスキルをもった人材の活用に取り組みます。

地域のボランティアを活用することで、地域の人材や教育力を学校教育に活かす体制づくりを支援します。

さまざまな知識や技能をもった市民を登録し、紹介・派遣する「生涯学習生きがいづくりアシスト事業」を実施することで、地域人材を活用します。

### 主な取組

- ファミリー・サポート・センターの運営
- 地域ボランティアの活用
- 生涯学習生きがいづくりアシスト事業の実施

## 基本目標 3 地域を支える活動の担い手づくり

### 基本施策（3）市民活動団体等への活動支援

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- 多様な市民活動に関心をもち、市民活動に関する情報を入手します。
- 多様な市民活動への理解を深め、身近な人と声をかけ合い、積極的に参加します。
- 地域の一員として、区・自治会に加入し、自分のできる範囲で活動を行います。

#### 共助



#### 地域

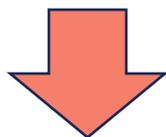
- 地域で活動するさまざまな団体が、相互に交流し、情報交換や相談が行える関係をつくります。
- 活動の活性化に向け、団体間の連携・協働に取り組みます。
- 団体活動について、より多くの人に参加しやすい工夫の検討に取り組みます。

#### 公助



#### 行政

- 体育施設等の公共施設を市民活動団体等の活動の場や拠点として、提供します。
- みんなで地域づくりセンターやボランティアセンターの運営・運営支援を行い、多様な市民活動を支援します。
- 区・自治会やボランティア団体等、地域で活動する団体への支援を行います。



市民や市民活動団体等と連携・協力し、  
支え合いのある地域づくりを目指します。

基本目標3 地域を支える活動の担い手づくり

基本施策3 市民団体等への活動支援

## 施策1 活動の場の提供

住民同士が一緒に考え活動できる場として、地域活動等の拠点となる各中学校地区社会福祉協議会の活動拠点や地区集会施設の整備等に取り組みます。

市民活動団体等が活動を行う場所として、総合福祉センター等を提供するとともに、公民館や文化センター等の公共施設等を貸し出します。また、市民活動団体等の集まりや講演会等の市民活動を行えるよう、庁舎に多目的スペースを設置します。

普段の活動の成果を発表する場として、市民ギャラリー等の場所の提供や市民文化祭等のイベントの開催を行います。

### 主な取組

- 活動拠点の整備
- 活動場所の提供・貸出
- 多目的スペースの設置
- 成果発表の場の提供



文化センター

## 施策2 市民活動団体等への活動支援

ボランティア活動の総合的な相談受付や講座の開催など、市民活動団体等への活動支援を行うため、地域づくりセンターの運営、ボランティアセンターの運営支援を行います。また、本市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業について、市民活動団体が主体的に提案・実施する「みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）」を通して、地域づくりを行う市民活動団体への支援を行います。

区・自治会やボランティア団体等、市の取組に欠かせない関係団体に対して、助成金や補助金交付等を行い、市民活動団体等の活動支援を行います。

各関係団体等の主催するイベントや講座、活動情報等をホームページや市政だよりで紹介することで市民活動団体等の活動支援に取り組みます。

### 主な取組

- みんなで地域づくりセンターの運営
- ボランティアセンターの運営支援
- みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）の実施
- 市民活動団体等への助成・補助金交付
- 市民活動団体等の情報提供



おむすびっこ食堂  
（コラボ四街道採択事業）

## 基本目標 4 安心して暮らせる生活環境の整備

災害等のリスクに備え、人権尊重や多様性理解を大切にしながら、安全で安心できる暮らしの環境を整えます。

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
①暮らしている地域は安心・安全であると感じる市民の割合 (地域福祉計画策定に係る市民アンケート調査)	51.0% (令和7年度)	現状値以上
②避難行動要支援者個別避難計画新規作成件数	6件	100件 (令和8～12年度累計)
③バリアフリー化した歩道整備数	9件	40件 (令和8～12年度累計)
④刑法犯検挙人員中の刑法犯再犯者率	51.2% (令和5年度)	現状値以下

### 現状と課題

- 国においては、災害対策基本法により、市町村に「避難行動要支援者名簿の作成」が求められるとともに、地域共生社会の実現に向けては、避難行動要支援者の把握や日常的な見守り・支援の推進方策が重要とされていることから、避難行動要支援者の個別避難計画の作成とともに、見守りの方策等に関し、避難支援等関係者や関係部署との協議等が必要となります。
- 国においては、再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、市町村に再犯の防止等に関する施策の実施等が求められており、再犯防止の啓発や更生保護活動団体との連携が求められています。
- 高齢者や障がいのある人をはじめとして、全ての人が地域において安全に、そして安心して生活・外出できるようになるためには、施設や設備といったハード面のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。
- 調査結果をみると、災害時についての不安や心配事として「食料や日用品の備蓄が不十分なこと」、「災害時の情報がわかりづらいこと」が多く、災害に関する情報提供の充実が求められています。
- 外国籍市民や障がいのある人等、多様な市民が安心して暮らせるよう情報提供方法や環境整備等に配慮が求められています。

## 基本目標 4 安心して暮らせる生活環境の整備

### 基本施策（1）防災・防犯体制の充実

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- 災害時の避難の際に支援が必要な人は、避難行動要支援者の登録を行います。
- 犯罪の起こりにくい地域をつくるために、日頃から近所等へ積極的に声をかけ合います。
- 地区等での防災・防犯活動に積極的に参加・協力します。

#### 共助



#### 地域

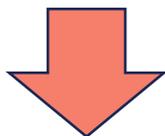
- 区・自治会や民生委員・児童委員、主任児童委員等が協力して、避難行動要支援者の避難支援に取り組みます。
- 自主防災組織を立ち上げ、地域の防災体制を整えます。
- 地域等での防災訓練や防犯パトロール等の活動を積極的に進めます。

#### 公助



#### 行政

- 避難行動要支援者一人ひとりの特性に応じた避難支援を行うため、個別避難計画の作成・整備をします。
- 防災行政無線や防犯灯、道路照明灯の適正な維持管理を行います。
- 防災・防犯や消費者被害に関する啓発等を進めます。



多様な主体と連携し、防災・防犯体制の充実により、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

## 施策1 防災対策の推進

災害発生時に、避難行動要支援者が安全に避難することができるよう、地域と連携して支援体制を構築します。また、災害発生時において市民等の安全を守るため、市内福祉施設を活用する福祉避難所や指定福祉避難所の機能向上を図ります。

地域防災力の強化や防災意識の向上を図るため、区・自治会等が行う防災訓練の支援や防災リーダーの育成、出前講座や市主催による防災訓練等の実施に取り組みます。

自助としての各家庭における地域防災力の向上を図る一環として、非常食や災害時の持ち出し品等の備蓄を促進します。

また、防災行政無線やケーブルテレビ、SNS等を通じてわかりやすい・伝わりやすい防災情報を発信する他、メール配信サービス「よめーる」の登録アシスト等、個人が必要な情報を取得するための支援を行います。

### 主な取組

- 要支援者の避難支援
- 福祉避難所や指定福祉避難所の設置・運営
- 地域防災力の強化
- 食料等備蓄の啓発
- わかりやすい防災情報の発信、情報を取得するための支援



四街道市総合防災訓練

## 施策2 生活安全対策の推進

地域が一体となった防犯力の向上を図るため、防犯パトロール車の活用や地域住民を中心とした見回り活動を支援するとともに、防犯カメラや防犯灯等の維持・整備や、特殊詐欺等の犯罪に対する啓発や適切な情報提供に取り組みます。

市民の交通安全意識の向上のため、幼児から高齢者までの幅広い層を対象に交通安全教室を開催し、交通安全知識の啓発を図ります。また、警察署や地域と連携し、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を推進します。

消費生活に必要な情報や知識を提供するための講座等の開催やホームページ等による周知啓発に取り組むとともに、多様化する消費生活相談に対するアドバイスや和解の仲介を行う消費生活センターを運営します。

地域景観の悪化や不法投棄等の誘発、防災・防犯機能の低下等が懸念される管理不全空き家等の抑制に向け、所有者等に対する相談支援とその周知に取り組みます。

### 主な取組

- 防犯対策の推進
- 防犯灯等の維持整備
- 交通安全対策の推進
- 消費者教育・啓発活動の充実
- 空き家対策の推進



LED防犯灯



四街道市消費生活センター

## 基本目標 4 安心して暮らせる生活環境の整備

### 基本施策（2）快適な生活環境を支える仕組みづくり

#### 期待される役割



#### 自助



#### 市民

- 外出支援のための移送ボランティア養成講座等を通して、市民の社会参加を支える活動に参加します。
- ユニバーサルデザインが必要と思われる施設等について、改善を提案します。
- 地域での生活環境の美化・保全活動へ積極的に参加します。

#### 共助



#### 地域

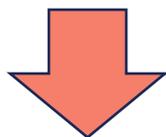
- 運転ボランティア等、地域での助け合う環境づくりを進めます。
- 公共交通の維持・確保や快適な生活環境づくりについて、地域で話し合います。
- 地域での生活環境の美化・保全活動に、積極的に取り組みます。

#### 公助



#### 行政

- 移動が困難な人の移動手段を充実させるため、タクシーの料金助成や福祉有償運送制度の利用促進等に取り組みます。
- 快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進に取り組みます。
- バリアフリーやユニバーサルデザインの促進に取り組みます。



快適な生活環境の整備を進め、  
だれもが暮らしやすい地域づくりを目指します。

基本目標 4 安心して暮らせる生活環境の整備

基本施策 2 快適な生活環境を支える仕組みづくり

## 施策 1 移動手段の充実

交通事業者と連携して市民の地域公共交通の利用意識の高揚を図り、利用者の増加による、JR線の利便性向上と路線バスの運行路線の維持向上に努めます。

高齢者や障がいのある人の移動手段を充実させるため、タクシーの料金助成や福祉有償運送制度の利用促進等に取り組みます。また、移動支援事業の従事者に対する研修の情報提供や運転ボランティアの養成に取り組むボランティアセンターの運営支援に取り組みます。

### 主な取組

- 地域公共交通の持続性の確保・利便性の向上
- 福祉タクシー利用助成
- 福祉有償運送制度の利用促進
- 担い手の養成支援



グリーンスローモビリティ

## 施策 2 環境美化・保全の推進

快適な生活環境の保全と美しいまちづくりの推進に向け、市民等の環境美化に対する意識の啓発を図るなど、環境美化の取組を推進します。

野焼きや不法投棄とともに、埋め立てを伴う事業等について、環境パトロール等の監視・指導に取り組み、だれもが安全・安心に暮らせるようにします。

### 主な取組

- 環境美化に対する意識の啓発
- 環境パトロール等の実施



美化推進重点地区に関する看板

### 施策3

## 住環境等の整備

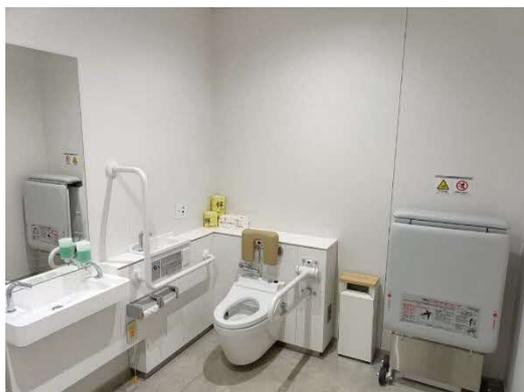
高齢者や障がいのある人が安全に外出できるよう、歩道と車道の段差解消や歩道の勾配緩和など、道路のバリアフリー化を推進します。

子育てしやすい環境や家族の支え合いによる介護などの負担軽減に向け、三世帯家族の定住を促す支援に加え、既存住宅のリフォームやバリアフリー化等の支援を行います。

公共施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるように配慮します。

### 主な取組

- 道路のバリアフリー化の推進
- 親世帯と子世帯の同居・近居促進
- 住宅のリフォーム・バリアフリー化の支援
- 公共施設のユニバーサルデザインの推進



バリアフリースイレ（市役所庁舎内）



議会傍聴席  
（車いす利用者等に対応した席を設置）

## 基本目標 4 安心して暮らせる生活環境の整備

### 基本施策（3）人権の尊重と多様性への理解促進

#### 期待される役割



#### 自助



市民	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、さまざまな個性をもった人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合います。</li><li>○ 男女共同参画や多文化共生、人権等について、正しい知識を深めます。</li><li>○ 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるための講習会等に参加します。</li></ul>
----	--

#### 共助

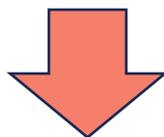


地域	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域活動や交流においては、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無などにかかわらず、さまざまな個性をもった人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用します。</li><li>○ 男女共同参画や多文化共生、人権等について、不安を抱えている人に、相談窓口を紹介します。</li><li>○ 虐待等が疑われる場合、行政等に情報を伝えます。</li></ul>
----	--

#### 公助



行政	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がいへの共感的理解を推進するとともに、自分にも起こり得るものと理解されるよう努めます。</li><li>○ 虐待防止をはじめ、男女共同参画や多文化共生、人権等に関する啓発活動に取り組みます。</li><li>○ 犯罪や非行の防止に取り組むとともに、罪を犯した人たちの更正を支援します。</li></ul>
----	---



障がいや人権等に対する理解を深め、  
だれもが自分らしく暮らしていける地域づくりを目指します。

## 施策 1 相互理解の促進

だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会に向けて、性別役割分担意識や無意識の思い込みにとらわれない地域社会の構築のため、男女共同参画を推進します。

国籍が異なる住民同士が互いの生活習慣や文化を理解し、地域社会の一員として、支え合う多文化共生社会の実現を目指します。

関係機関との連携のもと、障がいのある人への合理的配慮や精神障がい、発達障がいなど「見えない障がい」について、市民の理解が深まるよう周知啓発に取り組みます。

### 主な取組

- 男女共同参画の推進
- 多文化共生の推進
- 障がいに関する理解促進



家事シェアチェックシート



日本語教室

パラアート 掲載予定

『タイトル』

作者名

『タイトル』

作者名

『タイトル』

作者名

基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

基本施策3 人権の尊重と多様性への理解促進

## 施策2

# 人権教育・青少年健全育成の推進

差別意識を解消し、人権意識の高揚を図るため、人権週間に合わせ社会情勢の中から人権について学ぶ機会を提供します。また、児童生徒の人権意識向上のため、教職員研修を実施し、教職員の人権意識向上や学校人権教育の充実を図るとともに、児童生徒を対象に、思いやりの心を育てることの必要性と重要性について、理解を一層深める人権教室を実施します。

児童や配偶者、高齢者、障がいのある人等に対する暴力防止や早期発見・対応に向け、関係機関との連携や相談体制等の機能の充実に取り組みます。

子どもたちの健全な育成を推進するため、地域や関係機関等と連携し、街頭補導や環境浄化、広報・啓発等の活動を行うとともに、多様化・複雑化する青少年問題に対して、専門的な支援ができるスクールソーシャルワーカー等を配置し、学校・家庭支援を強化します。

青少年健全育成推進大会を開催し、青少年健全育成功労者の表彰や少年の主張、講演等を行い、青少年健全育成の啓発活動を行います。

不登校の子どもたちが安心して学習に取り組める居場所づくりや社会的自立に向けた取組として、体験活動の実施等を行い、子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

### 主な取組

- 人権に関する学習機会の提供
- 教職員研修会の実施
- 人権教室の実施
- DVや虐待、暴力の防止
- スクールソーシャルワーカー等の配置
- 青少年健全育成推進大会の開催
- 子どもの居場所づくりや社会的自立の推進



人権教室



青少年健全育成推進大会

## 施策3

## 再犯防止の推進

## 再犯防止推進計画

犯罪を抑制し、住み慣れた地域でだれもがお互いを尊重し、地域で支え合う共生社会の実現と安全で安心な社会の実現に向けて、「再犯防止推進計画」を策定します。

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を関係機関等と連携して推進し、周知啓発活動に取り組みます。

再犯防止に向け、保健医療・福祉サービス等に関する情報提供や就労支援、住居の確保など、関係機関等と連携し、支援に取り組みます。

### 主な取組

- 社会を明るくする運動の推進
  - 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を四街道市保護司会、四街道市更生保護女性会と協力して推進します。
- 関係機関等の活動支援・連携強化
  - 再犯防止の推進に向け、四街道市保護司会、四街道市更生保護女性会が円滑な運営を行い、より良い活動ができるよう支援します。
- 非行防止の推進
  - 非行の早期発見・未然防止のため、街頭補導活動として青少年補導委員や関係機関等と連携し、「愛の一声」運動を推進します。
- 就労や住居の確保の支援
  - 生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。

再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）において、地方公共団体は再犯の防止等に関する施策の推進等に関する計画（地方再犯防止推進計画）の策定が努力義務とされていることから、本項を再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、再犯の防止等の推進に努めます。

基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

基本施策3 人権の尊重と多様性への理解促進

## 用語解説

### ■ 保護司

刑事施設や少年院から退所した方に対し、生活上の助言や就労の援助、住居や就業先等の調整をするなど、立ち直りを支える民間ボランティア

### ■ 更生保護女性会

犯罪予防活動や青少年の健全育成活動、子育て支援活動、更生保護施設への支援などを行うボランティア団体

### ■ 青少年補導委員

青少年の健全育成や非行防止推進のために設けられたもので、四街道市では、市内の学校教職員や保護者、一般市民が、市教育委員会から委嘱を受け「愛の一声」活動を実施

### ■ 「愛の一声」運動

青少年にあたたかな思いやりの心で声をかけ、非行や問題行動に対して優しく諭していこうという活動

### ■ 自立相談支援事業

相談支援員が、「生活が不安」、「仕事を探しているが見つからない」など相談を受けて、どのような支援が必要であるかを相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業

### ■ 住居確保給付金事業

離職等により、住居を失ったまたはそのおそれのある人に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する事業

### ■ 就労準備支援事業

「社会に出ることに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などといった理由で就職に困っている人に一般就労に就くための準備として基礎能力の形成を行い、就労体験の機会等を提供して、自立を支援する事業

### ■ 家計改善支援事業

生活が困窮している人の家計再建を目指して、相談者の状況に応じた支援を行い、家計収支の改善、家計管理の方法、債務整理等、早期の生活再生をサポートする事業



社会を明るくする運動



くらしサポートセンター  
「みらい」

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

第4次地域福祉計画を推進していくためには、市、社会福祉協議会、関係団体・事業者、市民の連携・協働を基礎として、計画の推進体制の整備と進行管理を行っていくことが重要です。

推進主体	推進内容
市	第4次地域福祉計画の基本理念を踏まえ、庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、関係機関との連携により、各施策を総合的に展開していきます。
社会福祉協議会	地域福祉活動を推進する中心的な担い手として、「地域福祉計画」と車の両輪の関係にある「地域福祉活動計画」の事業を展開するとともに、当該活動計画に基づき実際に地域の人たちが活動するための仕組みづくりや支援を地域の中で進めていきます。
関係団体 事業者	第4章の「施策の総合的な展開」で取り上げた「共助」の内容を参考に、地域の人たちが地域特性を踏まえ、お互いの役割を認識・共有し、協働で地域福祉の取り組みを進めていきます。
市民	第4章の「施策の総合的な展開」で取り上げた「自助」の内容を参考に、市民一人ひとりが地域を担う一員という自覚をもち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動への理解や参加を進めていきます。

### 2 計画の進行管理

第4次地域福祉計画の効率的かつ効果的な推進と改善を図るためには、第4章に掲げた4つの基本目標の着実な推進が重要となります。このために、第4次地域福祉計画と行政評価、各個別計画の連携による「PDCAサイクル（計画[Plan]—実施[Do]—評価[Check]—改善[Action]）」により、効果的な活用による効率的な事業の推進を図ります。

また、市の諮問機関である「四街道市保健福祉審議会」に第4次地域福祉計画の推進状況を報告し、意見をいただきながら、地域福祉計画の推進を図ります。

## 1 計画の策定経過

年 月 日	項 目	内容（計画策定関係）
令和7年 5月19日	第1回保健福祉審議会	《諮問》 ・第4次四街道市地域福祉計画の概要 ・第4次四街道市地域福祉計画の策定スケジュールについて ・部会の設置について
令和7年 6月3日～ 25日	市民アンケート調査 福祉関連団体アンケート 調査	・市民アンケート調査 18歳以上の市内在住者対象 ・団体アンケート調査 四街道市の地域福祉の中核を担う団体対象
令和7年 6月26日・ 30日 7月4日	福祉関連団体意見交換会	・四街道市の地域福祉の中核を担う団体対象
令和7年 7月24日	第1回四街道市地域福祉 計画策定推進委員会	・現行計画（第3次計画）の進捗状況 ・基礎調査（市民アンケート、地域福祉関連 団体アンケート、意見交換会） ・第4次四街道市地域福祉計画（骨子案）
令和7年 8月18日	第1回四街道市保健福祉 審議会地域福祉部会	・現行計画（第3次計画）の進捗状況 ・基礎調査（市民アンケート、地域福祉関連 団体アンケート、意見交換会） ・第4次四街道市地域福祉計画（骨子案）
令和7年 10月23日	第2回四街道市地域福祉 計画策定推進委員会	・第4次四街道市地域福祉計画（素案）
令和7年 11月19日	第2回四街道市保健福祉 審議会地域福祉部会	・第4次四街道市地域福祉計画（素案）

年 月 日	項 目	内容（計画策定関係）
令和7年 12月25日	第3回四街道市地域福祉 計画策定推進委員会	・第4次四街道市地域福祉計画（最終案）
令和8年 1月16日	第3回四街道市保健福祉 審議会地域福祉部会	・第4次四街道市地域福祉計画（最終案）
今後追加予定		

## 2 策定体制

---

### (1) 四街道市保健福祉審議会条例

(設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 4人以内
- (4) 医療関係者 3人以内
- (5) 市民代表 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員（特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (2) 委員名簿

### ○四街道市保健福祉審議会

【◎は会長、○は副会長】

(任期：令和6年5月1日～令和8年4月30日)

選出区分	氏名	備考
学識経験	◎澁谷 哲	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
学識経験	阿部 孝志	敬愛短期大学現代子ども学科准教授
学識経験	○佐藤 満	元四街道市職員
保健関係	川崎 由紀	印旛健康福祉センター副技監
保健関係	沖山 早智子	四街道市保健推進員
福祉関係	岩谷 勝司	四街道市民生委員児童委員協議会副会長
福祉関係	金室 修平	社会福祉法人よつかいどう福祉会理事長
福祉関係	齊藤 康治	社会福祉法人四街道市社会福祉協議会会長
福祉関係	大森 以久子	四街道市民間保育園連絡協議会
医療関係	松島 弘典	公益社団法人印旛市郡医師会四街道地区医師会
医療関係	櫻井 真人	公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会四街道地区
医療関係	鈴木 博文	一般社団法人印旛郡市薬剤師会四街道支部支部長
市民代表	島田 佳代	公募選出委員
市民代表	田島 一靖	公募選出委員
市民代表	中村 さとし	公募選出委員

順不同・敬称略

### ○地域福祉部会

【◎は部会長】

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
学識経験	佐藤 満	元四街道市職員
保健関係	沖山 早智子	四街道市保健推進員
福祉関係	◎岩谷 勝司	四街道市民生委員児童委員協議会副会長
福祉関係	齊藤 康治	社会福祉法人四街道市社会福祉協議会会長
医療関係	松島 弘典	公益社団法人印旛市郡医師会四街道地区医師会
医療関係	鈴木 博文	一般社団法人印旛郡市薬剤師会四街道支部支部長
市民代表	島田 佳代	公募選出委員
市民代表	中村 さとし	公募選出委員

順不同・敬称略

### (3) 第4次四街道市地域福祉計画策定推進委員会設置要領

(設置)

第1条 第4次四街道市地域福祉計画（以下「計画」という。）に関し、計画案の作成並びに効果的かつ着実な推進を図るため、四街道市地域福祉計画策定推進委員会（以下「策定推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定推進委員会所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成
- (2) 計画の進行管理及び評価
- (3) その他策定推進委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 策定推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、福祉サービス部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、策定推進委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合または委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定推進委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することが出来る。

(庶務)

第6条 策定推進委員会の庶務は、福祉サービス部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定推進委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別表

危機管理室長
経営企画部政策調整担当
総務部政策調整担当
地域共創部政策調整担当
福祉サービス部政策調整担当
健康こども部政策調整担当
環境部政策調整担当
都市部政策調整担当
上下水道部政策調整担当
教育部政策調整担当
消防本部政策調整担当

### 3 用語解説

計画の中で使用した専門的な用語について、わかりやすく解説しました。

	用語	説明
あ 行	あいにーていー ICT	Information and Communication Technology の略称で、情報技術や通信に関連する技術、産業、設備、サービス等の総称
	アウトリーチ (積極的支援) せつきよくてきしえん	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス
	あか えき 赤ちゃんの駅	乳幼児がいる保護者等が安心して外出できる環境づくりをするため、おむつ替えや授乳等で立ち寄ることができる施設
	えいようし 栄養士	個人の特性や環境に合わせて、栄養や食生活、食事と健康との関係についてのアドバイスや食事の管理等を行う専門家
	えすえぬえす SNS	Social Networking Service の略称で、登録者同士が交流できるインターネットの会員制サービス。代表的なサービスは、X、Facebook、Instagram、LINE、TikTok 等
	えぬびーおー NPO	Non-Profit Organization の略称で、営利を目的とせず、市民等が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う組織
	オレンジカフェ にんちしょう (認知症カフェ)	認知症の人やそのご家族が安心して過ごせ、認知症について正しい知識を得られる場所。認知症の人だけでなく、その家族や友人、地域住民等が気軽に集い、健康に関する知識や認知症について語り合える場
か 行	かいご 介護のつどい	介護に関する悩みや知識を共有するための集いの場
	きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター	障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関

	用語	説明
か 行	グリーンスローモビリティ	時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車（電気自動車やハイブリット自動車）を活用した小さな移動サービス
	ケアラー	高齢や障がい、疾病等により援助が必要な親族、友人、その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
	<small>けんきょじんいん</small> 検挙人員	警察等が検挙した事件の被疑者の数
	<small>けんりょうご</small> 権利擁護	認知症の進行や、知的な遅れがある、心に病気がある等により、自分で判断することが十分でない人が、その人らしく住み慣れた地域で生活できるように、必要な権利を主張できるように守ること
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる者
	<small>こうれいしゃみまも</small> <small>かつどう</small> 高齢者見守り活動	日常の業務において、地域の高齢者に対し、対象を限定せず監視的ではない「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合には、その状況等を市へ連絡してもらう活動
	<small>こそだ</small> <small>しえん</small> 子育て支援センター	子育てをしている親同士が、子どもの遊びを通じて気軽に集まり、友達づくりや悩み・不安の相談等の相互交流ができる場
	<small>かてい</small> こども家庭センター	育児等の子育てに関する不安や悩み、虐待等の家庭内の問題など、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援につなげていく相談窓口の拠点
	<small>こ</small> <small>しょくどう</small> 子ども食堂	主に子どもや親子に無料または安価で食事を提供する場
コミュニティソーシャル ワーカー	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援とともに、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う専門家	

	用語	説明
さ 行	サロン	地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場などへ広がる可能性のある活動を行う、地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場
	していふくしひなんじょ 指定福祉避難所	指定一般避難所での生活を続けることが困難な要配慮者（高齢者や障がいのある人、妊産婦等の特別な配慮を要する人）のうち、個別避難計画により予め市が特定した人とその介護者が直接避難できる施設
	じどう 児童センター	就学前の児童と保護者の集いや学びの場、18歳までの子どもの居場所、地域の人々とのふれあいの場
	いこ さと シニア憩いの里	高齢者の生きがいづくりを推進し、高齢者等が自由に集い交流できることを目的に、地域の住民により設置・運営される施設
	シニアクラブ	スポーツやレクリエーション、文芸・技芸の作品展等、地域での生活を豊かにするための高齢者の自主的なクラブ
	しみん 市民ギャラリー	芸術や文化活動を推奨し、その普及と振興を図るため無料開放されている展示場
	しみんだいがくこうざ 市民大学講座	市民に対して教養を深める内容をはじめ自己実現につながる内容や地域の課題発見・解決を目的とした内容について大学等と連携して実施する講座
	しみんぶんかさい 市民文化祭	市と市民文化祭実行委員会との共催により行われる、市民等の文化振興と交流の促進を目的とした、市民の芸術活動の成果を発表する機会
	しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	民間の社会福祉活動の推進を目的とし、福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや市民活動の支援などを実施する、非営利の民間組織
	しゃかいふくしほう 社会福祉法	社会福祉の目的や理念、福祉サービスに共通する基本的事項等を規定する社会福祉に関する基本事項を定めた法律
しゅう ちょきんたいそう 週いち貯筋体操	週に1回、身近な場所で地域の仲間とおもりを使った筋力強化の体操を通じて、介護予防を行う住民主体の通いの場	

	用語	説明
さ 行	じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう 重層的支援体制整備事業	属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに 向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複 合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制 を整備することを目的とした事業
	しゅにんじどういん 主任児童委員	地域における児童健全育成活動の中心となり、関係機関等 と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援 助・協力を行う者
	しょうがいがくしゅうい 生涯学習生きがい づくりアシスト事業	芸術、文化、スポーツ等の分野で、あらかじめ登録された 市民が講師（指導者）としてアシスト（手助け）する事業
	じんざい シルバー人材センター	60 歳以上の会員で構成される、就業の機会を確保・提供 し、生きがいの充実や社会参加を図っていくことを目的に 設立された団体
	スクールカウンセラー	学校における教育相談体制の充実を図るため、また災害や 事件等の被害者である児童生徒等の心のケアを行うため、 各学校に配置する心理の専門家
	スクールソーシャル ワーカー	社会福祉の専門知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生 徒を取り巻く環境（家庭・地域等）に働きかけ、家庭・学 校・地域の関係機関をつなぎ、問題の解決に向けて支援す る専門家
	せいかつこんきゅう 生活困窮	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することがで きなくなるおそれがあること
	せいかつしえん 生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくこ とを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サ ービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を 果たす者
	せいしんほけんふくしし 精神保健福祉士	精神障がい者の生活支援に関する専門的な知識・技術を有 する精神保健福祉分野の専門家
	せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、判断能力が 不十分な人が不利益を被らないように法的に保護、支援す る制度。成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見 制度」で構成

	用語	説明
さ 行	せいべつやくわりぶんたんいしき 性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」などのように、個人の能力や資質等と関係なく性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方
	そうごうふくし 総合福祉センター	地域住民の福祉の向上及び自主活動の促進の場として、また、健康で明るい生活を送ることを目的とした、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための施設
た 行	ダブルケア	子育てと介護が同時期に発生するなど、家族や親族等の複数のケアに携わること
	ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービス提供体制
	ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待防止や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行い、総合的に支援する拠点
	ちくしゃかいふくしきょうぎかい 地区社会福祉協議会	高齢者等とのふれあい交流や子育てサロン等、地域に根差した福祉活動を行う市町村の学校区や町内会・自治会単位で組織される社会福祉協議会
	デジタル・デバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる情報格差
	でまえこうざ 出前講座	市職員が講師として出向き、市の事業や政策等について講座を開催する事業
	とくしゅさぎ 特殊詐欺	犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪
な 行	にんいこうけんせいど 任意後見制度	一人で決められるうちに、認知症や障がいの場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度

	用語	説明
な 行	にんちしょう 認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする応援者
は 行	ほちぜろごーぜろもんだい 8050問題	一般的に80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、さまざまな障壁がバリアフリーの対象
	ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等、災害時に自力での避難が困難で、支援を必要とする要配慮者のこと
	ふくし <small>だいさんしやひょうか</small> 福祉サービス第三者評価	福祉サービスの質の向上を図り、利用者へ良質で適切なサービスを提供することを目的に、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な評価を行う制度
	ふくし <small>そうごうそうだんまどぐち</small> ふくしの総合相談窓口	属性を問わない包括的な支援体制を推進するため、従来の支援体制では対応が困難な、複合化・複雑化した課題を抱える人の相談対応や支援関係機関等と協力した支援プランの策定などの支援を行う機関
	ふくしひなんじょ 福祉避難所	避難所生活を送る上で、配慮が必要な人(高齢者・障がいのある人等)に対応するための避難所
	ふくしゆうしょううんそうせいど 福祉有償運送制度	NPO等が乗車定員11人未満の自動車を使用して、他人の介助によらずに移動することが困難であり、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障がい者、要介護者、要支援者、その他障がいのある人等の運送を行う制度
	プレーパーク	子どもたちをサポートするプレーワーカーのもと、里山や公園等の自然の中で、乳幼児から小中学生までの子どもが、自由な発想で遊びを展開しながら工夫したり、協力したりすることの楽しさを体験できる場
ほうかごこ <small>きょうしつ</small> 放課後子ども教室	放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、支援員による活動を通して、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを実施する事業	

	用語	説明
は 行	ぼうさい 防災リーダー	災害発生時に地域住民の自助・共助を促進し、初期消火や救出活動を主導するボランティア。平常時には、防災訓練の企画・運営や地域住民への防災知識の普及・啓発活動を行い、災害に強いまちづくりを目指す地域活動の核
	ほうていこうけんせいど 法定後見制度	家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる（選任される）制度。障がいや認知症の程度に応じた、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）で構成
	ぼうはん しや 防犯パトロール車	市や四街道警察署から委嘱を受けた四街道市民安全パトロール隊の隊員が、自主防犯パトロール活動を行うために活用する青色回転灯等を装着した車両
	ほけんし 保健師	地域の健康教育や保健指導等により、疾病予防等の公衆衛生活動を行う地域看護の専門家
	ボランティアセンター	社会福祉協議会に設置されたボランティア活動の育成・援助と活動を支援する連絡調整を行うボランティア活動の拠点
ま 行	みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員	民生委員は、地域住民の一員として、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担う者。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、親の子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を実施
	みんなでちいき 地域づくり センター	地域づくりのコーディネーター役として、地域づくりに関する情報を集め広く発信するとともに、地域づくりを担う主体やこれから始めたい人などをサポートする地域づくりの拠点
や 行	ゆうせんちょうたつ 優先調達	障がい者就労施設等の受注機会の拡大等を図るため、市が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入すること
	ユニバーサルデザイン	全ての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること

	用語	説明
や 行	ユニバーサル窓口 <small>まどぐち</small>	音声またはキーボードでの入力をリアルタイムで字幕化し、透明スクリーンに表示することで、聞こえに不安のある人をサポートする 130 以上の言語の翻訳機能を備えたシステムを設置した窓口
	要支援・要介護認定者 <small>ようしえん ようかいごにんていしや</small>	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態の者
	四街道WALLABY RUN <small>よつかいどうわらびーらん</small>	市と四街道 WALLABY RUN 実行委員会との共催により行われる、ランニングイベントを通じて、四街道市がより多くの人に周知されることを目的とした、自然豊かな四街道総合公園を周回する誰でも気軽に楽しめるランニング大会
	よめーる	インターネットに接続されたパソコンや携帯電話等の端末とメールアドレスがあれば、誰でも無料で登録できる電子メールを利用した情報提供サービス
ら 行	老人福祉センター <small>ろうじんふくし</small>	高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活が送れるよう、各種相談に応ずるとともに健康の増進や教養の向上、レクリエーション等に利用できる施設

パラアートに関する説明

作品タイトル	作 者	掲載頁
今後追加予定		

令和8年2月6日  
保健福祉審議会本会  
資料No.2  
取扱注意

# 第5次

# 四街道市障がい者基本計画

## 令和8年度～令和17年度

### (案)

※デザイン調整中  
絵画作品の募集を行い、28件の応募がありました。  
全ての作品を表紙及び挿絵として掲載させていただく  
予定です。

令和8年3月  
四街道市

市長挨拶ページ  
(作成中)

## 【本計画での表記等について】

本市では、「障がい」というひらがな表記を公文書等で使用することにより、「害」という漢字がもつ負のイメージや違和感に配慮するとともに、障害者基本法の目的である「障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現に向けた、市民の理解促進を図ることを目的として、令和6年4月に『「障害」の「害」の字のひらがな表記の使用に関する指針』を策定しました。

これに伴い、本文中では、法令で定められた名称や、国・県の制度名、施設名などの固有名詞を除き、原則として「障がい」とひらがな表記を用いています。

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の背景と趣旨 ..... 1
- 2 障がい者施策をめぐる近年の動き ..... 2
- 3 計画の位置づけ・期間 ..... 5
- 4 障がい者基本計画とSDGsとの関係 ..... 6

## 第2章 四街道市の障がいのある人の現状

- 1 障がいのある人の状況 ..... 7
- 2 アンケート調査からみる現状 ..... 11
- 3 障がいのある人を取り巻く現状と課題 ..... 26

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 ..... 28
- 2 計画の重点目標 ..... 29
- 3 計画の施策体系 ..... 31

## 第4章 障がい者施策の総合的な展開

- 基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進 ..... 32
- 基本方針2 暮らしやすい生活環境の整備 ..... 41
- 基本方針3 療育・保育・教育の充実 ..... 50
- 基本方針4 保健・医療の推進 ..... 57
- 基本方針5 自立した生活支援の充実 ..... 60
- 基本方針6 雇用・就労の促進 ..... 68
- 基本方針7 社会参加の拡充 ..... 71

## 第5章 計画の推進体制

- 1 進捗状況の管理と評価 ..... 78
- 2 関係機関との連携 ..... 78
- 3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力 ..... 78

## 資料編

### 1 計画の背景と趣旨

わが国では、「共生社会」の実現を目指し、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、支え合う社会の構築が重要視されています。その理念のもと、障がいのある人の自立と社会参加を支援する施策が着実に進められてきました。

本市においても、平成10年3月に「四街道市障害者基本計画」、平成14年3月にその後継である「第2次四街道市障害者基本計画」を策定し、障がい者施策を計画的に推進してきました。さらに、平成18年に施行された障害者自立支援法を受け、平成19年3月には「四街道市障害者基本計画・障害福祉計画」を一体的に策定し、生活全般にわたる支援や福祉サービスの充実に取り組んできました。

平成25年には障害者総合支援法が施行され、平成28年には障害者差別解消法が施行されるなど、制度は大きく転換を迎えました。また、同年には国が障害者権利条約を批准し、国際的な人権基準を踏まえた施策の推進が求められるようになりました。

近年では、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として役割を持ち、安心して暮らせる社会の実現に向け、「インクルーシブ社会」の形成が重視されています。とくに、令和5年4月には改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務付けられたことにより、社会全体での理解と対応が一層求められるようになっていきます。

本市では、地域共生社会の実現に向け、障がい者基幹相談支援センターの設置や、地域生活支援拠点等の整備、手話言語条例の制定など、新たな施策に取り組んできました。

こうした社会状況の変化をふまえ、市では、この度新たに「第5次四街道市障がい者基本計画」を策定いたします。本計画は、これまでの取組の成果を継承・発展させるとともに、多様化・複雑化する課題に対応し、障がいのある人の地域での暮らしを支えるための施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針とするものです。

## 2 障がい者施策をめぐる近年の動き

障がい福祉を取り巻く環境は、近年、関連法の成立や改正が相次ぎ、目まぐるしく変化しています。ここでは、近年の主な関連法や施策の動向を整理します。

### (1) 国の動向

法律・制度等	内容
成年後見制度利用促進法の施行	地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。(平成28年5月施行)
発達障害者支援法の一部改正	支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がいのある人の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。(平成28年8月施行)
医療的ケア児支援法の制定	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。(令和3年9月施行)
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定	障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。(令和4年5月施行)
第5次障害者基本計画の策定	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障がいのある人のための施策の基本的計画として位置付けられました。令和5年3月に閣議決定され、第5次計画として、令和5年度から令和9年度までが対象年度となっています。(令和5年3月策定)

法律・制度等	内容
精神保健福祉法の一部改正	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正されました。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障がいのある人の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのものです。(令和6年4月施行、一部令和5年4月、10月施行)</p>
障害者雇用促進法の一部改正	<p>令和4年の障がいのある人の雇用の促進等に関する法律改正では、事業主の責務として障がいのある人の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がいのある人や精神障がいのある人の実雇用率への算定による障がいのある人の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がいのある人の雇用の質の向上などが盛り込まれました。(令和5年以降順次施行)</p>
法定雇用率の引き上げ	<p>令和5年度からの障がいのある人の雇用率は2.7%と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとされています。なお、国及び地方公共団体等については、3.0%(教育委員会は2.9%)とされ、段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様となります。(令和6年度以降)</p>
障害者差別解消法の一部改正	<p>国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人への合理的配慮の提供の対策を取り込むことを法定義務としました。令和3年5月、同法は改正され、令和6年4月1日から施行されました。改正により、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。(令和6年4月施行)</p>

法律・制度等	内容
障害者総合支援法の一部改正	障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和4年12月に制定されました。(令和6年4月施行)
手話施策推進法の施行	手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的として制定されました。(令和7年6月施行)

## (2) 県の動向

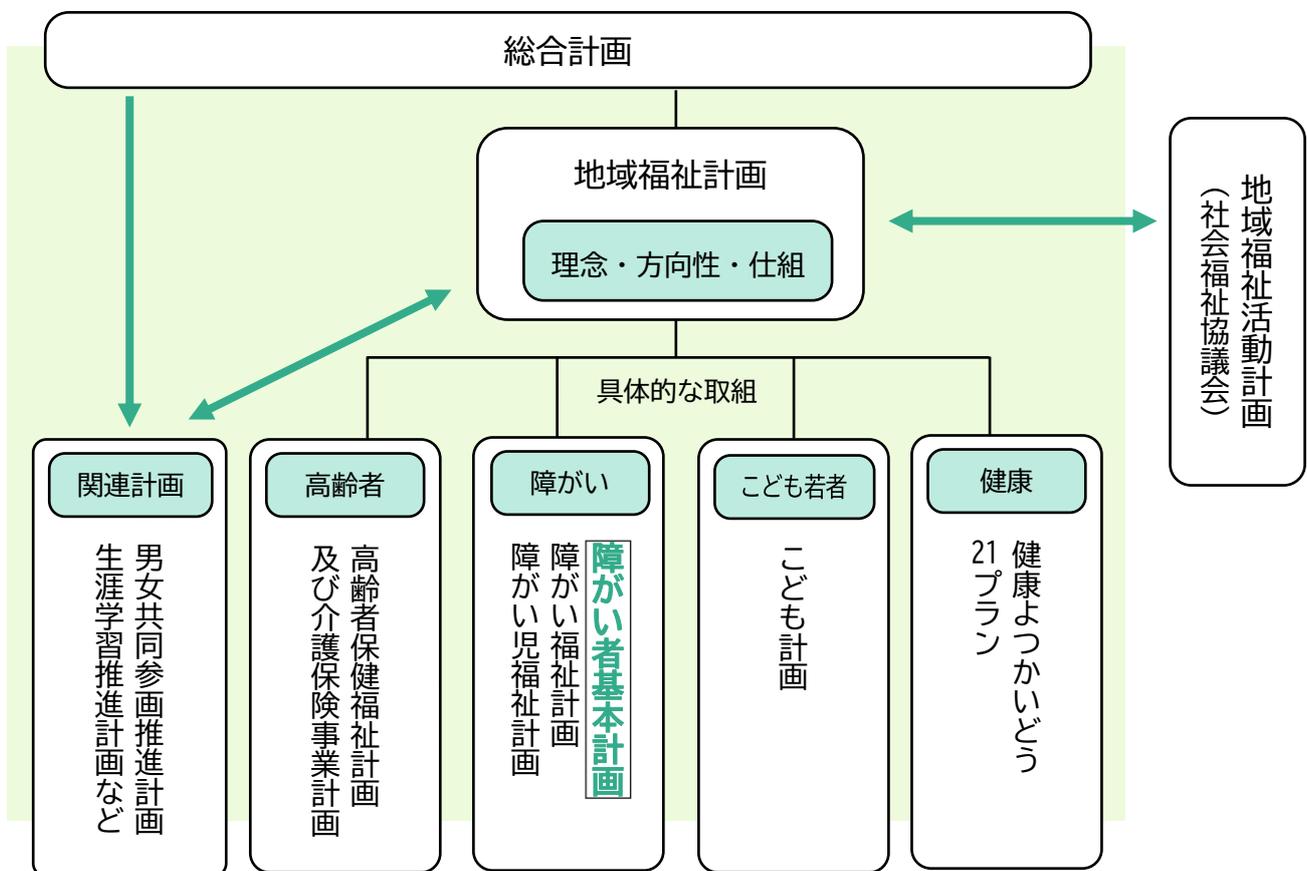
法律・制度等	内容
千葉県手話言語条例の制定	聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる、手話等（手話、筆談等）を普及するための「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が議員提案により平成28年6月に成立しました。(平成28年6月施行)
「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の構築	県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を設置・運営し、責任をもって、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へとつなぐことを目的に構築されました。(令和2年11月設置)
第八次千葉県障害者計画の策定	障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、県の総合的な障害者施策や県内の障害福祉サービスの見込量等について定める「第八次千葉県障害者計画」を策定しました。令和6年度から令和8年度までが対象年度となっています。(令和6年3月策定)

### 3 計画の位置づけ・期間

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられます。

計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本的な方向性を定める「四街道市総合計画」（令和 6 年度～令和 25 年度）との整合性を図るとともに、国や県の関連計画を踏まえて策定したものです。

また、地域福祉の推進のために策定された「四街道市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取組を示しています。



計画名	概要
障がい者基本計画	障害者基本法第 11 条に基づき、市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障害者総合支援法第 88 条に基づき、国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画

本計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10か年です。

計画期間の中間にあたる令和12年度に中間見直しを行うこととしています。あわせて、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行い、柔軟に対応していきます。

計画名	年度											
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
四街道市総合計画基本構想	令和6年度(2024年度)～令和25年度(2043年度)											
四街道市地域福祉計画			令和8年度(2026年度) ～令和12年度(2030年度)									
四街道市障がい者基本計画			令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)									
四街道市障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	令和6年度(2024年度) ～令和11年度(2029年度)											
四街道市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画	令和6年度(2024年度)～ 令和8年度(2026年度)											
健康よつかいどう21プラン	平成30年度(2018年度) ～令和10年度(2028年度)											
四街道市こども計画		令和7年度(2025年度) ～令和11年度(2029年度)										

## 4 障がい者基本計画とSDGsとの関係

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）<sup>1</sup>の理念である「誰一人取り残さない」社会づくりを目指すものとし、障がい福祉と特に関連する「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」をはじめ、さまざまな取組と連動させて、持続可能な障がい者施策の展開を図ります。



<sup>1</sup> SDGs Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のことで、平成27年の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットで構成する世界共通の目標

## 第2章

# 四街道市の障がいのある人の現状

### 1 障がいのある人の状況

令和7年3月31日現在の四街道市の障がい児・者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者の合計、重複含む）は、4,813人、人口に対する障がいのある人の割合は4.99%であり、市民の約20人に1人が身体、知的または精神障がいがあるという状況です。人口に対する障がいのある人の割合は、増加傾向にあり、特に精神障がいのある人の割合は、高い伸び率を示しています。

#### （1）身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度の2,964人から令和6年度は2,826人へと138人減少し、約0.95倍となっています。

単位（人）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
所持者数（合計）	2,964	2,750	2,758	2,760	2,791	2,826
等級別手帳所持者数						
1級	1,012	938	919	918	936	966
2級	444	417	412	409	412	405
3級	440	420	444	447	446	436
4級	724	658	668	669	680	699
5級	160	144	140	139	138	141
6級	184	173	175	178	179	179
年齢別手帳所持者数						
18歳未満	76	77	78	83	78	82
18歳以上	2,888	2,673	2,680	2,677	2,713	2,744
障がい種別手帳所持者数						
視覚障がい	228	219	232	228	237	245
聴覚・平衡機能障がい	219	202	217	218	220	225
音声・言語・そしゃく機能障がい	37	35	43	41	44	43
肢体不自由	1,496	1,358	1,356	1,347	1,333	1,319
内部障がい	984	936	910	926	957	994

## (2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度の 696 人から令和 6 年度は 891 人へと 195 人増加し、約 1.28 倍となっています。

単位 (人)	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
所持者数 (合計)	696	727	742	797	831	891
等級別手帳所持者数						
Ⓐ						
A の 1	270	278	286	303	289	324
A の 2						
B の 1	151	156	456	494	542	567
B の 2	275	293				
年齢別手帳所持者数						
18 歳未満	214	224	215	247	261	291
18 歳以上	482	503	527	550	570	600

※等級別について、令和 3 年度より B の 1、B の 2 は合算

## (3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度の 790 人から令和 6 年度は 1,096 人へと 306 人増加し、約 1.39 倍となっています。

単位 (人)	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
所持者数 (合計)	790	816	870	946	1,049	1,096
等級別手帳所持者数						
1 級	115	120	120	127	122	125
2 級	447	464	493	559	586	592
3 級	228	232	257	260	341	379

自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和元年度の 1,321 人から令和 6 年度は 1,726 人へと 405 人増加し、約 1.31 倍となっています。

単位 (人)	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受給者数	1,321	1,528	1,508	1,601	1,706	1,726

#### (4) 難病療養者の状況

特定疾患治療医療費受給者数は、以下のとおりです。

単位（人）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
指定難病の医療費 助成受給者数	654	716	696	710	778	799
小児慢性特定疾病の 医療費助成受給者数	77	89	79	72	66	62

出典：印旛保健所（印旛健康福祉センター）事業年報

#### (5) 児童の状況

##### ①乳幼児期から育ちに支援を必要とする児童の状況

発達障がいについては、正確な人数は把握できない状況ですが、四街道市において実施する1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査（法定健康診査）において、令和6年度に受診した児童のうち、発達障がいの診断及び発達に支援を必要とする可能性のある児童に多く認められる「言語発達の遅れ」「こだわりが強い」「エネルギーが高い、多動傾向である」「アイコンタクトが取りにくい」等対人関係の構築の困難さがある項目に該当する児童の割合は、1歳6か月児健康診査で28.2%、3歳6か月児健康診査で20.9%でした。また、令和5年度小・中学校、特別支援学校において特別な支援を必要とする児童・生徒の割合は9.4%でした。

該当する全ての児童が福祉サービスを必要とするものではありませんが、子育て世帯においては、同時に「子育ての不安感」「子育てのしづらさ」「子育ての負担感」を抱えていることも多く、継続的な子育て支援を必要とする状況にあります。

単位（%）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
小・中学校、特別支援学校において特別な支援を必要とする児童・生徒の割合	—	9.4	9.4	9.3	9.4	—
3歳6か月児健康診査時点での割合	20.0	22.0	28.0	24.0	20.4	20.9
1歳6か月児健康診査時点での割合	30.0	34.0	37.0	28.0	28.1	28.2

②市内小・中学校の特別支援学級等の状況（令和7年5月1日現在）

四街道市の特別支援学級の在籍児童・生徒数は、小学校が252人（男子184人、女子68人）、中学校が116人（男子81人、女子35人）となっています。

また、すべての小・中学校に特別支援学級が設置されており、各学校の設置状況は以下のとおりです。

【小学校】	学校名	単位（学級数）		
		障がい種別		
		知	自情	弱
	四街道小学校	3	3	
	旭小学校	1	1	
	南小学校	2	2	
	中央小学校	3	3	
	大日小学校	2	2	
	八木原小学校	1	3	
	四和小学校	1	1	
	山梨小学校	1	1	1
	みそら小学校	1	1	
	栗山小学校	2	2	
	和良比小学校	2	3	
	吉岡小学校	1	2	

【中学校】	学校名	単位（学級数）	
		障がい種別	
		知	自情
	四街道中学校	2	2
	千代田中学校	1	3
	旭中学校	2	2
	四街道西中学校	2	1
	四街道北中学校	2	3

知：知的障害特別支援学級

自情：自閉症・情緒障害特別支援学級

弱：弱視特別支援学級

四街道小学校、中央小学校：言語障害通級指導教室

八木原小学校：難聴通級指導教室（令和6年度～）

和良比小学校：LD・ADHD等通級指導教室（自校通級のみ）（令和6年度～）

③市内小・中学校に在籍し継続的に学校に通学できない児童（不登校児童・生徒）数の状況

四街道市の不登校児童・生徒数は、令和元年度末で、小学校50人、中学校が81人でした。令和6年度末現在では、小学校120人、中学校116人となり増加傾向がみられています。

## (6) 障がいのある人の雇用者数（千葉労働局管内）

厚生労働省千葉労働局の発表によると、令和6年6月1日現在の障がいのある人の雇用状況は以下のとおりです。

民間企業における雇用障害者数は14,844人で、前年に比べ3.8%の増となり、21年連続で過去最高となりました。公的機関の雇用障害者数においても、県機関が1,222人、市町村機関は1,637人と、いずれも前年を上回っています。

出典：千葉労働局 令和6年障害者雇用状況の集計結果

## 2 アンケート調査からみる現状

### (1) 調査概要

#### ①調査目的

四街道市障がい者基本計画を策定するにあたり、障がい当事者の生活状況や障がい福祉施策に対する意識、障害福祉サービス事業所や障がい福祉団体の状況を把握するため、アンケート調査を行いました。

#### ②調査設計及び回収結果

調査名：四街道市の障がい者福祉に関するアンケート調査（当事者調査）

調査地域：市内全域

調査対象：四街道市の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、福祉サービス利用者(児)の台帳から抽出した4,335名

調査期間：令和6年8月27日（火）～9月24日（火）

調査方法：郵送配布、郵送及び回答用ウェブサイトによる回収

方法	配布数（件）	有効回収数（件）	有効回収率（％）
全体	4,335	2,620	60.4
郵送		2,081	48.0
Web		539	12.4

※有効回収率は、小数点第2位以下を四捨五入して算出

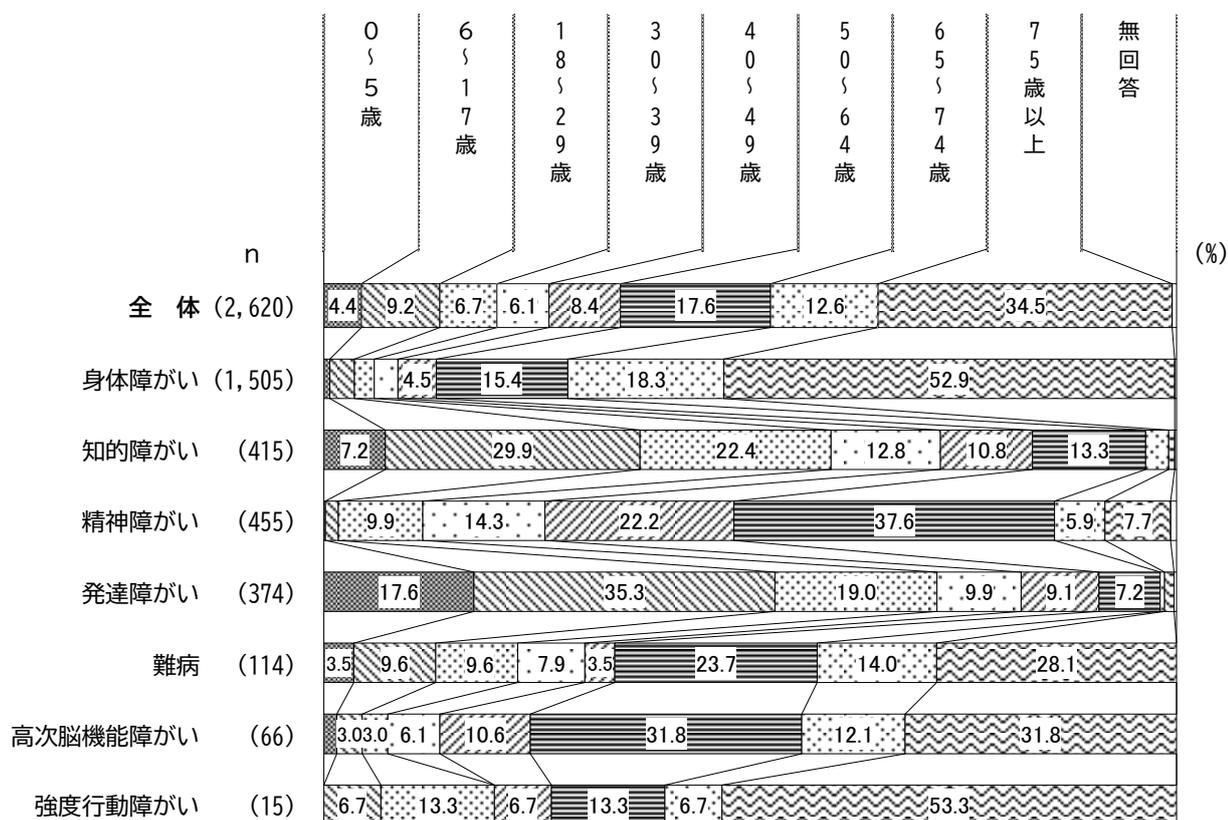
## (2) アンケート結果からみえる本市の特徴

### ①年齢

全体で「75歳以上」が34.5%と最も高く、次いで「50～64歳」が17.6%となっています。

障がい種別でみると、身体障がいでは「75歳以上」が高く、65歳以上を足すと7割超を占めます。知的障がいと発達障がいでは「6～17歳」と「18～29歳」を合わせた比較的若い年齢層で5割台、精神障がいでは40～64歳で約6割、難病では50歳以上の年齢層で6割台半ば、高次脳機能障がいでも50歳以上の年齢層で7割台半ばと高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

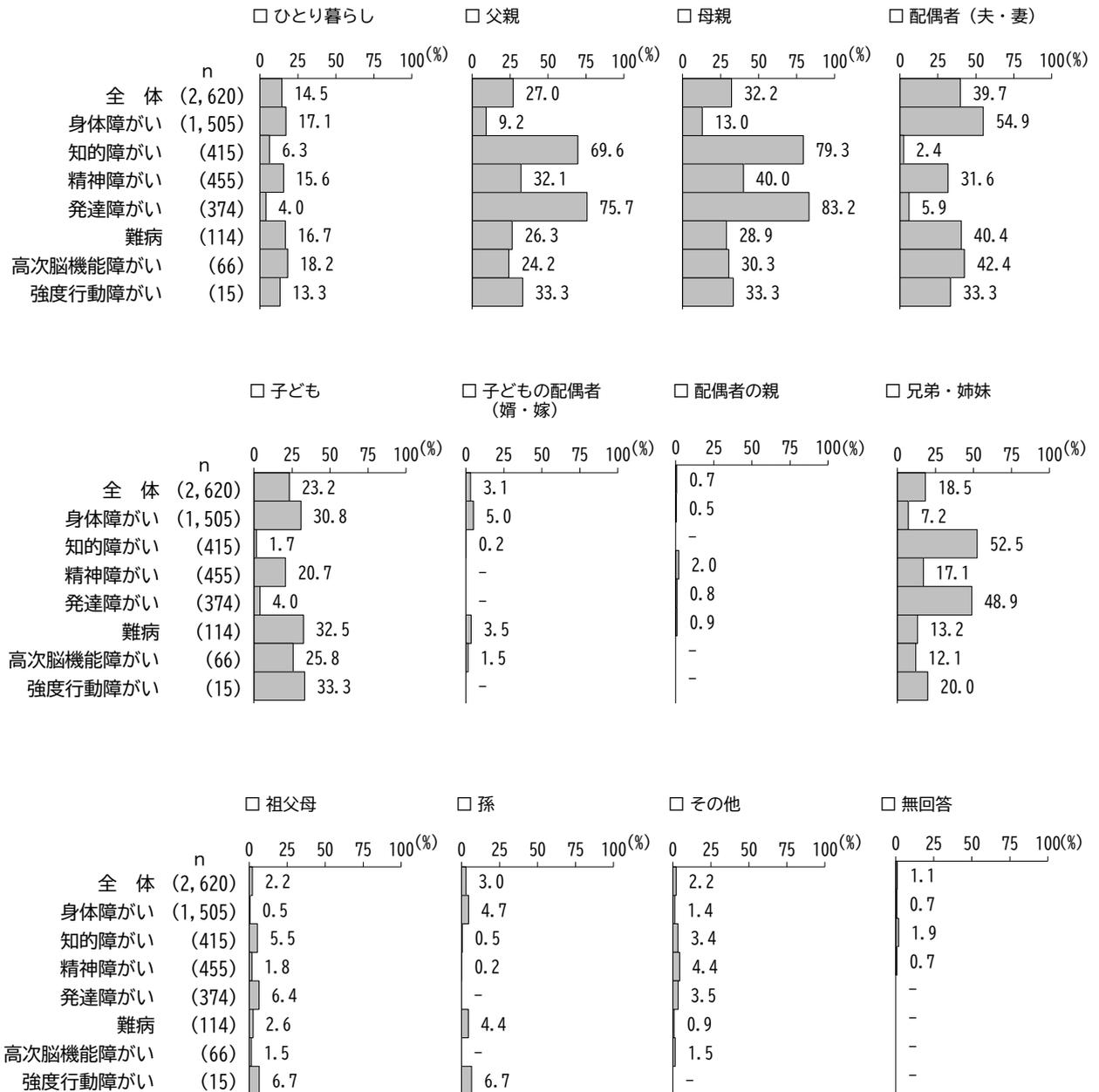


## ②同居家族

同居人の続柄では、全体で「配偶者（夫・妻）」が39.7%で最も多く、以下、「母親」が32.2%、「父親」が27.0%、「子ども」が23.2%となっています。

障がい種別で見ると、身体障がいでは「配偶者（夫・妻）」（54.9%）が高く、知的障がいと発達障がいでは「母親」「父親」「兄弟・姉妹」が高くなっています。

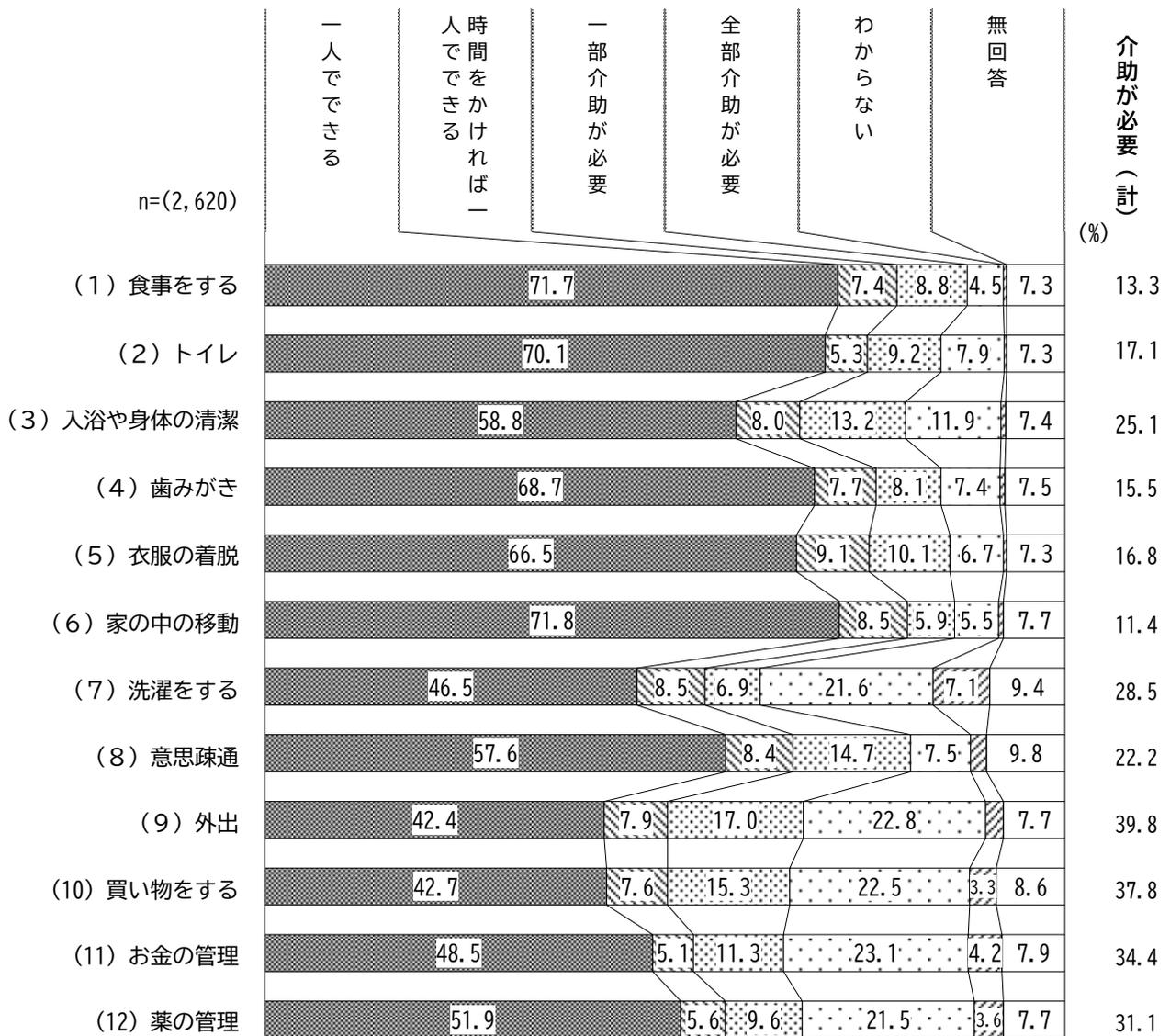
※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。



### ③日常生活における介助の必要性

介助・支援の状況は、全体で「全部介助が必要」は、〈⑪お金の管理〉(23.1%)、〈⑨外出〉(22.8%)、〈⑩買い物をする〉(22.5%)、〈⑦洗濯をする〉(21.6%)、〈⑫薬の管理〉(21.5%)で2割台と高くなっています。

「全部介助が必要」と「一部介助が必要」を合わせた《介助が必要》でみると〈⑨外出〉(39.8%)、〈⑩買い物をする〉(37.8%)で特に高くなっています。

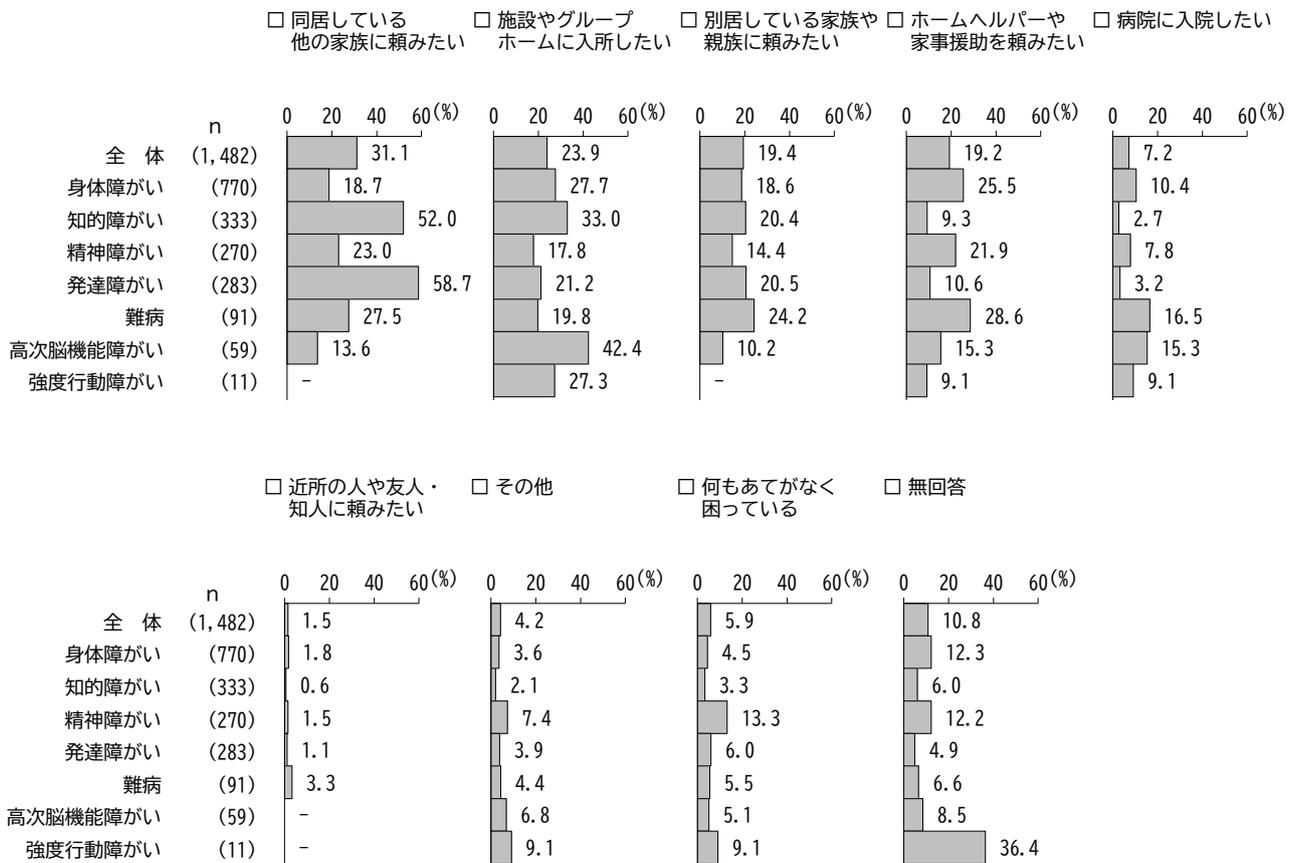


#### ④介助者が不在時の対応

全体で「同居している他の家族に頼みたい」が31.1%と最も高く、次いで「施設やグループホームに入所したい」が23.9%となっています。一方、「何もあてがなく困っている」は5.9%となっています。

障がい種別に上位2位をみると、身体障がいは「施設やグループホームに入所したい」(27.7%)、「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」(25.5%)、知的障がいは「同居している他の家族に頼みたい」(52.0%)、「施設やグループホームに入所したい」(33.0%)、精神障がいは「同居している他の家族に頼みたい」(23.0%)、「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」(21.9%)、発達障がいは「同居している他の家族に頼みたい」(58.7%)、「施設やグループホームに入所したい」(21.2%)、難病は「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」(28.6%)、「同居している他の家族に頼みたい」(27.5%)、高次脳機能障がいは「施設やグループホームに入所したい」(42.4%)、「ホームヘルパーや家事援助を頼みたい」と「病院に入院したい」(ともに15.3%)などとなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

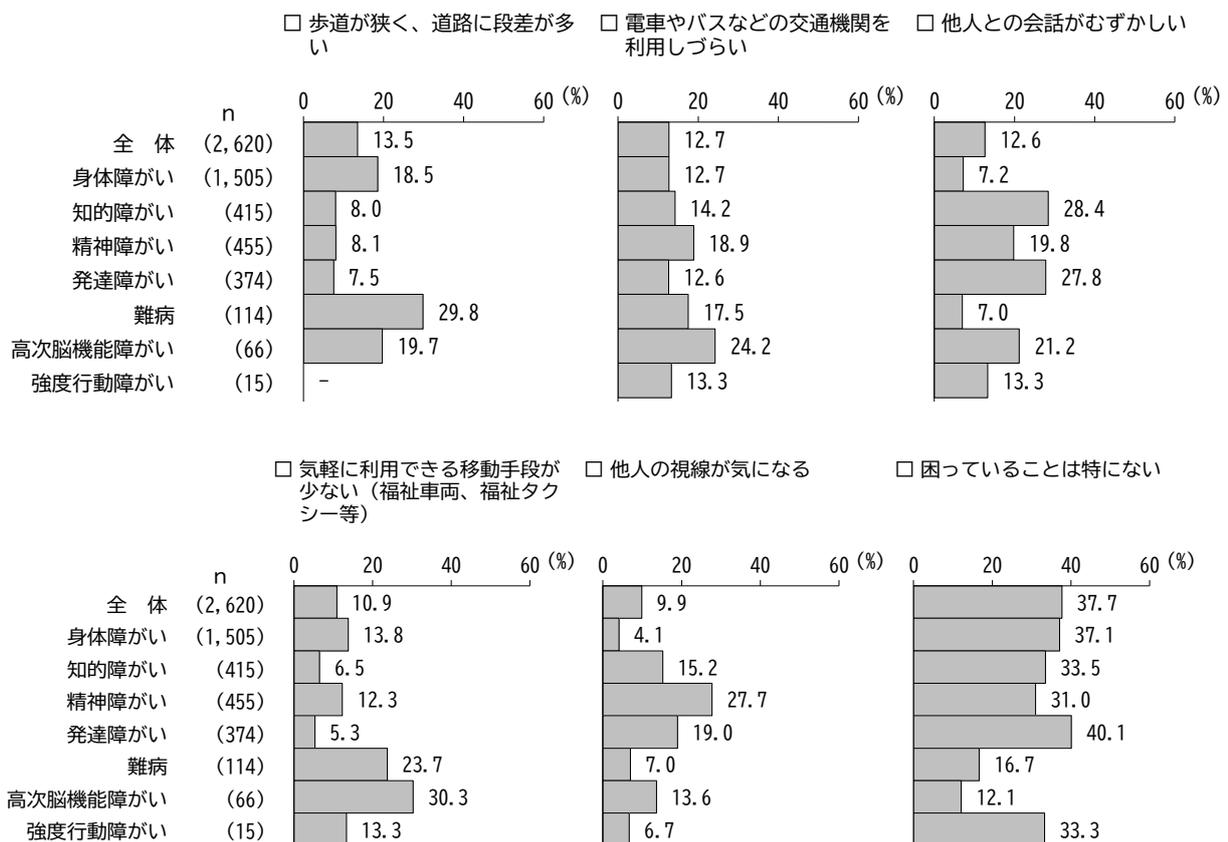


### ⑤外出の際に困ること（全体上位5位+「困っていることは特にない」）

外出の際に困っていることがあるかについては、全体で「困っていることは特にない」が37.7%と最も高くなっています。具体的に困っていることとしては、「歩道が狭く、道路に段差が多い」が13.5%で最も高く、次いで「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」が12.7%、「他人との会話がむずかしい」が12.6%などとなっています。

障がい種別でみると、「困っていることは特にない」は身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいでもっとも高い割合となっていますが、難病と高次脳機能障がいでは上位5位には入っておらず、難病では「歩道が狭く、道路に段差が多い」(29.8%)、高次脳機能障がいでは「気軽に利用できる移動手段が少ない(福祉車両、福祉タクシー等)」(30.3%)が最も高い割合となっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。



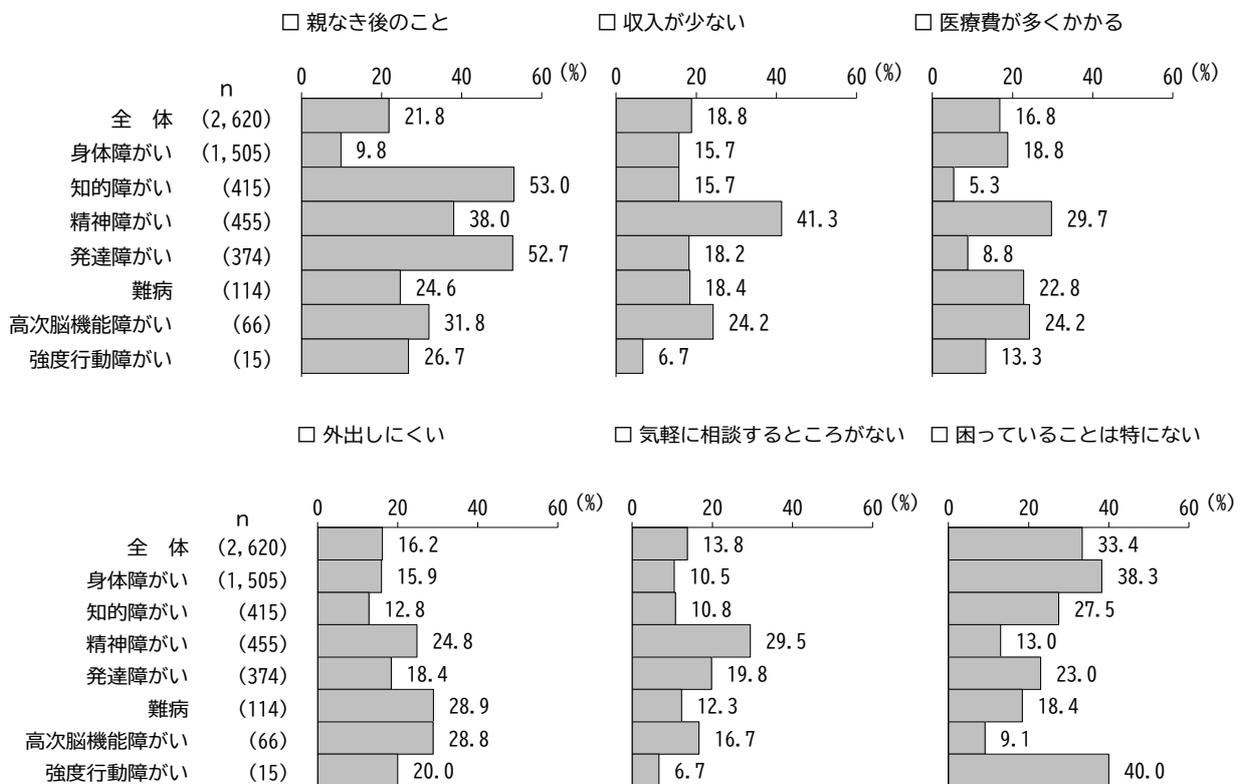
⑥現在の生活で困っていること、不安に感じていること

(全体上位5位+「困っていることは特にない」)

現在の生活で困っている、不安に感じていることは、全体で「親なき後のこと」が21.8%、「収入が少ない」が18.8%と高くなっています。一方、「困っていることは特にない」が33.4%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、「親なき後のこと」は知的障がい(53.0%)と発達障がい(52.7%)で5割台と高く、「収入が少ない」は精神障がい(41.3%)で最も高くなっています。一方、「困っていることは特にない」は身体障がい(38.3%)と高く、逆に高次脳機能障がい(9.1%)と最も低くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

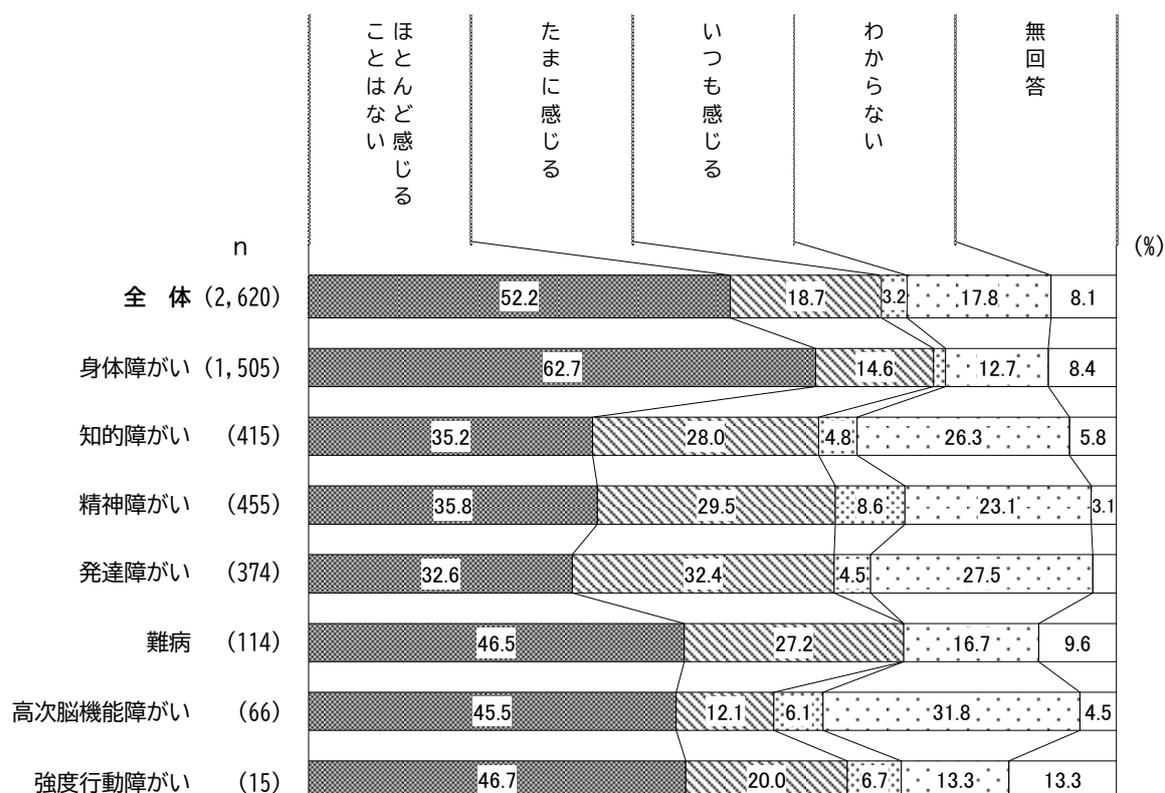


### ⑦差別や人権侵害、虐待を受けていると感じること

全体で「ほとんど感じることはない」と答えた人は52.2%と過半数を占めています。一方、「たまに感じる」(18.7%)と「いつも感じる」(3.2%)を合わせた《感じる》は21.9%となっています。

障がい種別で見ると、「ほとんど感じることはない」は身体障がいで62.7%と最も高くなっています。一方、《感じる》は精神障がい(38.1%)で最も高く、次いで発達障がい(36.9%)、知的障がい(32.8%)などとなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

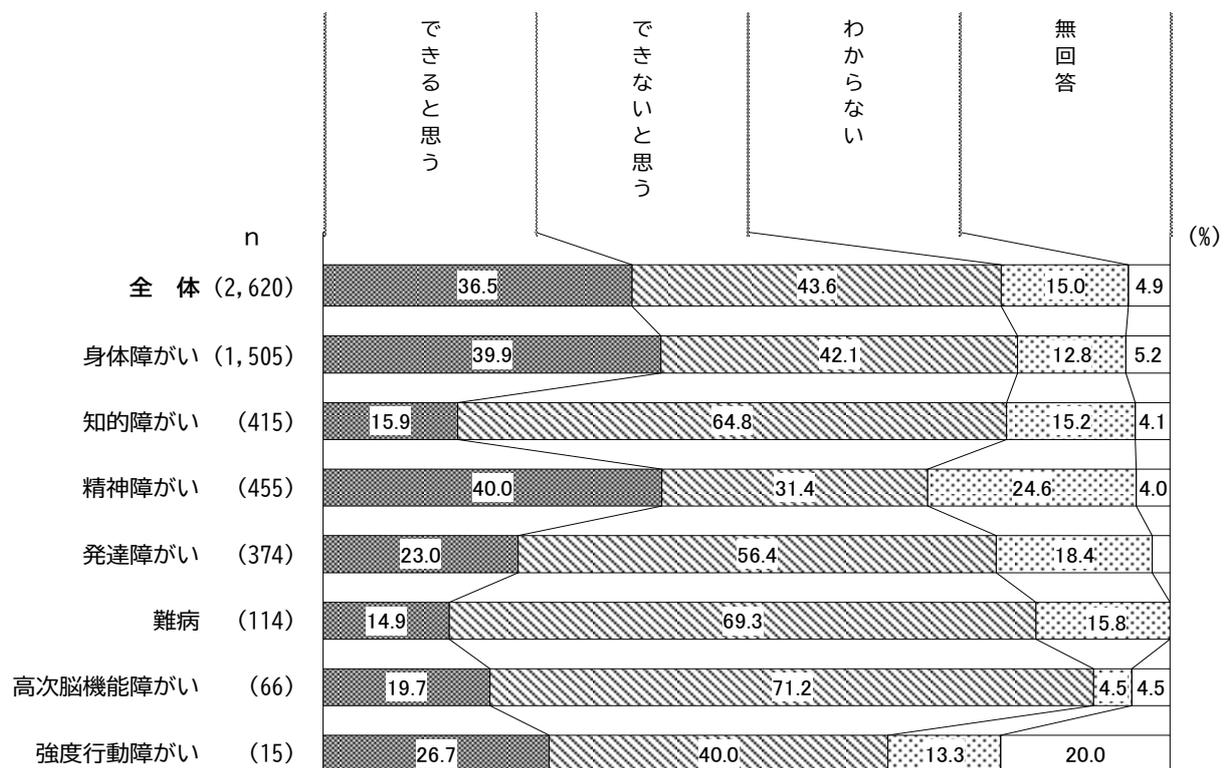


### ⑧災害時における一人での避難の能否

全体で「できると思う」が 36.5%、「できないと思う」が 43.6%となっています。また、「わからない」は 15.0%となっています。

障がい種別で見ると、精神障がい(40.0%)では「できると思う」、高次脳機能障がい(71.2%)、難病(69.3%)、知的障がい(64.8%)、発達障がい(56.4%)では「できないと思う」がほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が 30 件未満の項目は分析対象から除いています。

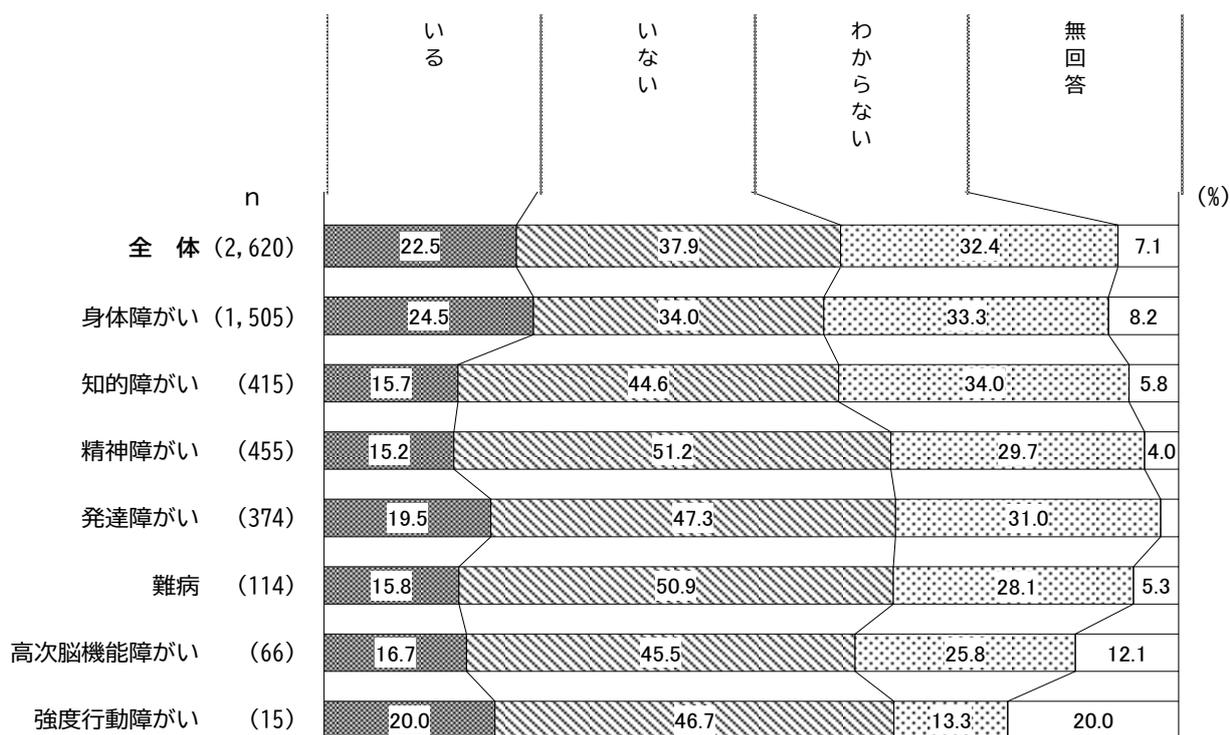


### ⑨災害時における近所に助けてくれる人の有無

全体で「いる」が22.5%、「いない」が37.9%となっています。また、「わからない」は32.4%となっています。

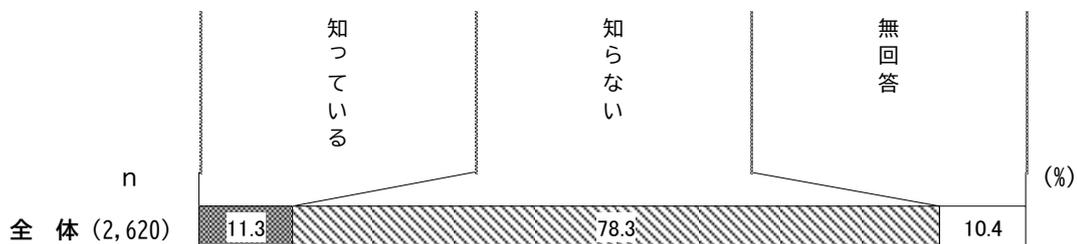
障がい種別で見ると、精神障がい(51.2%)と難病(50.9%)では「いない」が5割を超えて、ほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。



⑩個別避難計画作成の状況（避難行動要支援者避難支援制度認知者）

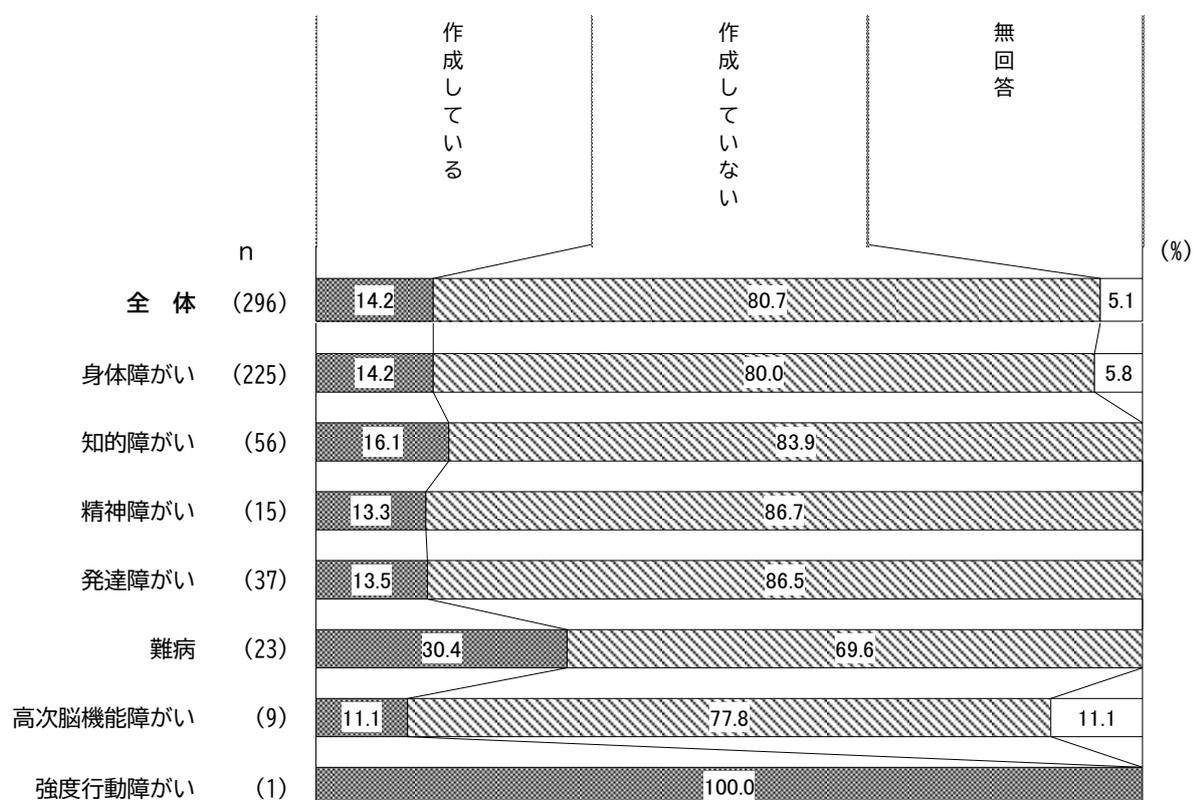
避難行動要支援者避難支援制度の認知度は、全体で「知っている」が11.3%、「知らない」が78.3%となっています。



避難行動要支援者避難支援制度を知っている方の個別避難計画の作成状況は、「作成している」は14.2%、「作成していない」が80.7%と高くなっています。

障がい種別でみると、特に大きな違いはみられません。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

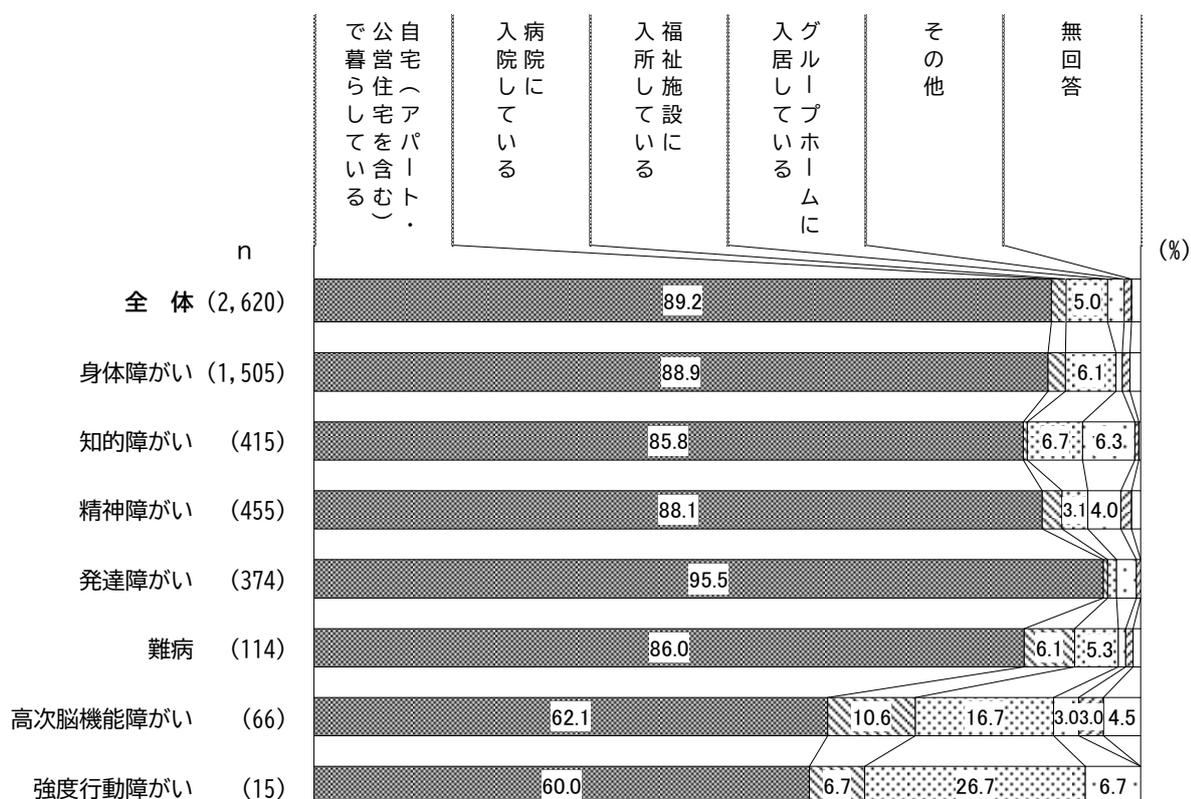


### ①現在の生活場所

全体で「自宅（アパート・公営住宅を含む）で暮らしている」が89.2%を占めています。

障がい種別で見ると、「自宅（アパート・公営住宅を含む）で暮らしている」は高次脳機能障がい以外で8割台半ば以上と高く、特に発達障がいでは95.5%を占めています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

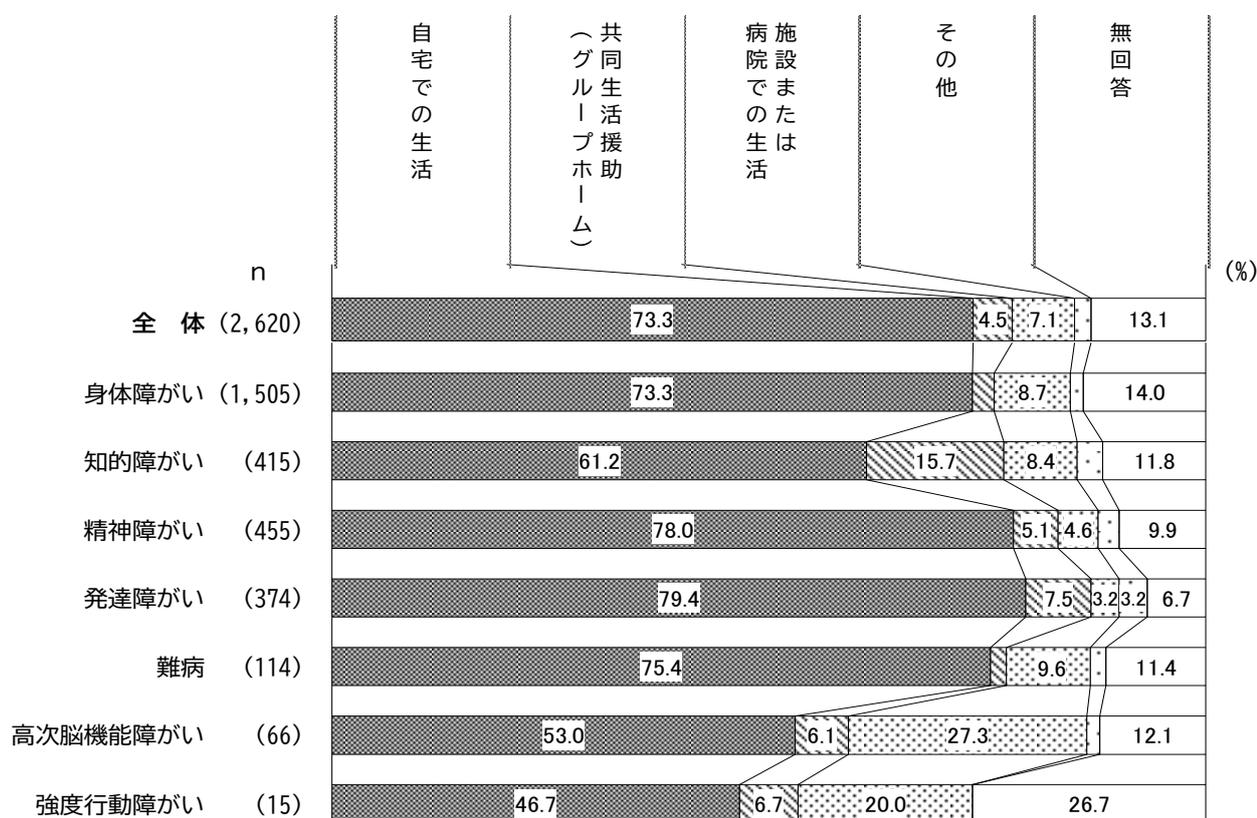


## ⑫今後、希望する生活形態

全体で「自宅での生活」が73.3%を占めています。

障がい種別でみると、「自宅での生活」は多くの障がいで高くなっています。知的障がい(15.7%)では「共同生活援助(グループホーム)」、高次脳機能障がい(27.3%)では「施設または病院での生活」がほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

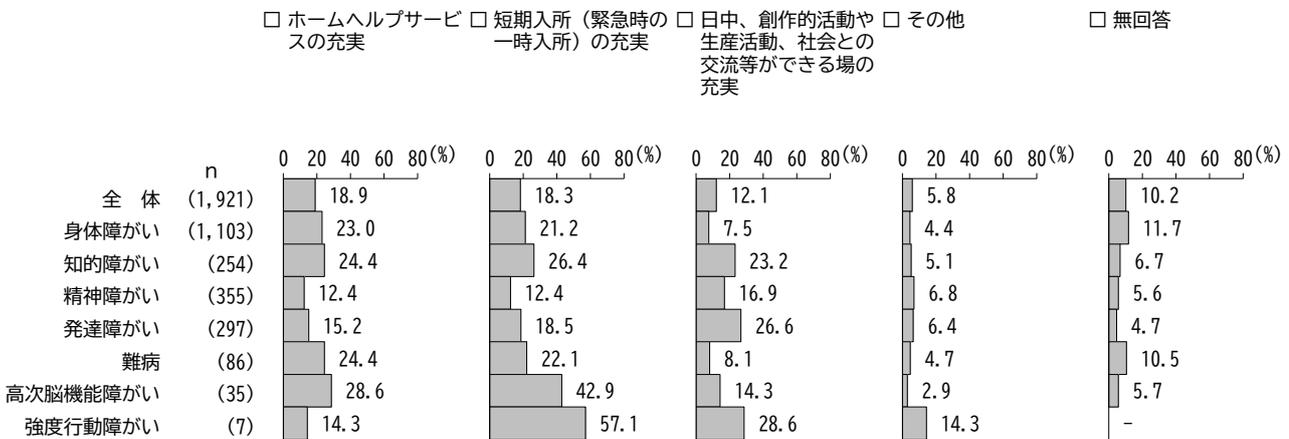
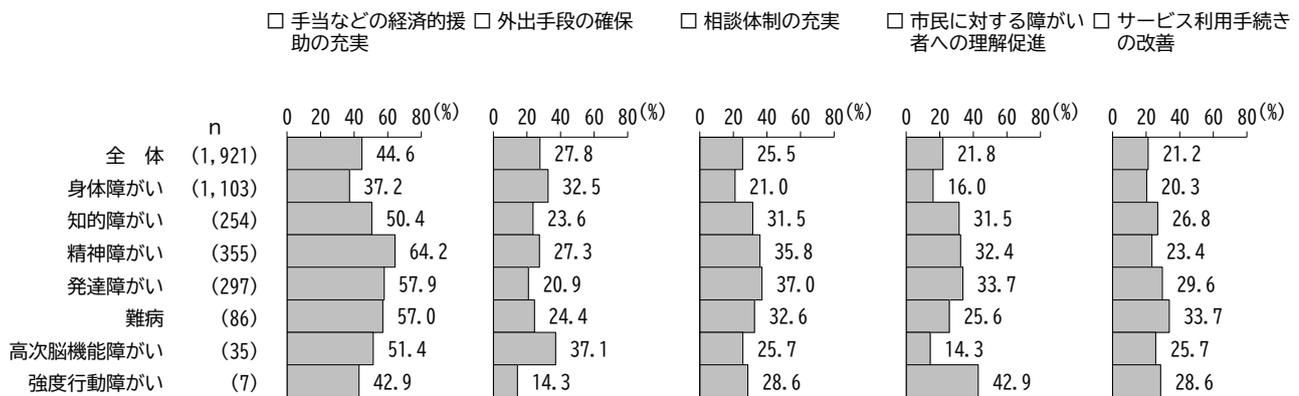


### ⑬自宅での生活を続けるために必要な条件

全体で「手当などの経済的援助の充実」が44.6%と最も高く、次いで「外出手段の確保」が27.8%、「相談体制の充実」が25.5%となっています。

項目別で見ると、「手当などの経済的援助の充実」は精神障がい(64.2%)で高く、「外出手段の確保」は高次脳機能障がい(37.1%)で高くなっています。また、「相談体制の充実」及び「市民に対する障がい者への理解促進」は発達障がい(37.0%、33.7%)でほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。

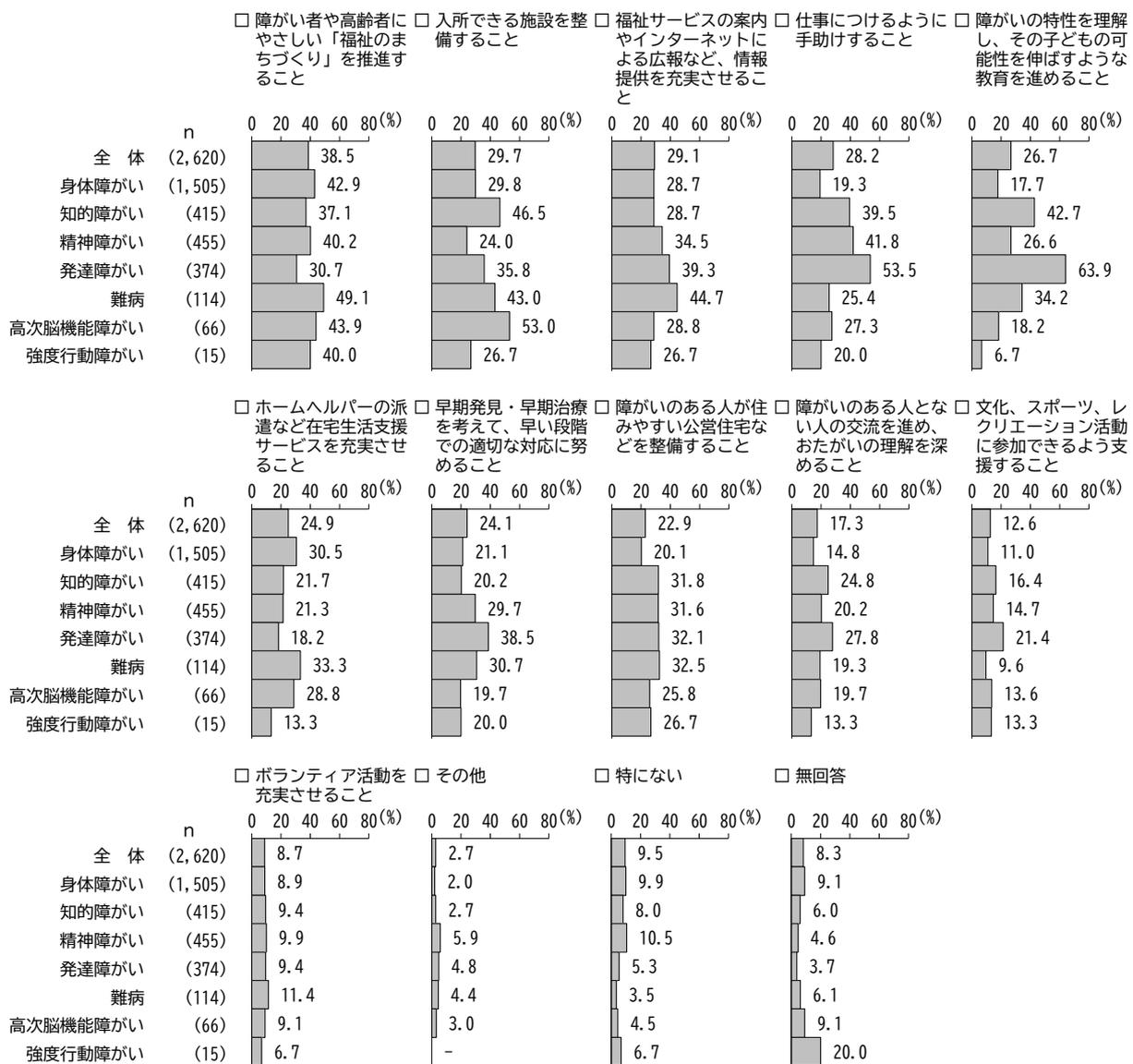


### ⑭今後、市が充実させていくべき障がい者施策

全体で「障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」が38.5%と最も高く、次いで「入所できる施設を整備すること」が29.7%、「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」が29.1%となっています。一方、「特にない」は9.5%となっています。

項目別でみると、「障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」を推進すること」、「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」は難病(49.1%、44.7%)で高く、「入所できる施設を整備すること」は高次脳機能障がい(53.0%)で高くなっています。また、「仕事につけるように手助けすること」は発達障がい(53.5%)でほかの障がい種別より高くなっています。

※統計的な偏りを避けるため、サンプル数が30件未満の項目は分析対象から除いています。



### 3 障がいのある人を取り巻く現状と課題

近年の障がい福祉に関する制度動向や市が実施したアンケート調査の結果等をふまえて、四街道市の現状と課題を以下のとおり総括します。

#### ▼高齢化の進行と支援ニーズの多様化

障がいのある人のうち75歳以上が最多であり、身体障がい者では65歳以上が7割を超えるなど、高齢化が顕著です。一方、知的・発達障がい者は若年層が中心であり、世代に応じた支援ニーズが分化しています。

#### ▼家族依存の現状

同居者として「配偶者」「親」が多数を占めており、介助者が不在の場合の対応も「家族に頼みたい」が最多です。家族への依存からの脱却が課題であり、地域における生活支援体制の整備、相談支援の充実が求められます。また、親なき後を見据えた支援体制の構築が急務です。

#### ▼日常生活における介助ニーズ

「金銭管理」「外出」「買い物」などにおいて、全体の約3～4割で介助が必要とされています。金銭管理支援等、日常生活を支える支援の確保、移動・買い物支援の強化などが必要です。

#### ▼外出環境へのバリア

「歩道が狭く、道路に段差が多い」「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」などの物理的・制度的バリアが外出時の主な困りごととされており、バリアフリー整備、福祉タクシーや移動支援制度の充実などが求められています。

#### ▼生活の不安と経済的困難

現在の生活での困りごととしては、「親なき後のこと」、「収入の少なさ」といった不安が大きな課題として挙げられています。生活支援や雇用・就労といった、障がいのある人の自立した地域生活に直結する支援の充実が求められています。こうした課題に対応するためにも、継続的な相談支援や福祉的就労から一般就労への移行支援、経済的支援制度などのさらなる推進が重要です。

### ▼差別解消と人権啓発の必要性

約2割が差別や人権侵害、虐待を「感じる」と回答し、特に外側からは見えにくい障がいのある人で高くなっています。障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供、相談体制の整備、人権教育・啓発活動の充実が引き続き求められます。

### ▼災害時の避難支援体制整備

「一人で避難できない」との回答が4割超、近所に「助けてくれる人がいない」人も4割近くに上り、個別避難計画の作成率も依然として低い状況です。平時からの避難支援体制の構築、個別避難計画の普及、地域住民との顔の見える関係づくり、防災訓練の充実が必要です。

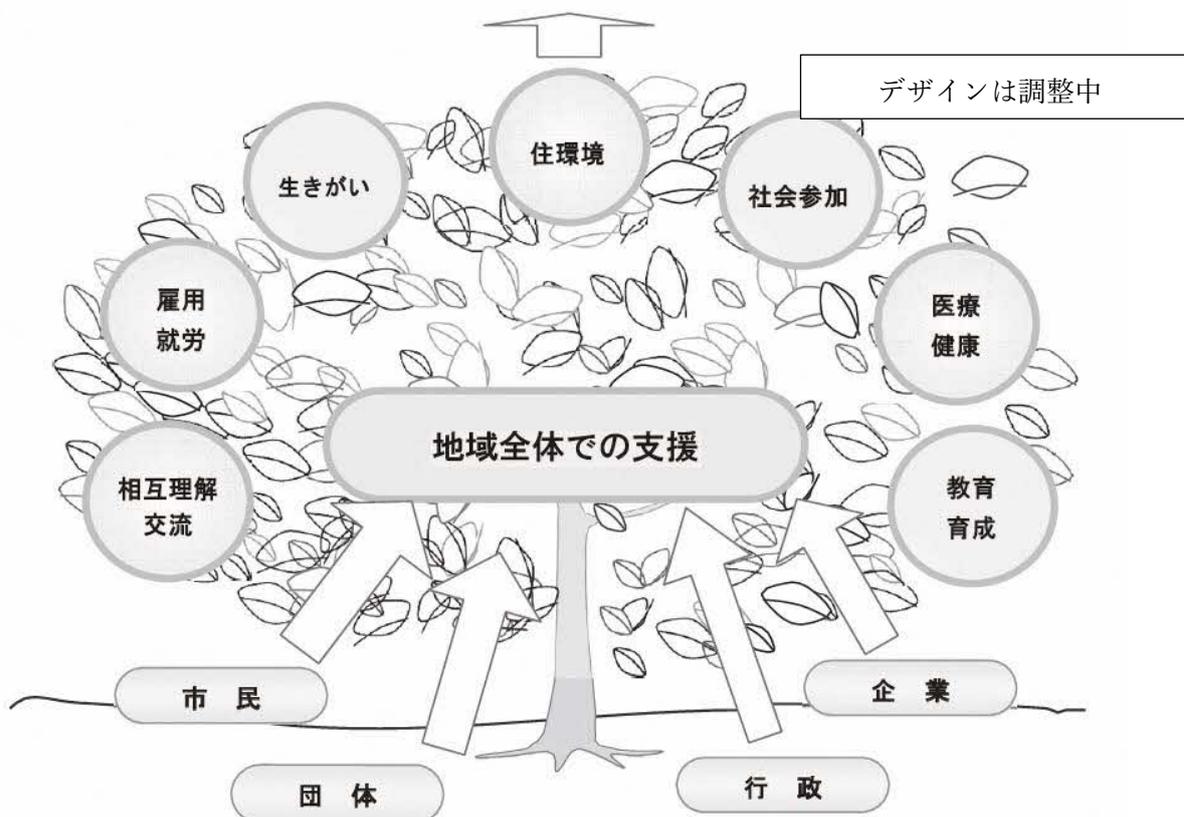
### ▼自宅生活の希望

約9割が現在自宅で生活し、7割以上が今後も自宅での生活を希望しています。必要な条件としては「手当などの経済的援助の充実」「外出手段の確保」「相談体制の充実」が上位です。住まいと生活を支える多様な選択肢の確保、福祉サービスの柔軟な提供体制、地域における見守りや顔の見える関係づくりが求められます。

### 1 計画の基本理念

障がいの有無に関わらず、すべての人が等しくかけがえのない個人として尊重され、社会の構成員として包み、支え合うというインクルージョンの考え方が大切です。「四街道市地域福祉計画」の基本理念である「みんなが笑顔でつながる やさしいまち 四街道」や国・県における障がい者施策の近年の動向を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

障がいのある人もない人も、  
思いやりと支え合いの中で  
安心して自分らしく暮らせるまち 四街道



## 2 計画の重点目標

前計画では6つの重点目標を設定し、障がい者福祉の向上に向けた取組を推進してきました。本計画では、障がいのある人へのアンケート調査、国・県の方針や地域の実情をふまえ、現行計画の6つの重点目標を整理・拡充するとともに、新たに災害対策の視点を加え、決定しました。障がいのある人一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしく暮らせるよう、当事者やその家族等の声を反映しながら取組を進めていきます。

### 重点目標1 共生社会の実現に向けた理解の促進

すべての人が尊重され、ともに暮らせる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がいや多様性に対する理解が不可欠です。今後は、障がいのある人とふれあう機会や、学校・地域における福祉教育・人権教育を充実させ、日常的な理解促進を図っていきます。

関連施策：施策2 障がいに関する市民の理解の促進

### 重点目標2 誰もが利用しやすい情報発信の充実

障がいのある人が必要な情報を的確に得られることは、社会とのつながりや自己決定を支える重要な要素です。誰にとっても使いやすい情報発信を目指し、やさしい日本語の活用やアクセシビリティの向上に努めます。

関連施策：施策17 わかりやすい情報発信の推進

### 重点目標3 障がいのある人の防災力向上

災害発生時に障がいのある人が自らの命と暮らしを守るためには、平時からの備えと、特性に応じた具体的な避難行動の確認が重要です。今後は、防災に関する正しい知識や情報をわかりやすく伝えるとともに、個別避難計画の作成支援や避難行動要支援者名簿の活用を通じて、障がいのある人一人ひとりに応じた対策の検討や訓練の充実を図ります。また、地域との連携体制を強化し、災害時にも適切な支援が行える避難体制づくりを推進していきます。

関連施策：施策20 避難行動要支援者対策の充実

施策21 災害に強いまちづくり

#### **重点目標4 障がいのある子どもを支える切れ目のない支援体制**

障がいのある子どもの育ちを支えるには、乳幼児期から学齢期、青年期までの一貫した支援が重要です。今後は、福祉・医療・教育が連携し、早期療育、就学支援、進路・就労への移行などライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築していきます。

関連施策：施策 23 障がいのある子どもへの切れ目のない支援

#### **重点目標5 地域で安心して暮らすための支援基盤の整備**

重度の障がいや医療的ケアを必要とする方を含め、誰もが地域で安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点の整備を推進します。緊急時の受け入れ体制や相談支援、家族支援など、親なき後に備えた地域ネットワークづくりの中核となる機能を充実させていきます。

関連施策：施策 37 地域生活支援拠点等の整備

#### **重点目標6 多様な働き方を支える就労支援の充実**

働くことへの不安や課題を抱える障がいのある人に対し、本人の希望や特性に応じたきめ細やかな相談支援を強化します。就労移行・定着支援の充実や企業とのマッチング支援、社会的就労への理解促進など、多様な働き方を支える仕組みを広げます。

関連施策：施策 54 障がいのある人への自立・就労支援

### 3 計画の施策体系

重点目標の達成を目指すとともに、広い範囲にわたる障がい分野の施策について、四街道市の取組を7つの基本方針に体系化しました。

基本理念	基本方針	施策の方向性
障がいのある人もない人も、安心して自分らしく暮らせるまち 四街道	基本方針1 差別の解消及び 権利擁護の推進	(1)差別の解消等に向けた取組 <b>重点1</b>
		(2)成年後見制度の利用促進
		(3)相互理解の促進
		(4)虐待防止の推進
	基本方針2 暮らしやすい 生活環境の整備	(1)バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備
		(2)情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実 <b>重点2</b>
		(3)安全・安心なまちづくり <b>重点3</b>
	基本方針3 療育・保育・ 教育の充実	(1)早期療育体制の充実 <b>重点4</b>
		(2)一人ひとりに応じた教育の推進
	基本方針4 保健・医療の推進	(1)保健・医療の充実
	基本方針5 自立した 生活支援の充実	(1)地域生活への移行支援 <b>重点5</b>
		(2)相談支援体制の充実
		(3)自立生活支援の充実
		(4)サービスの質の向上、人材の確保・育成
	基本方針6 雇用・就労の促進	(1)雇用・就労機会の拡大
		(2)一般就労への移行と定着の支援 <b>重点6</b>
	基本方針7 社会参加の拡充	(1)文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
		(2)社会参加活動の促進
		(3)地域福祉活動の促進

## 第4章

# 障がい者施策の総合的な展開

### 基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進



#### 基本方針1の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答した人の割合	21.9%	<u>19%以下</u>	<u>15%以下</u>

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

### 施策の方向性（1）差別の解消等に向けた取組

#### ▼基本的な考え方

障害者基本法第4条に定められた「差別の禁止」の原則に基づき、障がいを理由とする不当な差別の解消に向けた取組を推進していくことが重要です。市が実施したアンケート調査では、差別や人権侵害、虐待を「いつも感じる」「たまに感じる」と回答した割合は合計で2割を超えており、特に精神障がい、知的障がい、発達障がいのある人において高い傾向が見られました。

こうした実態を踏まえ、市では障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供や差別の未然防止に向けた広報・啓発を積極的に行うとともに、障害者虐待防止法に基づいた相談支援体制の強化や関係機関との連携を通じて、障がいのある人の権利擁護と人権意識の醸成に取り組んでいきます。

## ▼推進のための施策

### 施策1

#### 行政サービスにおける配慮

(担当課：全庁)

##### 現状

- 障害者差別解消法では、地方公共団体は職員が適切に対応できるよう「職員対応要領」を定めるよう努めることとされており、社会的障壁の除去に向けた合理的配慮が求められます。
- 選挙の際、投票所においては、バリアフリーやコミュニケーションカードを使用するなど、投票しやすい環境整備に取り組んでいます。
- 聴覚障がいのある人などとの迅速で正確な情報共有を図るため、コミュニケーションカードを利用した救急対応を実施しています。

##### 今後の方針

- 「職員対応要領」に基づき、障がいのある人への適切な対応について学ぶ「接遇研修」を実施し、職員の更なる意識改革を推進します。
- 障がいの有無に関わらず、投票しやすい環境整備を推進します。

### 施策2

#### 障がいに関する市民及び地域の理解の促進 重点目標1

(担当課：全庁)

##### 現状

- 障がいや障がいのある人への理解促進のため、障害者週間（12月3日～9日）に合わせ、共生社会をテーマに市政だより等で情報発信を行い、障がいへの理解及び障害福祉サービスの周知を図っています。

##### 今後の方針

- 関係機関との連携のもと、心のバリアフリーを実現するための支援や啓発の機会のより一層の充実に努めます。
- 市政だよりや市ホームページにおいて、障がいのある人への合理的配慮の周知を行うとともに、関係機関と連携し取り組みます。
- 精神障がい、発達障がいなど「見えない障がい」や、無意識の差別があることについて、市民及び地域の理解が深まるよう周知・啓発に取り組みます。
- 障害者週間に加えて、自閉症、発達障がい、依存症等様々な啓発活動週間に合わせて、本庁舎正面玄関寄附銘板でのライトアップキャンペーンを行い各種活動週間の周知・啓発に取り組みます。

**現状**

- 千葉県では、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、広域専門指導員や地域相談員が配置されています。
- 地域で身近に相談できる障害者相談員を配置し、障がいのある人や、その家族からの相談に応じ、必要な支援に取り組んでいます。
- 人権擁護委員による、差別・いじめ・嫌がらせなど人権に関する相談活動を実施しています。

**今後の方針**

- 広域専門指導員を始め、身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域相談員が障がいのある人に十分に知られていないため、その周知に向けた取組を進めます。
- 国・県・近隣市町と協調のもと、人権に関する相談を身近な場所で相談できるよう取り組みます。

---

## 施策の方向性（２）成年後見制度の利用の促進

---

### ▼基本的な考え方

障がいのある人の中には、十分な自己決定や意思表示が難しい場合があります、そのことが人権や財産の侵害につながるおそれがあります。そのため、本人の権利を守る体制の整備・充実が求められています。

支援の仕組みのひとつとして成年後見制度がありますが、市のアンケート調査によると、「制度の名前も内容も知っている」と回答した人の割合は2割台半ばにとどまりました。一方で、「今は必要ないが、将来必要になったら利用したい」と答えた人は、知的障がいと発達障がいとともに4割台半ばと高く、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。今後は制度の周知と、利用しやすい相談体制の整備が重要です。

### ▼推進のための施策

#### 施策4

#### 成年後見制度の利用促進

（担当課：障がい者支援課、高齢者支援課、社会福祉課）

#### 現状

- 相談支援事業所等と連携し、成年後見制度の普及啓発に取り組んでいます。

#### 今後の方針

- 障がいにより財産管理等が難しい場合に、成年後見制度の利用に結びつくよう制度の周知を図るとともに、成年後見人等の市長申し立てを行います。
- 基幹相談支援センター等と連携し、成年後見制度の普及啓発を推進し、利用促進に取り組みます。
- 市民後見人の活動支援や関係機関等との連携の中心となる中核機関の設置を検討します。

### 現状

- 社会福祉協議会では、在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない人や、体の自由がきかない人を対象に、生活支援員などが福祉サービスの利用援助などを行っています。

### 今後の方針

- 広報などを活用した市民への周知・普及を進めます。

## 施策の方向性（3）相互理解の促進

### ▼基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす「共生社会」の実現に向けて、インクルージョンの考え方が一層重要になっています。インクルージョンとは、障がいのある人を特別に扱うのではなく、社会のあらゆる場面において、分け隔てなく共に参加できる仕組みを整えることを意味します。こうした理念を実現するためには、ノーマライゼーションの考え方を引き継ぎ、社会全体の意識改革が不可欠です。

市のアンケート調査では、「障がいや障がいのある人に対する理解が進んでいると思う」と回答した割合は合計で2割台半ばにとどまり、十分に理解が広がっているとは言い難い現状があります。

ともに生きる社会を実現するためには、こどもの頃から福祉や人権に対する意識を育む教育の充実を図るとともに、障がいのある人と接する機会や地域での多様な交流の場を広げるなど、誰もが自然に受け入れ合い、支え合える社会の土壌を育てていくことが求められます。

### ▼推進のための施策

#### 施策6

#### 社会教育における福祉教育の推進

（担当課：社会教育課）

#### 現状

- 身近な人権への理解を深めるため、講演会や家庭教育事業の中に、福祉教育（人権教育）を取り入れ実施しています。
- 人権への理解を深めるため、市の関連部署等と連携して事業を企画し、より多くの市民に学習の場を提供しています。

#### 今後の方針

- 社会の変化に合わせた人権に関する問題を取り上げて関心を高め、参加者数の増加のための工夫を行います。
- 障がいのある人の講演や、人権啓発担当部署等と連携し、人権意識を高める機会を提供します。

## 施策7

### 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業の充実

---

（担当課：保育課）

#### 現状

- 地域における子育て全般に関する支援を行う拠点として、市内公立保育所や私立保育所等で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営しています。

#### 今後の方針

- 身近な場所でこどもや保護者同士の交流や子育て等の悩みを気軽に相談できる場として事業の充実を図ります。
- 市立中央保育所で子育て支援センターを運営し、こどもや保護者同士の交流や子育て等の悩みを気軽に相談できる場を提供します。
- 私立の子育て支援センター数の維持・増加を図るべく、補助金等の交付による運営支援を行います。

## 施策8

### 交流及び共同学習の充実

---

（担当課：指導課）

#### 現状

- 市内小中学校特別支援学級在籍児童については、一人ひとりのニーズに応じた個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用して交流及び共同学習を実施しています。
- 校内交流のほか、特別支援学校と市内小中学校との居住地校交流も進めています。

#### 今後の方針

- 児童生徒の実態に応じた効果的な交流及び共同学習が行われるよう、研修機会の充実を図ります。
- 居住地校交流の周知を進め、希望する児童生徒については、円滑に実施できるよう学校間の調整を行います。

### 現状

- 市内の各小中学校は社会福祉協議会等と連携し、総合的な学習や、社会科、道徳科を中心に福祉をテーマとした学習に取り組んでいます。
- 市内の小中学校3校において、人権擁護委員による人権教室を開催しています。

### 今後の方針

- 市内小中学校において、総合的な学習の時間や、社会科、道徳科を中心に、児童生徒や地域の実態に応じた福祉教育に取り組めます。
- 市内の小中学校において、人権教室を通じ、児童生徒が人権に関する理解を深め、自らその大切さを考えられるよう取り組めます。
- 関係機関と連携し、精神障がい、発達障がいなど「見えない障がい」や無意識の差別があることについての学びや交流の場が得られるよう、ピアサポーター等とのマッチングを支援します。

---

## 施策の方向性（４）虐待防止の推進

---

### ▼基本的な考え方

障がいのある人が尊厳を持って安心して暮らせる社会の実現には、虐待の未然の防止と早期対応が不可欠です。市では、障害者虐待防止法に基づき、相談・通報体制の整備、関係機関との連携、職員・支援者向けの研修などに取り組んでいます。また、障害者差別解消法の理念に則り、市民への啓発を進め、障がいのある人の権利擁護と人権意識の醸成を図ります。今後も、虐待の発見・対応の強化とともに、当事者の声に耳を傾けた支援体制づくりを推進していきます。

### ▼推進のための施策

#### 施策10

#### 虐待の防止及び早期発見の推進

（担当課：障がい者支援課、高齢者支援課、子育て支援課、保育課、健康増進課）

#### 現状

- 市障がい者虐待防止センターにて、障がいのある人に対する虐待について、通報の受付、事実確認、支援方針の決定などを行っています。
- 障害福祉サービスのガイドブック「障がい福祉のしおり」や市ホームページを活用し、市民、障害福祉サービス従事者、民間事業者に対して障害者虐待防止法の周知・啓発を行っています。

#### 今後の方針

- 国や県との協調のもと、四街道市障がい者自立支援協議会との連携を図りながら、障がいのある人の虐待防止に向けた体制の整備を進めます。
- 庁内の他の福祉部署や相談支援事業所等と連携し、早期発見・早期対応に取り組めます。
- 市民や障害福祉サービス事業所を対象に、虐待防止に向けた啓発講演会や研修に取り組めます。

## 基本方針2 暮らしやすい生活環境の整備



### 基本方針2の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
「大変暮らしやすい」「まあまあ暮らしやすい」と感じる人の割合	40.7%	<u>46%以上</u>	50%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

### 施策の方向性（1）バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備

#### ▼基本的な考え方

障がいのある人が自由に外出し、社会参加を広げていくためには、物理的・制度的・心理的なバリアを取り除き、移動や施設利用における利便性と安心を高めることが求められます。そのためには、ユニバーサルデザインの理念をまちづくりに確実に取り入れ、すべての人にとって使いやすく、分かりやすい公共空間の整備を進めることが重要です。

市のアンケート調査では、外出時の困りごととして、難病のある人では「歩道が狭く、道路に段差が多い」、高次脳機能障がいでは「気軽に利用できる移動手段が少ない」など、ハード面での課題が多く挙げられました。

こうした課題に対応するためには、施設や交通環境の整備に加えて、市民一人ひとりが障がいや多様な立場を理解し、思いやりを持って行動できるよう、意識啓発を継続的に行っていくことが大切です。

## ▼推進のための施策

### 施策11

#### 道路環境の整備

(担当課：土木課、市街地整備課)

##### 現状

- 道路のバリアフリー工事や点字ブロックの設置、歩道の新設・改良など、障がいのある人が気軽に安全な外出が可能となるよう、道路環境の整備を進めています。

##### 今後の方針

- 事業者や交通管理者等と協議を進めながら、道路の整備や維持管理を計画的に推進します。
- 道路整備を進めていく際は、ユニバーサルデザインに配慮し、利用者の安全性と利便性の向上を目指し、事業を進めます。

### 施策12

#### 路上障害物の除去

(担当課：クリーンセンター、土木課)

##### 現状

- 放置自転車やごみ集積所におけるごみのはみ出しなど、路上の障害物を除去するため、広報などにより市民の理解とマナーの向上を図っています。
- 放置自転車については、駅前における指導及び移動作業を行っています。

##### 今後の方針

- 市政だよりや市ホームページ等による広報、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等の啓発活動や改善指導を行います。

## 施策13

### 公共施設のバリアフリー化の推進

---

(担当課：管財課、社会福祉課、障がい者支援課、健康増進課、教育総務課、社会教育課(図書館、公民館)、文化・スポーツ課)

#### 現状

- 公共施設では、バリアフリースイレや受付のローカウンター化、手すり、段差解消、点字ブロック、車いす対応スロープなどを整備し、バリアフリー化を進めています。

#### 今後の方針

- バリアフリースイレのオストメイト用設備の設置をはじめ、利用者の要望を踏まえ、計画的に一層の改善に努めます。
- 筆談ボードやリーディングルーペなどの備品を整備し、使いやすい図書館づくりを進めます。

## 施策14

### 住宅のバリアフリー化の推進

---

(担当課：障がい者支援課)

#### 現状

- 障がいのある人の住宅改修に際し、パンフレット等で情報提供するとともに、バリアフリー住宅への改修助成を行っています。

#### 今後の方針

- 住宅改修時の助成を行うなど、住宅のバリアフリー化の推進を図ります。

### 現状

- 公共施設では、庁舎内のわかりやすい看板設置など、ユニバーサルデザインの導入を進めています。
- ユニバーサル窓口では、聴覚障がいのある方等が安心して来庁できる環境整備として、音声またはキーボードの入力をリアルタイムで字幕化し、透明スクリーンに表示する字幕表示システムを導入しています。
- 市議会を傍聴される方のきこえを支援するため、議場の傍聴席エリアにヒアリンググループ装置を設置し、ヒアリンググループに対応する補聴器をお持ちでない方へ専用受信機の貸し出しを行っています。

### 今後の方針

- 障がいの有無、年齢・性別等にかかわらず、誰もが安全で快適に利用できる環境の整備を進めるとともに、その利活用を図ります。

## 施策の方向性（２）情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

### ▼基本的な考え方

市のアンケート調査では、福祉に関する情報の入手先として「市のホームページ・広報紙やガイドブック」が、身体障がいや難病のある人にとって特に多く利用されており、広報紙などが情報伝達の重要な媒体となっていることが分かりました。また、「インターネット」を通じて情報を得ているという回答も多く、デジタル環境の整備と活用の重要性が高まっています。

障がい福祉に関する制度は頻繁に見直されており、障がいのある人やその家族に対して、最新の情報やサービス内容を確実かつ分かりやすく届けることが、今後ますます求められます。情報へのアクセスはすべての人に保障されるべき基本的な権利であり、障がいのある人の自立と社会参加を支えるうえで不可欠です。

そのため、市では、音声読み上げ対応や分かりやすい文字表現に加え、手話言語条例の趣旨を踏まえた情報発信の充実を図ります。あわせて、紙媒体・デジタル媒体を問わず、誰もが利用しやすい情報提供体制の整備と、インターネットを活用した迅速かつ多様な情報発信に努めていきます。

### ▼推進のための施策

#### 施策16

#### 情報提供の充実

（担当課：障がい者支援課）

#### 現状

- サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、冊子や市ホームページで障害福祉サービスや各種福祉制度について、情報提供を行っています。

#### 今後の方針

- 情報を必要とする人が必要な情報を確実に得ることができるよう、情報提供の充実に努めます。
- 障害福祉サービスや制度の総合的なガイドブックである「障がい福祉のしおり」については、担当課窓口での配布のほか、最新のものを市ホームページから入手できるよう取り組みます。
- 障がい福祉に関しては、制度改正が頻繁に行われているため、十分な周知と的確かつ迅速な情報提供に努めます。

## 施策17

### わかりやすい情報発信の推進 重点目標2

(担当課：全庁)

#### 現状

- 市民向けの多彩な情報は、市政だよりのほか、市ホームページ等でも情報発信を進めています。
- 希望者に対して市政だより及び議会だよりを音訳した声の広報を提供しています。

#### 今後の方針

- 様々な市民向けの情報が、障がいのある人にとってもさらにわかりやすく提供できるよう、市ホームページ等における情報発信を充実させます。
- 市政情報などを障がいのある人にもわかりやすく提供できるよう、市政だよりでは文字の大きさに配慮し、誰でも見やすいレイアウトの紙面を目指します。
- 図書館独自で持っているホームページとSNSを活用し、障がいのある人に向けたサービスを含む各種の情報を発信します。

## 施策18

### 手話通訳者の派遣と配置

(担当課：全庁)

#### 現状

- 意思疎通支援事業として、障がい者支援課窓口到手話通訳者を配置するとともに、通院時等に派遣を行っています。

#### 今後の方針

- 市が主催するイベント、講演会等に手話通訳者を配置するよう努めます。

**現状**

- 障がいのある人にも利用しやすいウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページを目指し、音声読み上げ、文字拡大や色変更などにも対応しています。
- 防災行政無線や「よめーる」によるメール配信サービス、SNSを活用した情報配信を実施しています。

**今後の方針**

- 誰もが利用しやすいウェブアクセシビリティに配慮した市ホームページの整備を進めるとともに、情報機器の活用が中心となることによる情報格差への配慮にも併せて取り組みます。

## 施策の方向性（3）安全・安心なまちづくり

### ▼基本的な考え方

災害時における障がいのある人への支援は、命と暮らしを守るうえで極めて重要です。市では、平時からの自宅でできる対策の周知や個別避難計画の作成に加え、避難所のバリアフリー化、福祉避難所の確保・訓練の実施など、実効性のある対策を進めています。また、災害時要支援者名簿の活用や地域との連携強化により、支援が必要な人に適切な避難支援や生活支援が提供できる体制づくりを推進します。

さらに、安全・安心な暮らしを守るため、障がいのある人が消費者被害や悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう、相談体制の整備や啓発活動を行い、予防と早期対応に努めています。

そして、障がいのある人が自立した生活を送るためには、安心して暮らせる環境を整備することが重要です。このため市では、グループホーム運営費補助を行うとともに、日常生活全般にわたるサポートの充実を進めています。今後も、本人の意向を尊重した多様な住まいの選択肢を確保できるよう取り組みます。

### ▼推進のための施策

#### 施策20

#### 避難行動要支援者対策の充実 重点目標3

（担当課：社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課）

#### 現状

- 令和3年の災害対策基本法改正を踏まえ、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の円滑な避難を確保するため、要支援者の同意を得て区・自治会や民生委員と連携し、個別避難計画の作成を進めています。

#### 今後の方針

- 災害時の避難行動要支援者への適切な情報提供を多様な方法で行い、重度で支援の必要性が高い方には指定福祉避難所への直接避難を支援します。
- 「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、優先度が高い対象者から個別避難計画の作成を進めます。
- 指定避難所と指定福祉避難所の違いについて、わかりやすい周知に取り組みます。
- 各種取り組みについて、市ホームページや市政だよりへの掲載、新規対象者への周知を継続し、その他避難支援等関係者への周知に取り組みます。

## 施策21

### 災害に強いまちづくり **重点目標3**

(担当課：危機管理室、社会福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課)

#### 現状

- ハザードマップの作成、地域の自主防災組織の取組の支援などを行っています。

#### 今後の方針

- 地域組織や住民に対して、要支援者への支援を呼びかけるとともに、福祉サービス事業者及び被災現場での活動経験のあるNPOやボランティアとの連携強化を図ります。
- ハザードマップの周知とともに、自主防災組織においてハザードマップを用いた防災訓練が実施されるよう必要な支援を行います。
- 自主防災組織が行う防災訓練の訓練補助及び補助金の交付のほか、出前講座等を通じ防災組織への啓発と意識の向上を図ります。
- 災害に備え、自宅で非常食等を備蓄している人の割合を向上させるために、具体的な備蓄品の周知に取り組みます。

## 施策22

### 消費者被害・トラブルの対応及び防止

(担当課：くらし安全交通課)

#### 現状

- 詐欺や悪質商法の具体例などを紹介する講座の開催や自治会回覧を行い、被害やトラブルの未然防止を図っています。
- 消費者被害・トラブルに遭った人の相談や苦情受付を実施しています。
- 消費生活センターを「安全安心ステーション」に隣接させ、より安全で安心できる相談体制を構築しています。

#### 今後の方針

- 消費者被害・トラブル対策の周知を進めるとともに、より安全で安心した相談体制の充実に努めます。

## 基本方針3 療育・保育・教育の充実



### 基本方針3の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
にじいろサポートの認知度 (「知っており、利用している (利用したことがある)」「知っ ているが、利用したことはな い」と回答した人の割合)	11.9%	<u>17%以上</u>	20%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

## 施策の方向性（1）早期療育体制の充実

### ▼基本的な考え方

障がいのあるこどもがその個性を十分に発揮し、能力を最大限に伸ばすためには、妊娠期からの支援や障がいの早期発見・早期療育が欠かせません。市では、関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた質の高い療育・保育体制の充実を図ることが求められています。

また、障がいのあるこどもへの切れ目のない支援の実施とともに、保護者への精神的なサポート体制も重要な課題です。さらに、障がいのあるこどもとないこどもが地域とともに育ち、学び合うインクルーシブな環境づくりを進めることで、多様性を尊重し支え合う社会の基盤を形成していきます。

加えて、医療的ケアや常時の見守りが必要な重症心身障がい児や医療的ケア児が、安心して生活し成長できる環境づくりも重要です。市では、保健・福祉・医療・教育の関係機関と連携しながら、通所・訪問支援、レスパイト支援、相談体制の充実に努めています。あわせて、「医療的ケア児支援法」に基づき、医療的ケア児支援センターとの連携や保育所・学校への支援体制の強化を進めています。

今後も、本人と家族の生活の質を高めるため、切れ目のない支援を継続していきます。

## ▼推進のための施策

### 施策23

### 障がいのある子どもへの切れ目のない支援 重点目標4

(担当課：障がい者支援課、子育て支援課、保育課、健康増進課、指導課)

#### 現状

- 児童デイサービスセンターくれよんを中心に、中核的な支援機能と同等の機能を有する身近な地域支援体制の整備に取り組んでいます。
- 障がいのある子どもと保護者に対し、関係部署・関係機関が連携して支援を行っています。

#### 今後の方針

- 関係部署・関係機関の連携を強化し、乳幼児期から子どもの発達段階に応じて適切な支援を行えるよう体制の充実を図ります。
- 相談支援従事者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、従事者の資質向上に努めます。
- 医療的ケア児等支援協議会を通じて、本人と家族が安心して暮らせる体制づくりに取り組みます。
- 私立保育所等による障がいのある子どもの受入れを推進するため、保育士の加配に係る補助金等を交付します。
- 関係機関と連携しながら、地区活動、訪問、乳児相談・幼児健診等の母子保健事業を通じて、妊娠期から切れ目のない支援を実施します。
- 児童発達支援センターの開設にむけた検討に取り組めます。

## 現状

- 幼児健康診査などの事後フォローとして、健診未受診者に対しては、家庭訪問などによる把握に努め、心身の発達や育児環境を確認し、必要な支援を行っています。
- 障がい者自立支援協議会の「療育・教育部会」において、こどもの発達支援や家族等への支援体制の整備や推進について検討を進めています。
- 児童デイサービスセンターくれよんでは、心身の発達に心配のある就学前児童が保護者と一緒に通所し、いろいろな遊びや経験を重ねながら日常生活に必要な動作を身につけ、集団生活に適応することができるように支援しています。また、幅広い高度な専門性に基づく発達支援の提供を行っています。
- 市教育委員会では、特別支援連携協議会を設置し、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童生徒の支援ネットワークづくりを進めています。

## 今後の方針

- 育ちに支援の必要なこどもの早期発見・療育を目指し、発達支援と保護者支援の体制を整備し、児童発達支援事業の内容と専門スタッフの充実に努めます。
- 健診未受診者に対しては、家庭訪問等の取組を引き続き実施し、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。
- 保育所等の利用相談時においても状況をきめ細かく把握し、適切な支援を行えるよう関係部署等との連携を図ります。
- 新生児聴覚スクリーニング検査を実施し、聴覚障がいの早期発見・早期支援に努めます。
- 3歳6か月児健康診査において屈折検査を実施し、屈折異常の早期発見・早期支援に努めます。
- 児童デイサービスセンターくれよんにおいては、安心・安全な環境での療育活動の継続と、利用者のニーズを把握し、既存のプログラムと並行して行えるプログラム等を引き続き検討し、実施します。
- 幼児健康診査や事後フォロー事業をとおして、幼児が適切な時期に療育機関の利用につながるように支援を行います。
- 乳幼児期からの支援が就学以降にも継続して引き継がれるよう取り組みます。

## 施策25

### 保育所等における受け入れの拡充

---

(担当課：保育課、障がい者支援課)

#### 現状

- 県研修会や市内特別支援教育関連連絡会に参加し、市内保育所へ研修案内を提供するなど、職員の資質向上と受け入れ拡充に努めています。

#### 今後の方針

- 研修などを通じ、市内全園における障がいのあるこどもに対する保育内容の充実と受け入れの拡充を図ります。

## 施策26

### こどもルームにおける受け入れの拡充

---

(担当課：保育課)

#### 現状

- こどもルームにおいて保護者の意向やこどもの特性、他の支援機関のサービス利用状況などを把握し、一人ひとりに寄り添った支援を実施しています。

#### 今後の方針

- 研修等への参加を推進することで、支援員等の資質向上に取り組み、障がいのあるこどもの受け入れの拡充を図ります。
- 支援員等の加配その他の方法により、障がいのあるこどもを受け入れるための体制整備を推進します。

## 施策27

### ことばの相談事業の充実

---

(担当課：健康増進課)

#### 現状

- ことばの遅れやコミュニケーション・行動に心配のある幼児並びにその養育者に、個別相談を実施しています。
- 継続的な支援が受けられるよう各関連機関と連携しています。
- 個別面談では、初回相談の低年齢化や新規相談の増加に加え、ことばの発達以外の複雑なニーズが増えています。

#### 今後の方針

- 関連機関とのさらなる連携を図り、適切な支援に努めます。

**現状**

- 障がいのあるこどもを受け入れている市内幼稚園等に対し、特別支援教育に係る補助金を交付しています。

**今後の方針**

- 私立幼稚園等における障がいのあるこどもの受け入れを継続的に支援するため、私立幼稚園等特別支援教育運営費補助金については、引き続き安定的かつ継続的に交付を行います。

## 施策の方向性（２）一人ひとりに応じた教育の推進

### ▼基本的な考え方

市のアンケート調査によると、通園・通学において「通うのがたいへん」と感じる声が多く聞かれ、加えて「先生の理解や配慮が足りない」「障がいの特性に応じた支援が受けられない」といった課題も指摘されています。

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや発達段階に応じた適切な指導・支援が行われるよう、学校現場の環境整備が不可欠です。また、保健・医療・福祉・就労など関連機関との連携を強化し、就学期から卒業後まで一貫した支援体制の構築が求められています。

### ▼推進のための施策

#### 施策29

#### 特別支援学級の設置

(担当課：学務課)

#### 現状

- 児童生徒が身近な地域内で就学できる環境づくりを図るため、特別支援学級を設置しています。

#### 今後の方針

- 一人ひとりに合わせたきめ細かな指導・支援を行っていけるよう、特別支援教育に関する専門知識を有する教員の配置に努めます。

#### 施策30

#### 特別支援教育就学奨励費の支給

(担当課：学務課)

#### 現状

- 特別支援学級在籍児童生徒や学校教育法施行令第22条の3に規定する障がい程度に該当する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部を収入に応じて援助しています。

#### 今後の方針

- 対象者の的確な把握や奨励費の適正な決定に努め、事業を実施します。

## 施策31

### 特別支援教育研修の推進

---

(担当課：指導課)

#### 現状

- 市内小中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援が充実するよう、一般教員に対する研修を行っています。
- 市内小中学校や近隣の特別支援学校などの特別支援教育担当者が集まる特別支援教育連絡会議を開催し、市内の連携体制の強化を進めています。

#### 今後の方針

- インクルーシブ教育システムを構築に向け、一般教員向けの研修会を継続して実施します。
- 市内の連携体制強化のため、特別支援教育連絡会議を継続して開催し、特別支援教育の推進に努めます。

## 施策32

### 特別支援教育の充実

---

(担当課：指導課)

#### 現状

- 市内小中学校の特別支援学級において、児童生徒の実態に応じた効果的な指導や支援の充実を図っています。
- 特別支援教育支援員や看護師をニーズのある学校に配置するとともに、市巡回相談員や専門家チームを派遣するなど、支援体制の整備に努めています。

#### 今後の方針

- 特別支援教育支援員や看護師を市内小中学校のニーズに応じて配置します。
- 各学校からの要請に応じて、市巡回相談員や専門家チームを派遣します。
- 保護者への特別支援教育に対するより一層の理解・啓発を進めるとともに、早期からの教育相談・支援の充実と周知に努めます。

## 基本方針4 保健・医療の推進



### 基本方針4の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
悩みや困ったことを「相談する人はいない」、「無回答」と回答した人の割合	11.8%	<u>10.8%</u>	10%

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

### 施策の方向性（1）保健・医療の充実

#### ▼基本的な考え方

市民の健康づくりを支援するとともに、疾病や障がいの早期発見・早期対応を進めることは、障がいの予防・軽減において重要な課題です。障がいの発生時期や原因は多様であり、乳幼児期から青年期、壮年期、高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた予防と支援策が必要です。

障がいのある人が適切な医療を受けられるよう、保健・医療機関と地域の連携を強化し、二次障がいの予防や社会復帰支援にも取り組みます。

また、現代社会におけるストレス増加により、こころの健康問題が深刻化しているため、市民全体へのこころの健康づくりを充実させていきます。

## ▼推進のための施策

### 施策33

#### 健診・検診※の受診しやすい環境づくり

(担当課：健康増進課)

##### 現状

- 障がいのある人が安心して健診・検診などを受けられるように、集団検診会場においては必要な介助を行っています。
- 個別健診・検診を実施し、障がいのある人が身近な医療機関で健診・検診が受けられる体制となっています。

##### 今後の方針

- 集団検診会場においては受診者がスムーズに受けられるよう、各個人の状況に応じて声かけや身体介助を実施します。
- 個別健診・検診についても、受診者の利便性に配慮した体制の確保を図ります。

※「けんしん」には意味の異なる言葉が2つあります。

「健診」は健康診断のことを指し、健康かどうか・病気の危険因子があるか否かを確認するためのものです。一方で、ある特定の病気にかかっているかどうかを調べるために診察・検査を行うものは、「検査の検」と書く「検診」となります。

### 施策34

#### 医療に関する情報提供の充実

(担当課：健康増進課)

##### 現状

- 医師会や歯科医師会など、関係団体の協力を得ながら医療機関の情報を市窓口や市ホームページで提供しています。
- 急病時の受診や医療機関の適正な受診方法についても、市政だよりや市ホームページで情報提供しています。

##### 今後の方針

- 情報提供に有効な媒体などについて検討し、随時、医療機関の情報を更新しながら、的確な情報提供に努めます。

## 施策35

### 精神保健対策の充実

(担当課：障がい者支援課、健康増進課、青少年育成センター)

#### 現状

- 関係機関との連携のもと、健康相談、おやこカウンセリングなどを通じて、こころのケアを行っています。
- 児童生徒の心の健康対策の充実のため、養護教諭向けの県・市の研修会への参加促進や、スクールカウンセラーなどによる相談を行っています。
- 市民向けの講演会やリーフレットの配布、市ホームページなどを活用した心の健康についての啓発活動も進めています。
- 精神保健の専門家に相談できる「街かど心の相談」を実施しています。

#### 今後の方針

- 講演会等を通じ市民に対してこころの健康に対する正しい知識を伝えるとともに、関係課や関係機関が連携し、こころの健康と自殺予防対策を推進します。
- 児童生徒の心の健康対策として、スクールカウンセラーなどによる相談対応の充実や養護教諭の資質向上を図ります。
- おやこカウンセリングについても市民への周知を図り、必要な支援につなげる端緒とします。

## 施策36

### 障がいの原因となる疾病の予防

(担当課：健康増進課)

#### 現状

- 市民の健康づくり指針である「健康よつかいどう 21 プラン」に基づき、市民全体の健康づくりを推進しています。
- 障がいの原因となる疾病予防のための講演会や健康診査、がん検診を実施し、市政だよりや保健推進員を通じて健康づくりを啓発しています。

#### 今後の方針

- 事業の実施方法の改善を図りながら、市民の健康増進及び障がいの原因となる疾病の予防を推進します。

## 基本方針5 自立した生活支援の充実



### 基本方針5の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
地域生活支援拠点等を「知っている」と回答した人の割合	6.5%	21.5%	30%

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

### 施策の方向性（1）地域生活への移行支援

#### ▼基本的な考え方

障がいのある人が施設から地域へと生活の場を移し、自分らしく暮らすためには、継続的で多様な支援が求められます。市では、地域生活支援拠点等の活用や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、自立生活援助、相談支援体制の充実を通じて、地域移行を支える取組を進めています。また、家族や支援者へのサポートとともに、住まい・就労・医療・福祉の分野を横断した重層的支援体制の強化に取り組んでいます。今後も、本人の希望を尊重し、安心して地域で暮らし続けられる社会の実現を目指します。

## ▼推進のための施策

### 施策37

#### 地域生活支援拠点等の整備 重点目標5

(担当課：障がい者支援課)

#### 現状

- 障がいのある人やこどもの重症化・高齢化や「親なき後」に備えるとともに、地域移行を進めるための地域の体制づくりが必要になっています。

#### 今後の方針

- 基幹相談支援センターを中心に、地域資源のネットワークを強化し、面的整備を推進します。
- 緊急時の受入れ体制について、ニーズに即した対応への取組に努めます。

### 施策38

#### グループホーム等の入居者への家賃補助

(担当課：障がい者支援課)

#### 現状

- グループホーム入居者の経済負担軽減と自立支援のため家賃補助を実施し、利用者は年々増加傾向にあります。

#### 今後の方針

- 障がいのある人が安心して暮らせるよう、国や県の動向を踏まえ、補助額や補助要件の適正化を図ります。

---

## 施策の方向性（２）相談支援体制の充実

---

### ▼基本的な考え方

障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らし、自立と社会参加を実現するためには、身近な地域で相談できる体制の充実が不可欠です。市のアンケート調査によると、悩みや困りごとの相談相手として「家族・親戚」が最も多く、知的障がいでは「福祉施設や作業所の職員」、精神障がい、難病、高次脳機能障がいでは「医師」も多く挙げられています。

本市では、障がいのある人や家族の相談に総合的に対応する相談支援事業所を市内２か所に設置し、相談支援事業所と市の相談窓口、障がい者自立支援協議会との連携を強化しています。今後も家族や介助者への支援、障がい者団体との連携を深め、包括的な支援体制の充実を図っていきます。

### ▼推進のための施策

#### 施策39

#### 基幹相談支援センターの運営

（担当課：障がい者支援課）

#### 現状

- 障がい者支援課内に基幹相談支援センターを設置し、主に権利擁護や差別、虐待に関する相談を受け付けています。

#### 今後の方針

- 障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの運営を強化します。

## 施策40

### 介助者への支援

---

(担当課：障がい者支援課)

#### 現状

- 障がい者自立支援協議会において、障がいのある人とその家族のネットワークづくりや、当事者団体同士の繋がりを支援しています。

#### 今後の方針

- 地域生活支援拠点等の面的整備を拡充し、介助者のレスパイトや緊急的な場面に対応できるように取り組みます。
- 障がいのある人のみならず、家族、介助者への支援も取り組みます。

## 施策41

### 重層的支援体制の整備

---

(担当課：全庁)

#### 現状

- ふくしの総合相談窓口を設置し、高齢、障がい、健康、子育て、生活等複数の困りごとを抱えている人や、相談先に困っている人が適切な支援に繋がるよう、包括的な支援体制を整備しています。

#### 今後の方針

- 障がいのある人が孤立することなく、地域の中で必要な支援に確実に繋がるよう、包括的な支援体制を推進します。

---

## 施策の方向性（3）自立生活支援の充実

---

### ▼基本的な考え方

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉計画に基づき、サービス事業者との連携を強化し、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の提供量を確実に確保することが重要です。あわせて、家族や介助者の負担軽減を含む多様な支援を提供し、日常生活を支える体制の充実に努めます。

また、障がいのある人の積極的な社会参加を促進するためには、安全で自由な移動環境の整備が欠かせません。関係機関と連携しながら、外出や移動を支援するサービスを充実させ、多様な交流や社会参加の機会を広げていくことが求められています。

### ▼推進のための施策

#### 施策42

#### 障害福祉サービスの実施

（担当課：障がい者支援課）

##### 現状

- サービスの見込量及びその確保のための方策を定めた「障がい福祉計画」に基づき、着実なサービス提供を行っています。

##### 今後の方針

- サービスが必要な時に適切に利用できる体制を維持し、継続できるよう取り組みます。

#### 施策43

#### 地域生活支援事業の実施

（担当課：障がい者支援課）

##### 現状

- 地域生活支援事業として、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などを実施しています。

##### 今後の方針

- 対象者の地域生活支援を継続するため、着実なサービス提供を行います。

## 施策44

### 統合負担上限額の管理

---

(担当課：障がい者支援課)

#### 現状

- 障害者総合支援法による障害者福祉サービス・補装具・地域生活支援事業・障害児通所の利用に係る利用者負担は、負担上限額の統合により軽減されています。

#### 今後の方針

- 国や県の制度改正や動向を注視しつつ、引き続き適正な運用に努めるとともに、利用者の負担軽減が確実に反映されるよう取り組みます。

## 施策45

### 家庭ごみの戸別収集

---

(担当課：廃棄物対策課、障がい者支援課、高齢者支援課、クリーンセンター)

#### 現状

- 高齢者や障がいのある人のみの世帯のうち、集積所へのごみ出しが困難で、他の協力が得られない人を対象に、家庭ごみの戸別収集を実施しています。

#### 今後の方針

- 対象者への周知を進め、継続した事業の実施を図ります。

## 施策46

### 福祉タクシー制度の実施

---

(担当課：障がい者支援課、高齢者支援課)

#### 現状

- 重度心身障がいのある人等が市と契約したタクシーを利用した場合に、乗車料金の一部を助成します。

#### 今後の方針

- 障がいのある人等の外出を支援するため、タクシー事業者との契約を随時増やし、対象者への情報提供を行いながら、継続して実施します。

## 施策47

### 福祉有償運送の利用促進

---

(担当課：社会福祉課)

#### 現状

- 福祉有償運送運営協議会を開催し、バス、タクシー、事業者等関係者と、新規登録事業者の登録や料金変更について、合意の形成を図りながら取り組んでいます。

#### 今後の方針

- NPO法人等が有償で輸送サービスを提供する「福祉有償運送制度」の周知を進め、バス、タクシー等の利用が困難な要介護者や障がいのある人等（移動制約者）の利用促進を図ります。

## 施策48

### 公共交通機関の利用料の減免

---

(担当課：障がい者支援課)

#### 現状

- 鉄道やバス、タクシーなどの利用については、障害者手帳の種類や程度によって、その料金の一部助成の制度があります。

#### 今後の方針

- 障がいのある人の外出支援、社会参加の促進につながるよう、制度内容の周知と国・県等の減免制度の状況把握に努めます。

## 施策49

### 通所施設交通費の助成

---

(担当課：障がい者支援課)

#### 現状

- 障害者通所施設に通う、障がいのある人及びその介助者などに対し、一定の要件を満たした場合、その交通費の一部を助成しています。

#### 今後の方針

- 障がいのある人の通所支援を継続するため、近隣市町の制度状況も参考にしながら、交通費助成を継続して実施します。

## 施策の方向性（４）サービスの質の向上、人材の確保・育成

### ▼基本的な考え方

障がいのある人を支援する制度やサービスは、近年大きく変化しています。障害福祉サービスや地域生活支援事業においては、個々の障がいの特性やニーズに応じて、多様な地域資源を効果的に組み合わせた適切なサービス提供が求められています。

また、今後も多様化するニーズに的確に対応できるよう、支援現場を担う職員の努力と専門性が尊重され、働きがいをもって活躍できるような地域づくりに県と連携し取り組みます。

そのうえで、専門的な知識と地域の実情を深く理解した人材の育成とサービスの質の向上に努め、質の高い支援体制の構築を目指していきます。

### ▼推進のための施策

#### 施策50

#### 相談支援の効果的な実施

(担当課：障がい者支援課)

##### 現状

- 障がいのある人の一般的な生活相談業務を市内2ヶ所の相談支援事業所に委託し、様々な相談支援に取り組んでいますが、周知が十分ではありません。

##### 今後の方針

- 相談支援従事者研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講し、障がいのある人に寄り添った相談支援と支援計画の調整に努めます。
- 基幹相談支援センターを中心に市内相談支援事業所と連携を図り、相談支援事業所の周知に取り組むとともに、障がいのある人の支援体制の強化を図ります。

#### 施策51

#### 手話通訳者養成研修の実施

(担当課：障がい者支援課)

##### 現状

- 聴覚に障がいのある人が周囲の人と円滑に意思疎通できるよう、仲介となる手話通訳者の養成研修を実施しています。

##### 今後の方針

- 聴覚に障がいのある人の円滑なコミュニケーション支援を推進するため、引き続き手話通訳者数の充実に向けた研修を実施します。

## 基本方針6 雇用・就労の促進



### 基本方針6の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
収入を伴う仕事をしている人の割合	22.5%	<u>24%</u>	25%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

## 施策の方向性（1）雇用・就労機会の拡大

### ▼基本的な考え方

就労は、自立生活の基盤であると同時に、社会参加や社会貢献、そして本人の生きがいつくりにもつながる重要な要素です。そのため、障がいのある人が地域で自立して生活するためには、多様な就労の場を確保することが不可欠です。

市のアンケート調査によると、収入を伴う仕事をしている割合は、精神障がい者が3割台半ばで最も高く、知的障がいと発達障がい者が2割以上となっています。就労形態は身体障がいの約4割が正規雇用である一方、知的障がい及び精神障がいは臨時・パート・嘱託等の非正規雇用が3割を超えて高くなっています。

障がいの種類や程度により一般企業での就労が困難な人もいるため、所得を得る就労支援に加え、日中活動として働く場の確保も含め、多様なニーズに応じた支援が求められています。

## ▼推進のための施策

### 施策52

#### 関係機関との連携による就労の支援

(担当課：障がい者支援課、産業振興課、管財課)

##### 現状

- 障がいのある人の就労支援にはさまざまな支援機関との連携が不可欠であり、障がい者自立支援協議会（就労部会）を中心に、企業への働きかけと理解促進に努めています。
- 障がい者就労支援施設等による庁舎内販売を通して、市民と障がいのある人の交流を支え、障がいのある人への理解促進と就労支援に取り組めます。

##### 今後の方針

- 就労に関する支援ネットワークづくりを進め、障がいのある人の受け入れ先事業所の確保に努めます。
- 障がいのある人の就労支援として、千葉労働局・ハローワークで実施している雇用促進面接会などの情報を、市ホームページ等に掲載し、周知を図ります。
- 障がい者自立支援協議会（就労部会）において、障がいのある人と雇用先を繋ぐ取組について協議します。
- 障がいのある人への理解と就労支援を促進するため、庁舎内等販売の充実を図ります。

### 施策53

#### 作業工賃増加への支援

(担当課：全庁)

##### 現状

- 障害者優先調達推進法に基づき、本市では「障がい者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針」を策定し、全庁で積極的な発注を進めており、発注額は年々増加傾向にあります。

##### 今後の方針

- サービス事業所と協議しながら発注の増加を図ります。
- 障がいのある人の作業意欲を高めるとともに工賃増加に努めます。
- 障がいのある人の実施可能な作業をリストアップし、庁内に周知することで、新たな発注作業の掘り起こしに取り組めます。

## 施策の方向性（２）一般就労への移行と定着の支援

### ▼基本的な考え方

障がいのある人を支える就労支援では、就労への不安に寄り添いながら、一般就労への移行とその定着支援が重要です。市では、ハローワークや就労支援機関と連携し、就労移行支援事業所や県の障害者就業・生活支援センターを活用したきめ細かな支援を行っています。就労前の準備から、職場定着後のフォローアップまで、切れ目のない支援体制の構築を図っています。今後も、企業や地域との協働を通じて、障がいのある人が働きやすい環境づくりを進めていきます。

### ▼推進のための施策

#### 施策54

#### 障がいのある人への自立・就労支援 重点目標6

（担当課：障がい者支援課、産業振興課）

#### 現状

- 障がい者自立支援協議会（就労部会）において、企業向けに雇用助成金の活用勉強会や、障がいのある人の受け入れに向けた見学会を行っています。
- 庁内において障がい者就労支援施設等からの優先調達に取り組んでいます。
- 障がいのある人やその家族が、市民向けイベントの開催時に気軽に利用できる相談ブースを設けて取り組んでいます。

#### 今後の方針

- 企業と障がいのある人をつなぐ支援を地域全体で取り組みます。
- 障がいのある人の就労時の不安や困りごとに個別相談で対応し、雇用促進と自立支援、一般就労への移行支援、孤立防止に取り組めます。

## 基本方針7 社会参加の拡充



### 基本方針7の成果指標

指標項目	現状値 (令和7年度)	中間目標値 (令和12年度)	目標値 (令和17年度)
地域活動をしている人の割合	41.0%	46%	50%以上

※数値は、障がい者福祉に関するアンケート調査の値

## 施策の方向性（1）文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

### ▼基本的な考え方

障がいのある人が自身の関心に基づく活動に積極的に参加し、多様な人々との交流を通じて自己実現を図れるよう、生涯学習(スポーツや文化活動など)の参加機会を充実させることが重要です。市のアンケート調査では、「友人や仲間との交流」「趣味・教養などの文化・芸術活動」「スポーツ・レクリエーション活動」が、今後充実させたい生活の要素として高く挙げられています。

これらの活動は、障がいのある人の健康維持や生きがいづくりに大きく寄与します。そのため、情報発信の強化など、障がいのある人が安心して参加できる環境整備を一層推進していく必要があります。

## ▼推進のための施策

### 施策55

#### スポーツ活動の促進

(担当課：文化・スポーツ課、障がい者支援課)

##### 現状

- 障がいのある人もない人もともに参加し楽しめるスポーツイベント「四街道 WALLABY RUN」を毎年開催しています。
- 総合型スポーツクラブ四街道SSCにおいては、誰もが参加できるように多種目のプログラムが提供されています。

##### 今後の方針

- 誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、情報提供の充実を図ります。
- スポーツやレクリエーション、イベントを企画する所管課を通じて、インクルーシブな場の設定を推進し、参加者同士が理解しあい、障がいの有無を問わずに楽しく身体を動かし、様々な人々が参加できるよう推進します。
- 総合型スポーツクラブ四街道SSCにおいては、障がいの有無にかかわらず、誰でも参加できるプログラムの開催及び指導ができるよう運営団体と協力します。

### 施策56

#### 生涯学習事業の利用促進

(担当課：社会教育課)

##### 現状

- 市民の学習活動支援と市政への理解促進に向け、「生涯学習まちづくり出前講座」を実施しています。
- 市民が講師となって、学びたい市民の生涯学習をアシストする「生涯学習生きがいがづくりアシスト事業」を実施しています。
- 市の各種事業を掲載した「まなびいガイドブック」を発行し、市民の生涯学習に関する情報を広く提供しています。

##### 今後の方針

- 生涯学習の情報提供・啓発を充実させ、障がいのある人の参加を促進し、生きがいや充実した生活を支援します。

---

## 施策の方向性（２）社会参加活動の促進

---

### ▼基本的な考え方

障がいのある人の活発な社会参加を促進するためには、関係機関との連携を強化し、多様な面で参加しやすい環境を整備することが重要です。

さらに、障がいの有無にとらわれない市民の交流の促進は、市民の障がいに対する理解と共感を深める貴重な機会となるだけでなく、障がいのある人の心豊かな生活の実現にもつながります。

こうした交流の場や取組を支援し、誰もが共に支え合い、学び合う共生社会の実現を目指していきます。

### ▼推進のための施策

#### 施策57

#### 障害者手帳によるサービスの拡充

（担当課：障がい者支援課）

#### 現状

- 障害者手帳の種類・程度に応じ、タクシー割引や有料道路割引、市内循環バス「ヨッピー」の運賃免除、自転車駐輪場の優先登録・登録料減免などのサービスを受けられます。

#### 今後の方針

- 市内の公的機関との連携を強化し、利用料の減免対象となる施設の拡充に努めます。

**現状**

- 福祉ショップ運営団体に活動場所の提供や運営支援を行い、南部総合福祉センターわろうべの里での市民交流と社会参加を支援しています。

**今後の方針**

- 地域で生活する障がいのある人、家族、ボランティアによる協働運営のモデルケースとして重要な役割を果たしていることから、ピアサポートやインクルーシブ推進の場として継続支援します。

## 施策の方向性（3）地域福祉活動の促進

### ▼基本的な考え方

障がいのある人が心豊かで自立した地域生活を送るためには、公的サービスの充実はもちろん、多様なニーズに応えるきめ細かな支援体制が欠かせません。地域住民によるインフォーマルな支援の拡充も重要です。

令和7年度の地域福祉計画策定に伴うアンケート調査では、「現在地域活動に参加している」人が1割台半ばにとどまる一方、「積極的に」「できるだけ」参加したいと答えた人が合計で4割を超え、地域活動への参加促進が課題であることが示されました。

多様な福祉・ボランティア活動は障がい福祉のみならず市全体の福祉向上に寄与するため、NPOやボランティア団体の情報提供や育成・支援、市民が参加しやすい環境づくりを一層進めていきます。

### ▼推進のための施策

#### 施策59

#### ボランティア活動の充実

（担当課：社会福祉課）

#### 現状

- 市社会福祉協議会がボランティアセンターの運営を行っており、行政はその活動を支援しています。

#### 今後の方針

- 新規ボランティアの発掘や育成により、ボランティア活動のさらなる充実を図ります。
- 活動情報を発信するボランティアセンターの更なる周知に取り組むことで、ボランティア活動に意欲や関心のある人と様々なボランティア団体との繋がりを支援し、ボランティア活動への参加を促進します。

## 施策60

### NPOに対する支援の充実

---

(担当課：みんなで課、みんなで地域づくりセンター)

#### 現状

- NPOなどの活動を支援するため、市民活動情報の充実や市民活動の相談対応を行い、地域課題解決に取り組んでいます。

#### 今後の方針

- 地域活動を担う主体の育成や、市民活動情報の収集・提供の充実に取り組みます。
- 「みんなで地域づくりセンター事業」を通じて、行政関係各課との連携・協力体制のさらなる充実を図ります。

## 施策61

### 民生委員活動への支援

---

(担当課：社会福祉課)

#### 現状

- 民生委員は地域で相談・助言や関係機関との連携を行い、障がいのある人や高齢者の平常時や緊急時の安否確認など、地域の見守り活動を行っています。

#### 今後の方針

- 誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、継続して民生委員活動を支援します。
- 担い手不足解消のために、行政からの働きかけを工夫するとともに、各種媒体を活用して広報活動を強化し、欠員地区を減らすことに努めます。

## 施策62

### 地域づくりへの参加促進

---

(担当課：みんなで課、みんなで地域づくりセンター、総務課)

#### 現状

- 市民が行政活動に参加するための基本的な事項を定める市民参加条例により、障がいのある人を含めた市民が参加しやすい環境を整えています。
- 「みんなで地域づくりセンター」における地域課題の解決を図る取組を通して、市民の地域づくりへの参画を促進しています。

#### 今後の方針

- 市民・職員に対して、市民参加手続制度のさらなる周知・普及に努めるとともに、市民が主体的に地域づくりに参画する取組を支援します。
- 「みんなで地域づくりセンター事業」を通じて関係機関との連携を強化し、市民の主体的な地域参画を支援します。

## 施策63

### 地域福祉施設の整備

---

(担当課：社会福祉課)

#### 現状

- 地域福祉活動の拠点として、小中学校の余裕教室などを活用した地域福祉施設の整備を進めています。
- 千代田中学校地区地域福祉館は、多くの市民団体に利用され、地域の活性化及び交流の場として有効活用されています。

#### 今後の方針

- 関係機関などと協議を進め、地域資源としての地域福祉施設の活用方策に関し、引き続き検討します。

## 第5章

# 計画の推進体制

### 1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、計画に掲げたそれぞれの施策について点検・評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定・改定を行う際に各施策の進捗状況を調査するとともに、保健福祉審議会において評価を行い、結果を市ホームページで公表します。

### 2 関係機関との連携

障がいのある人が、地域の中で安心して自立した生活を送るためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、障がい者自立支援協議会を中心として、障害福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化を図っていきます。

### 3 県及び障害保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、市町村の枠を越えた各種サービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、16の障害保健福祉圏域を設定しています。

本市が含まれる印旛障害保健福祉圏域は、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町で構成されており、地域活動支援センターI型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

- ・ 計画策定の流れ
- ・ 計画策定経過
- ・ 保健福祉審議会条例
- ・ 委員名簿
- ・ 障がい者基本計画策定委員会設置要領
- ・ 用語解説
- ・ 市内の社会資源の状況